第24回（1997年度）

資生堂児童福祉海外研修団報告書

イギリス（バーンズリー・スウィンドン・ロンドン）

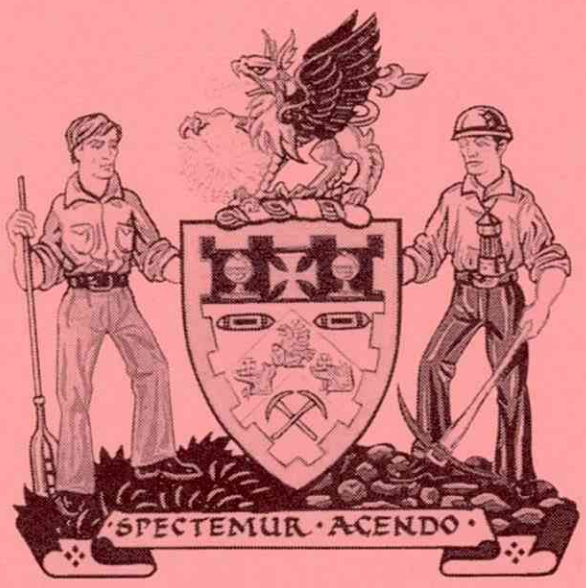

バーンズリー市の紋章

財団法人　資生堂社会福祉事業財団

第24回（1997年度）

資生堂児童福祉海外研修団報告書

イギリス（バーンズリー・スウィンドン・ロンドン）

第24回　資生堂児童福祉海外研修団　結団式（１９９７－８－２６）

小林　吉原　工藤　黒板　鈴木

木村　岡本　福西　虹釜　山根　谷口　上薗

清水評議員　上岡副部長　渡辺課長　福原理事長　谷松会長　菅原団長　中川常務理事

（目　次）

第24回資生堂児童福祉海外研修実施要綱 …… 4
あいさつ　　全国児童養護施設協議会会長　　谷松　豊繁 …… 5
研修団メンバーリスト …… 6
団長報告 …… 8
事務局報告 …… 10
研修スケジュール …… 11

第1章　イギリスの児童福祉制度の枠組み
Ⅰ　1989年児童法 …… 14
　1．児童法の概要 …… 14
　2．児童法による「家庭支援」と地方自治体の責任 …… 15
　3．児童法による「子どもの虐待防止」と地方自治体の責任 …… 16
　4．施設の登録と監査 …… 19
Ⅱ　児童虐待防止の施策 …… 20
　1．虐待防止施策を支えるもの …… 20
　2．虐待（Abuse）の分類 …… 20
　3．虐待への対応について …… 21
　4．児童虐待防止のための「ケース会議」と「登録」について …… 21
　5．児童虐待防止のための「登録」の現状について …… 23
Ⅲ　里親と養子縁組サービス …… 24
　1．里親委託について …… 24
　2．養子縁組について …… 24
Ⅳ　青少年司法について …… 25
　1994年刑事裁判及び公的秩序法の概要 …… 25

第2章　バーンズリー市の児童福祉
Ⅰ　バーンズリー市の児童福祉行政 …… 28
　1．児童福祉行政を支える基本的考え …… 28
　2．児童福祉行政の内容 …… 28
　3．バーンズリー市における児童福祉行政の現状 …… 30
Ⅱ　ソーシャルワーカー事務所 …… 31
　1．子どもの保護について …… 31
　2．家庭支援について …… 32
　3．ソーシャルワーカーの資格取得の方法 …… 32
Ⅲ　児童虐待防止部門 …… 33
　1．バーンズリー市における児童虐待防止サービスの指針 …… 33
　2．虐待（Abuse）の分類 …… 33
　3．虐待防止システム …… 34
Ⅳ　登録・監査部門
　1．登録と監査について …… 35
　2．デイケアへの規制 …… 35
　3．居住型ケアへの規制 …… 35
　4．監査の工夫 …… 35
　5．規制の利点と欠陥 …… 36
Ⅴ　訪問施設・機関 …… 37
　・バーナード・プライオリー家庭支援センター
　・サマーウェル児童リソースセンター
　・ケレスフォース児童施設
　・ジョーンストリート児童リソースセンター
　・カムテック保育所
　・バーンズリー総合病院精神衛生サービス部

第３章　ロンドンクロイドン区の児童福祉
Ⅰ　社会福祉部による講義……42
　１．クロイドン区の児童家庭福祉サービス機構について……42
　２．クロイドン区の児童家庭福祉サービス……43
　３．クロイドン区における施設の登録と監査……43
Ⅱ　訪問施設・機関……44
　・アディングトン保育所
　・アディングトン地区ソーシャルワーク事務所
　・プレイプラス

第４章　民間の機関、団体
Ⅰ　コッツワルドコミュニティー……47
　１．コッツワルドコミュニティーの歴史と概要……47
　２．治療の概要……48
　３．活動内容の概要……48
　４．教育の場……49
　５．生活及び治療の場……49
Ⅱ　ザ・フーケアーズ・トラスト……52
　１．公的に育成されている子どもの現状について……52
　２．活動のねらい（目的）について……53
　３．具体的な活動内容について……54
　４．雑誌「Who Cares？」について……54
Ⅲ　NCH Action for Children……56
　１．組織の概要……56
　２．政府の政策が当組織に与える影響……57
　３．ボナハウス（ファミリーアセスメントユニット）について……57
　４．ファミリーセンターについて……58
Ⅳ　EUにおける社会福祉の展望……59
　１．欧州における社会福祉モデル……59
　２．福祉サービスの傾向……59
　３．実践上の傾向……59
　４．研修における傾向……59
　５．児童福祉分野でのイギリスの位置……59
Ⅴ　訪問都市の概況……60

第５章　イギリス研修の感想……62
事業経過報告……75
海外研修同行記……76
海外研修先・関係団体リスト……89
入手資料リスト……90
資生堂児童福祉海外研修の実績一覧……91
研修団員名簿……92
編集後記……93

第24回　資生堂児童福祉海外研修実施要綱

1．目　　的

児童福祉施設の中堅幹部職員を対象に、福祉先進国の福祉情報、専門知識、処遇技術、施設の運営形態などの研修に加え、広く訪問国における人々との交流を通して、参加者の幅広い人間形成と資質の向上を図り、将来の児童福祉界を担う人材の育成を目ざす。

2．主　　催　　財団法人　資生堂社会福祉事業財団

3．後　　援　　厚生省、全国社会福祉協議会

4．研修テーマ　「地域社会が求める福祉サービスのあり方」について

5．研修内容　イギリスにおける

（1）現在の児童、家庭福祉政策に関する概要
（2）児童、家庭に対するサービス機関の現状
（3）施設と地域社会の関係について
（4）児童の権利保障について（決定参加権、意見表明権）
（5）児童虐待と保護体制の現状について
（6）里親制度の現状について
（7）ソーシャルワーカーの専門性と育成について

6．研修先　イギリス（バーンズリー、スウィンドン、ロンドン）

7．実施時期　1997年9月29日（月）～10月11日（土）（13日間）

8．派遣人員　14名　　団　員　12名（団長以下12名）
　　事務局　2名

9．推薦要件

①過去に他財団、団体の主催する同類の海外研修に参加していない者。
②職務経験年数が5年以上で年齢が45歳以下の者。(97-4-1 現在)
③日常児童の処遇に真剣に携わり、本テーマによる研修について高い関心を持ち強い意欲と責任感のある者。
④心身ともに健康で長期にわたって児童福祉に貢献できる者。

10．研修報告書の作成及び発表

①研修団は、報告書を所定の期日までに作成し主催者に提出する。
②それぞれの協議会等の主催する研修会等において、研修結果の報告を行う。

あ い さ つ

全国養護施設協議会
会 長　谷松　豊繁

財団法人資生堂社会福祉事業財団のご厚志により、本年（平成９年）10月、昨年に引き続き実施されました第24回資生堂児童福祉海外研修に養護施設職員をはじめ、全国の児童福祉施設職員に参加の機会を与えていただきましたことを心から御礼申し上げます。

戦後間もなく児童福祉法が制定されて、平成９年は50周年に当たっておりますが、６月には、児童福祉法等の一部改正が行われ、平成10年４月１日から施行されますことは、既にご存じのとおりであります。

養護施設も「児童養護施設」に名称が変更され、機能面でも『児童の自立を支援すること』が明文化されますとともに「虚弱児施設」が児童養護施設に移行となります。さらには、「児童家庭支援センター（第２種社会福祉事業）」の創設など、『相談・援助機能』の充実もうたわれております。

一方、社会・経済情勢の変化の中で、児童や家庭を取り巻く環境、特に、児童をめぐる新たな福祉ニーズも複雑かつ多様化しており、これらの新たなニーズに的確に対応するためには、児童福祉施設の職員研修の、より一層の充実と、児童福祉の現状等に対する『国民の正しい理解と協力』が最大の課題ではないかと感じているところです。

全国養護施設協議会といたしましても、各児童福祉施設種別協議会との連携を強めながら、21世紀を担う子どもたちの『最善の利益』を確保しつつ、職員研修の充実を図るために全力で傾注してまいりたいと考えている次第です。

これらを踏まえて、第24回海外研修が福祉先進国であるイギリスの福祉実践の現場を訪問して実施されましたことは、今後のわが国の児童福祉を考えるうえで、大変時宜を得たものであったと思います。

本研修の企画・実施から、報告書の作成に至るまで事務局としてお世話いただきました資生堂社会福祉事業財団の皆様、さらには研修の内容充実のためにご配慮いただきました厚生省の関係者の皆様にあらためて感謝申しあげますとともに、本研修が引き続き児童福祉施設職員にとって実り多い機会として、今後の児童の福祉と健全育成に一層寄与してまいりますよう祈念いたしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

第24回
資生堂児童福祉海外研修団

ENGLAND

TEAM LEADER Mr. Akira SUGAWARA

Superintendent, Asahigaoka Gakuen,
Children's Home
(Miyagi Pref)

団　長
旭が丘学園
菅原　昭

SECRETARY Mr. Taisuke NAKAGAWA

Managing Director,
Shiseido Social
Welfare Foundation
(Tokyo Metropolitan)

事務局
資生堂社会福祉事業財団
中川　泰輔

SECRETARY Mr. Junji SUZUKI

Manager Secretariate,
Shiseido Social
Welfare Foundation
(Tokyo Metropolitan)

事務局
資生堂社会福祉事業財団
鈴木　順治

TOUR CONDUCTOR

Mr. Masahiro HIEJIMA
Manager, Meiji Travel Service, Inc.
(Tokyo Metropolitan)

添乗員
明治航空サービス株式会社
比江島眞砂博

〔A GROUP MEMBERS〕

CHIEF

Mr. Shojirou KAMIZONO
Child Guidance Worker,
Chiran Jido Gakuen,
Children's Home
(Kagoshima Pref)

知覧児童学園
上薗　昭二郎

MEMBERS

Mr. Masayuki OKAMOTO
Child Guidance Worker,
Shinsen Gakuen,
Children's Home
(Kanagawa Pref)

心泉学園
岡本　眞幸

MEMBERS

Ms. Chizuru TANIGUCHI
Child Care Worker,
Midoriryou,
Children's Home
(Ehime Pref.)

みどり寮
谷口　千鶴

MEMBERS

Mr. Yoshiki KOBAYASHI
Child Guidance Worker,
Shirayuri Home,
Home for Fatherless Families
(Akita Pref)

白百合ホーム
小林　儀貴

MEMBERS

Mr. Akira KUDO
Training Instructor,
Chibaken Oyumi Gakkou,
Home for Training and Education of
Juvenile Delinquents (Chiba Pref.)

千葉県生実学校
工藤　　章

MEMBERS

Ms. Kayoko KUROSAKA
Child Care Worker,
Shimizugaoka Gakuen,
Residential Treatment Center for
Emotionally Disturbed Children
(Hyogo Pref)

清水が丘学園
黒坂加代子

〔B GROUP MEMBERS〕

CHIEF

Mr. Kazuaki GONOKAMA
Child Guidance Worker,
Baiko Jidoen,
Children's Home
(Ishikawa Pref)

梅光児童園
虹釜　和昭

MEMBERS

Ms. Junko FUKUNISHI
Child Guidance Worker,
Kyuseigun Sekoryou (Salvation Army),
Children's Home
(Tokyo Metropolitan)

救世軍世光寮
福西　順子

MEMBERS

Mr. Naoki KIMURA
Family Court Probation Officer,
Chiba Family Court
(Chiba Pref)

千葉家庭裁判所
木村　直樹

MEMBERS

Mr. Eiji YAMANE
Child Guidance Worker,
Hiroshima Shudoin,
Children's Home
(Hiroshima Pref)

広島修道院
山根　英嗣

MEMBERS

Ms. Eri YOSHIHARA
Child Care Worker,
Shiraume Gakuen,
Home for Infants
(Fukui Pref)

白梅学園乳児預かり所
吉原　恵里

団長報告

旭が丘学園
園長　菅原　昭

第24回資生堂児童福祉海外研修団の出発にあたり、㈱資生堂福原会長、厚生省渡辺家庭福祉課長、全国養護施設協議会谷松会長、全国社会福祉協議会児童福祉部上岡副部長のご列席のもとで結団式を行い、去る9月29日に今回の研修地である英国に向けて出発いたしました。

成田空港を飛び立ち、シベリア上空にて乗客の一人が身体の不調のためその日は成田空港に引き返し翌日出発というアクシデントはありましたが、全員元気で10月11日、すばらしい研修を受けて、心身共に充実感にあふれて帰国いたしました。改めて研修団員を代表して資生堂社会福祉事業財団と我々を研修に送り出してくれた皆様方に衷心より感謝と御礼を申し上げます。

一日余裕を持って行動できる予定が前記のようなことでつぶれてしまい、到着した翌日から早速研修が開始されました。外国で研修する場合通訳の良否が大きく影響しますが幸いにも素晴らしい方に恵まれ、相互の意思の疎通が正確に行われより学習効果を上げることができたと思います。

さて、研修先のそれぞれの内容については団員の皆さまの報告に期待することとし、私は全般的な状況について大まかになりますが報告いたします。

最初の訪問地である英国中部の元炭坑の町バーンズリー市では、町をあげての歓迎でバスの到着を市の職員数名が待ち受けていてくれ、その日から5名の職員は我々が町を離れるまで24時間体制で寝食を共にしながら世話をしてくれました。

また、市長主催の歓迎レセプションでは次期市長を始め、市議会議員、市職員などが多数が参加し、市議会議場での挨拶の交換と共に市の小・中・高生によるブラスバンド隊の演奏までついて、予想を上回る歓迎に気分も高揚といったところでした。

それだけに研修は、バーンズリー市議会の福祉部長が、この町を研修に選んだことは正解だと研修初日の挨拶で話されたが、その意気込みそのままにメニューがびっしりと組み込まれ、研修はタイムキーパーつきで行動するハードなものでした。

バーンズリー市においては、行政側から福祉サービスの説明と各種施設訪問が行われました。後に訪問したロンドンのクロイドン区でも同じでしたが、福祉サービスは1989年に制定された「児童法」が基本で、地方自治体がサービスの実行といった構図になっており地方により、また自治体により相当の独自性がある。言い換えれば独自性を持った内容となっているということです。

特に児童養護に関しては全国的に、里子が主体に考えられており施設的なものにつ

いては5～6名のグループホーム的な形で考えられており大規模な施設はないとのことでしたが、情短及び教護が合わさったような大規模な施設は全国に数カ所あり、入所児童は全国から集まるとのことでした。

しかし、このような考え方の根底には施設収容は金がかかる（児童一人の一年間の保護委託費は£55,000＝約1,100万円）ということで、福祉にも市場経済原理の導入ということもあり福祉と経済の関係はますます重要視され厳しさが増してくることが予想され、里親も含めて在宅福祉志向の陰には金のかからない方策の選択の比重が高い感じがすることも否めない事実と思います。

また、子どもの犯罪の多発・凶悪化もどこも同じような傾向にあり、「子どもに権利を与えすぎた」という発言や司法上の刑罰強化ムードがあるということからも、日本同様に児童問題の複雑さが予測されるところです。

外国のことを研修等で勉強する際、「その国を理解すること、日本人としての考えを基本において考え比較したりしたのでは理解ができないこと、この国はそうなんだということで余計なことは考えずに単純に思い込むことが大切である」ということを通訳の方が何度も話されましたが、戦後今まで自分の仕事を通して、また、社会のムードとしても外国ではこうだ、先進国ではこうだ、こうしているという話がいかにも天の声のように思わされてきた者にとって、考え方を改める必要がある時期でもあり、私もこのお話は外国のことを研修・学習する者にとって非常に大事なポイントであると思います。

言い換えれば、外国でどんなに良いと思われることでも、それはその国で良いことであって日本の国ではそのまま利用、活用できるものではありません。いまさらという感じもありますが、日本人の単なる猿真似、舶来崇拝に対する皮肉にも聞こえました。

EU全体から眺めた英国についての話が研修の最後にあり、英国人は変わり身が早いということがその中にありました。問題への対応の早さと同時に自分のこととして考え、独自の内容を持った方策で進展させることが先進国といわれるゆえんかなとも感じられ、福祉の変革がいわれている日本も、経済との関係は当然切り離しできないとしても児童の健全育成に必要な経済的投資と人的配置は十分に考えられた先進国になってほしいものと期待し、報告といたします。

事務局報告

資生堂社会福祉事業財団
常務理事　中川　泰輔

今回は児童福祉の分野で進んでいるといわれるイギリスで「地域社会が求める福祉サービスのあり方」をテーマに研修を実施した。一カ国で集中的に研修するのは過去23回の海外研修を通して初めてのことである。イギリスでの児童福祉サービスを体系的に捉えることに主眼をおいた。イギリスの福祉に造詣の深い佛教大学の津崎教授にプログラム作成から研修報告書の作成に至るまでご指導をいただいた。お陰様で大変充実した研修となった。

研修は大きく二つの観点からおこなわれた。第一点は、人口22万人の地方都市バーンズリー市において一地方自治体の児童福祉行政を体系的に捉えようという試みである。第二点は、ロンドン周辺の児童福祉の実情を掌握することにより、二つの観点の整合性を確認することである。その結果、イギリスでは報告書にも示しているように複雑なシステムを巧妙に運用して成果を上げていることが分かる。

今回の研修ではバーンズリー市が我々研修団の受け入れに大変好意的であったことである。市長主催の歓迎レセプションがあったり、地元新聞に我々研修団の訪問が報ぜられるなど、市をあげての歓迎に大変感激をした。

また、イギリスの奥深く入り込んだこともあり、イギリスの素晴らしさを団員一同肌で感じた。イギリスがこんなに広い平原であるとは…。見渡す限り、青々とした牧草地そして穀倉地。そして、きれいな町並み。シェイクスピアの故郷…ストラットフォード・アポン・エイボン。風呂の語源ともなったローマ風呂のあるバース。巨大遺跡のあるストーンヘンジ。イギリス最大の尖頭を持つ大聖堂のあるソールズベリ。学生の町…オックスフォード。首都ロンドン。イギリスの自然と文化を知る旅でもあった。

バーンズリーでのサヨナラパーティーでは団員が「折り紙の実演と宇和島踊り」を披露し、イギリス人も一緒になっての異文化交流をおこない、最後は全員で“蛍の光”を歌って別れを惜しんだ。

出発の飛行機が乗客のエジプト人が暴れだしたことから、ロシア上空でUターン、成田に戻り、一日遅れの出発となるハプニングはあったものの、13日間にわたる研修を無事終え、全員元気に帰国した。

最後に、今回の研修にあたりご支援、ご協力いただいた関係各位に心よりお礼申し上げる次第である。

第24回　資生堂児童福祉海外研修スケジュール

月　日(曜)	時　間	日　　程
9／29(月)	11:30	東京（成田）発　BA006
	15:00	緊急事態発生のため（機内に急病人が出た）、シベリア上空から成田へ引き返す
	16:20	成田着、成田ビューホテル泊
9／30(火)	9:20	東京（成田）発　BA006
	12:40	ロンドン着
	15:30	ロンドン発 BA1402
	16:40	マンチェスター着
	17:30	マンチェスター発（バス）
	19:10	バーンズリー着
	19:30	打合せミーティング（於　ホテル）
10／1(水)	8:55	ホテル発
	9:00	プライオリーキャンパス着
		・開会　バーンズリー市社会福祉協議会長
		・歓迎の辞　バーンズリー市副議長
		・答　礼　菅原団長
		・バーンズリー市の概要、社会福祉状況の案内
		・日本の社会福祉状況の案内　虹釜
	12:00	(昼　食) 於　プライオリーキャンパス
	12:45	プライオリーキャンパスの案内
		[Aグループ]
	13:30	・Barnardos Priory Centre　訪問
		（バーナード・プライオリー家庭支援センター）
		[Bグループ]
	13:30	・Lundwood Children and Families Team　訪問
		（ランドウッドソーシャルワーカー事務所）
	15:00	バスでバーンズリー市内見学
	17:00	ホテル着
	18:45	ホテル発
	19:00	市役所レセプションホール
	19:10	・バーンズリー市長　歓迎の挨拶
	19:20	・菅原団長　答礼
		・中川常務理事　挨拶
	19:30	立食のサパーレセプション
	21:00	ホテル着

月　日(曜)	時　間	日　　程
10／2(木)	8:55	ホテル発、Hoyland Town Hallへ
	9:30	・The Fostering and Adoption Service　訪問 (里親と養子縁組のサービス) [Aグループ]
	10:30	・Hoyland Children and Families Team　訪問 (ホイランドソーシャルワーカー事務所) [Bグループ]
	10:30	・Summerwell Children's Resource Centre 訪問 (サマーウェル児童リソースセンター)
	12:15	(昼食) 於Wentworth [Aグループ]
	13:45	・Keresforth Children's Unit　訪問 (ケレスフォース児童施設) [Bグループ]
	13:45	・John Street Children's Resource Centre　訪問 (ジョーンストリート児童リソースセンター)
	15:45	・The Registration and Inspection Unit　訪問 (児童福祉施設監査機関)
	17:00	ホテル着
	18:00	Meadowhall Shopping Centreでショッピング
10／3(金)	8:45	ホテル発
	9:00	バーンズリー市役所
	9:15	・児童と家族に関する法的背景について
	11:00	・Chamtec Day Nursery (保育所) 訪問
	12:00	(昼食) Metrodome見学 (市営のスポーツ施設)
	13:30	・Barnsley District General Hospital-Mental Health Services (バーンズリー総合病院精神衛生サービス部) 訪問
	15:00	・The Child Protection Unit (児童虐待防止サービス部) 訪問
	17:30	ホテル着
	19:00	ホテル発
	19:30	Wortley Arms着 (地元のパブ) ・お別れパーティー
10／4(土)	9:00	バーンズリー発　goodbyesバーンズリー！ ストラットフォード・アポン・エイボン経由ブリストルへ
	17:00	ブリストル着

月　日(曜)	時　間	日　　程
10／5(日)	9:00	ブリストル発
		バース、ストーンヘンジ、ソールズベリ経由スウィンドンへ
	17:00	スウィンドン着
10／6(月)	9:00	The Cotswold Community　訪問
		(情緒障害児治療施設)
	15:00	スウィンドン発オックスフォード経由ロンドンへ
	19:00	ロンドン着
10／7(火)	9:30	クロイドン区社会福祉部　訪問
	9:30	・福祉部長による歓迎挨拶とオリエンテーション
	9:45	・現在のイギリス児童家庭福祉サービスの体制について
	10:45	・現在の児童福祉法、青少年司法について
	11:30	・ディスカッション
	12:00	(昼食)
	13:15	・Kingsdown　訪問（キングスダウン一時保護、養護施設）
	14:15	・Addington Day Care Centre　訪問(アディングトン保育所)
	15:00	・Addington District Social Work Office　訪問
		(アディングトン地区ソーシャルワーク事務所)
	15:45	・Play-Plus訪問　(ボランティアによる放課後児童の健全育成施設)
	17:00	・ディスカッション
		(終了)
10／8(水)	9:30	The Who Cares？ Trust　訪問
	9:30	・The Who Cares？ Trustの紹介
	10:15	・子どもの意見表明権・決定参加権について
	12:30	(終了)
		NCH Action for Childrenへ出発
	13:00	NCH Action for Children　訪問
		(昼食) 歓迎の挨拶
	14:00	・NCH Action for Childrenの歴史と文化
	15:00	・21世紀への戦略的方策について
	15:30	・クライアント主体のサービスについて(施設型と地域社会型)
	16:30	・EUにおける社会福祉事業の概況
	17:00	・質議応答
	17:45	(終了)
10／9(木)		・ロンドン観光と自由行動
10／10(金)	13:30	ホテル出発
	16:30	ロンドン発　BA007
10／11(土)	12:10	東京（成田）着
		・トランジットエリアで研修終了のミーティング
		空港で解散

第1章 イギリスの児童福祉制度の枠組み

I 1989年児童法 (The Children Act 1989)

1. 児童法の概要

児童法は、イギリス(注)における児童と家庭に関する福祉の基本をなす法律で、1989年に超党派的な賛成を得て制定され、1991年10月に施行された。成立までに8年から9年の歳月を要したようだが、十分な現場の調査を行い、社会福祉関係者の意見や従来の研究成果に基づく考え方も採り入れてあり、極めて実践的な法律である。また、従来、児童に関する法律は、不統一で複雑だったが、それらを一本にまとめ上げたともいえる。

児童法は、0歳から17歳までの子どもを対象としている。12部108条で構成されており、その特徴としては、以下の点があげられる。

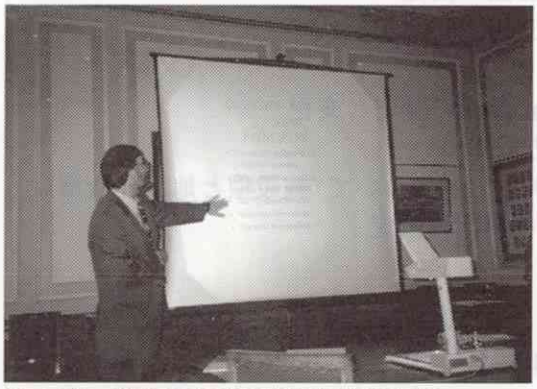

バーンズリー市役所で1989年児童法の説明を受ける。

(1) 公法（児童福祉法）と私法（民法）が統合されていること。

地方自治体による子どもの福祉に関する権限や義務や責任に関する事項と、親などによる子どもの監護責任に関する事項が、同じ法律によって規定されているため、両者の関係が明確で、調整を図ることが容易になっている。

(2) 「子どもの福祉」を裁判所の判断における至高の考慮事項としていること。

「子どもの福祉」という大原則を示し、さらに「子どもの福祉」の内容の具体的な判断基準を明示したり、チェックリストを定めたりしてあり、子どもの側に立った判断がなされるようになっている。また、手続きの遅延が子どもの福祉を害する危険性があるため、遅延を無くすよう裁判所がタイムテーブルを作成することも規定されている。

(3) 「親責任」(Parental Responsibility)を強調し、公的介入を最低限に抑制すること。

「親責任」とは、「法により子の親が子及びその財産に関して有しているすべての権利、義務、機能、責任及び権威」とされている。イギリスでは、子どもを「親の所有物」と捉える考え方から、今世紀に入って「親の権利」、「親の義務」という考え方に移行し、1980年代になって、「親の責任」が問われるようになってきた。「親責任」を規定する児童法の下では、家庭への公的機関の介入はできるだけ避け、公的介入は、子どもを保護する必要のある場合に限定される。しかし、介入が必要な場合には、裁判所のケア命令により、

(注)この報告書で「イギリス」という場合、特に断りのない限り、イングランド及びウエールズのことを指す。

地方自治体にも「親責任」が発生し、確実・迅速に介入することになる。また、地方自治体は、通常の家庭の営みがなされるように、親や家族との「パートナーシップ」に基づいて、家庭を支援することが最も重要であるとされている。

(4) その他、初めて障害児を認めた法律であること、地方自治体が介入する場合には、人種や文化的背景、言語等を考慮しなければならない旨初めてうたった法律であること、子や親が正式に不服を述べる方法が定められていること、地方自治体が効率よく社会福祉サービスを提供するために、関係機関が地方自治体に協力すべきことを定めていること、などの特徴もある。

児童法は、国連の「子どもの権利条約」の内容を十分考慮して作られており、その内容を満たしていると考えられている。児童法は、施行から約6年が経過したが、実務家から見ると、総体的に良い法律であるという。ただし、子どもに対する当然のサービスが財政不足から提供できない面があること、裁判所が関与するケースは、複雑で、関係者も多数いるため、結果的に時間がかかってしまいがちであるなどの現実的な問題は残っているようである。

2. 児童法による「家庭支援(Family Support)」と地方自治体の責任

家庭内での虐待等のリスクを予防し、子どもをできる限り親元で生活させるという児童法の基本的考え方を実現するために、地方自治体は、「要保護児童」の家庭の機能を維持し、家庭内の長期的なリスクを取り除いていくよう、種々の「家庭支援(Family Support)」を提供することが義務づけられている。

「要保護児童(Children in need)」とは、地方自治体によるサービスの提供がなければ、相当な水準の健康もしくは発達が見込めない子ども、サービスがなければ健康もしくは発達が重大に害されるかそのおそれのある子ども、または、障害児を指している。地方自治体は、そういった子どもを「登録」し、子どものニーズを特定・認定して、虐待等を防止するために子どもや家族に指導、助言、相談等を行うこととされている。

児童法では、家庭支援の具体的方策として、ファミリーセンターの設置、5歳以下(就学前)の子どもに対するデイケアの提供(第18条1項)、通学している子どもに対する学校時間外や休日の監護その他の活動の提供(第18条5項)、アコモデーション(宿所)の提供(第20条)などを規定している。これらの援助を与えても親元で生活させるのが困難なケースもあるし、親からの相談により地方自治体が子どもを一時的に児童ホームや里親で預かることもある。そのような場合にも、子どもや親の希望や感情を考慮しながら調整することが義務づけられている。

一方、地方自治体に対して、家族、病院、学校等から、ある家族への援助の希望が出された場合、地方自治体は、子どものニーズを積極的に探って認定する責任が生ずる。その場合、地方自治体の社会福祉部に属するソーシャルワーカーは、

学校や病院、警察等の関係機関と連携を取って情報を収集し、子どものニーズに関する評価を行う。家庭に介入することは簡単なことではないが、ソーシャルワーカーは、介入が必要な場合には、児童法にうたっている「親とのパートナーシップ」を基本にしながら、子の福祉に重点を置いて援助していく。介入の必要があるにも関わらず、親の強い拒否により介入が困難な場合には、裁判所の命令を得て、警察の協力のもとに介入することもある。

また、地域には家庭支援のためのファミリーセンターが設置されており、ソーシャルワーカーが、親に子育てスキルを指導したり、子どもの問題行動に対する相談・助言を行ったり、話し相手のいない親に話をする機会を提供したりしている。さらに、特別の施設で、心理療法の必要な子どもや薬物依存の子ども、暴力的な子どもなどに対するカウンセリングを行ったりもする。

これらのサービスは、すべて地方自治体が提供するわけではなく、民間団体のボランティアに依頼することもあるし、地方自治体が一企業にお金を払ってサービスを提供してもらうこともある。

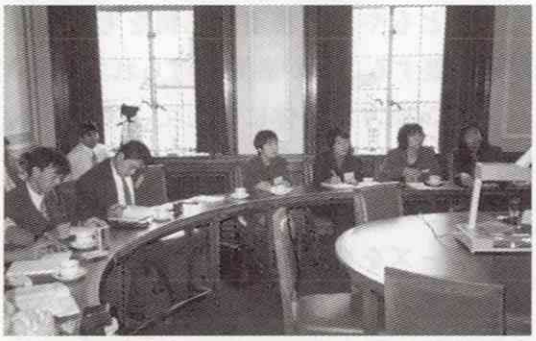

バーンズリー市役所にて。

3. 児童法による「子どもの虐待防止(Child Protection)」と地方自治体の責任

児童福祉における地方自治体の責任において、最も重要なのは、「子どもの虐待防止」である。児童法は、第5部で「子どもの虐待防止」について規定し、家庭できちんと育てられていない子どもに対して地方自治体がなすべきことを定めている。「子どもの虐待防止」は、早く介入しすぎて悪化させてもいけないし、介入が遅れて子どもが死亡するなどといった事態が生じることも避けなければならず、非常に微妙な問題である。

(1) 地方自治体の調査義務

まず、子どもが家庭内で重大な害を受け、または、受けるおそれのある場合には、地方自治体は必要な調査を行う義務が課せられている(第47条)。調査は、親、子ども自身、警察、教師、医師、保健婦等から、子どもが危険な状態にあるとの情報提供がされることにより開始される。情報は、両親自身が精神的に追い込まれて連絡してくることもあれば、祖父母や叔父叔母などの親族、近隣の住民、匿名での通報などで得られる場合もある。情報の内容は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトなど多岐にわたる。そのような情報に基づいて、ソーシャルワーカーが、子どもに危害が加わったのか、危害が加わる危険性があるのかといったリスクの調査を行う。調査は、地方自治体が定めるプログラムに従って行われ、その過程で警察や学校や病院などの関係機関の協力と連携をもって行うことが必要になるが、ソーシャルワーカーが

機関間の調整を行うことになる。

調査の結果、家庭に虐待等のリスクがあると認められた場合には、児童虐待の予防と再発防止のために、リスクのある家庭の児童を地方自治体が「登録」し、必要な措置（子どもの保護手続や家族支援の提供など）を行うことになる。

(2) 緊急保護命令の申請

調査の結果、家庭内で危険な状態と判断され、児童ホームに入所させて保護するのが相当である場合には、親の同意を得て児童ホームで保護する。しかし、親が児童ホームへの入所を反対している場合には、裁判所のケア命令により措置することになる。地方自治体は治安裁判所（Magistrate Court）に、まず、「緊急保護命令（Emergency Protection Order）」を申請する。休日や夜間などの時間外に緊急に保護する必要が生じた場合には、警察が対応する。

緊急保護命令が出されると、地方自治体は、8日間（1回に限り、さらに7日間延長することができる）子どもに居住場所を提供して保護することができる（第44、45条）。ほとんどの場合には、緊急保護命令が出ることになるが、まれに裁判所から「児童アセスメント命令（Child Assessment Order）」（第43条）が出ることがある。その場合、地方自治体は、心理学者や医師の協力を得て、子どもの身体的、精神的な状況を調査することになる。

(3) ケア命令またはスーパーヴィジョン命令の申請

子どもの緊急保護中に、地方自治体が家庭の状況を調査し、保護期間終了後も子どもを親元に帰すと危険があると判断された場合、裁判所に「ケア命令」または「スーパーヴィジョン命令」を出すよう申請する（第31条）。地方自治体がケア命令またはスーパーヴィジョン命令を申請しても、裁判所の判断で、別の命令が出ることがある。1989年以前、裁判所はケア命令またはスーパーヴィジョン命令を出すか、もしくは、審理しないという判断しかできなかったが、1989年児童法により、裁判所は、交流命令（Contact Order）、禁止命令（Prohibited Order）、居所命令（Residence Order）、特定事項命令（Specific Issue Order）等の他の命令も出すことが可能となり（第8条）、それによって、たとえば、子どもを祖父母のもとで育てさせ（居所命令）、親がそこで子どもと接触を図る（交流命令）といった命令がなされるようになった。

裁判所にケア命令またはスーパーヴィジョン命令を申請するには、親と地方自治体との意見が食い違っただけでは足りず、子どもがかなり深刻な被害を被っている、または被るおそれがあるという状況がなければならない。この種の命令を申請する場合、地方自治体は、子どもの状況報告、家族の状況の総括的評価を裁判所に提出する。子どもの育て方が分からない親のもとで育てられたようなケースで、ソーシャルワーカーでは判断できないほど子どもが心に傷を負っている場合には、親の子育て能力が改善するものかどうかの判断を裁判所が下すための資料として、精神科医の報告書を提出する。

一方で、地方自治体は、子どもの処遇プランを裁判所に提出し、子どもの将来を地方自治体がどう見ているか、現有資源の中でどのような処遇をしていくのかを明らかにする必要がある。このように、地方自治体は、遅延なく、各方面から集まる確実な情報に基づいて、裁判所が判断できる状況づくりをすることになる。一方で、地方自治体とは完全に独立したソーシャルワーカーによる、子どもの興味やニーズといった全く別の視点からの報告も並行的に提出される。

(4) 地方自治体による育成(Looked After)

裁判所に持ち込まれるケースの中でも深刻なものに対して、ケア命令が出され、親元から離して、里親や児童ホームなどで保護されることになる。もちろん、ケア命令が出されたからといって、親の親責任がなくなることはない。ケア命令は、親責任を地方自治体にも共同行使させる命令、つまり、地方自治体にも子どもの養育権を与える命令であり、ケア命令によって実質的に地方自治体が親責任を行使することになる。その後で具体的に子どもをどこでケアするかは、地方自治体が決定することになる。ケア命令により里親や児童ホームに入所する理由は、親の虐待によるものが多く、その内訳は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の順になっている。

裁判所は、ケア命令を出さない場合、通常はスーパーヴィジョン命令を出す。子どもは親元に帰され、地方自治体のソーシャルワーカーや医師、心理職などの専門的助言、援助を受ける。その期間は、通常は12カ月間であるが、必要があれば、2年間の延長が可能であり、最長3年間ということになる。スーパーヴィジョンによって、ある程度の家族の形態ができあがるため、スーパーヴィジョン命令を受けた家庭の予後は良好である。

ケア命令が出るケースは、子どもが家庭で深刻な危険にさらされている場合であるが、できる限り親元での生活を優先することや、最終的には親元に帰すことについて常に考慮することが求められている。親との接触の奨励は、長期的な施設入所の後でも多くの子どもが親元に帰っているという調査報告がなされ、施設にいても親や親族との接触を継続するのが望ましいとの考え方によっている。そのため、子どもが親元を離れて育成されていても、子どもにマイナスにならない範囲で、子どもと親との接触を保つようにすることが地方自治体に課せられている(第34条)。施設入所中に親や親族と接触させることにより、家庭に戻すか、里親や養子縁組先を探すか、長期ホームへ入所させるかの検討が可能になる。

さらに、施設に入所している子どもの場合、ケア命令自体は18歳で終了するが、児童法により21歳までは地方自治体が子どもに対する援助、助言、友人活動を行う責任がある。

(5) 処遇プランの作成とそのレヴュー(再審査)

先に説明したとおり、地方自治体は、調査の上、子どもの家庭のリスクの大きさを評価し、それぞれの子どもの保護のための処遇プラン(Child Care Plan)を作

成する義務がある。ソーシャルワーカーは、処遇プランを、親、学校、医療関係者、社会福祉部などの関係者と協力して作成することになる。処遇プランは、その子どもを、人的・物的資源、その他の社会資源をどのように活用してケアしていくかを定めたもので、子どもの医療的ニーズ、その子どもが誰と接触を持つべきかなどといったことを考慮し、その子どもに関わるすべての人の意見をもまとめたものである。各地方自治体のガイドラインによって、ソーシャルワーカーがどの程度の頻度で子どもを訪問するか、どの程度の期間で処遇プランを見直していかなければならないかが定められている。

地方自治体は、子どもの処遇プランを、6カ月に1度はレヴューしなければならない。レヴューの会議は、地方自治体から独立した人が議長となり、親や子ども自身も参加することができ、内容が本人にとって適切なものであるかどうかを再審査する。処遇プランが適切でないという場合には、親や子どもは、不服や主張を申し立てることができ、地方自治体は不服や主張の内容を調査しなければならない。それでも不服や主張が解消しない場合には、最終的には独立した委員会が不服や主張の妥当性を審理することになる。

4. 施設の登録と監査

児童法により、地方自治体には、児童ホームやデイケア施設等を登録し、一定の基準を満たすよう定期的な監査を行うことが義務づけられている。児童ホームの建物、スタッフ、家具、機材、内装等のほか、処遇内容についても入所している児童などから意見を聴取するなどの方法で監査が行われる。デイケア施設、チャイルドマインダー(注)、保育所、プレイグループ、託児所などあらゆる種類のサービス提供組織を登録・監査することになる。

具体的な監査頻度や監査方法、監査内容は、各地方自治体が定めることになっているが、全国的にそれほど大きな差はない。監査を拒否することは、刑罰の対象となり、地方自治体の監査部門は、いつでも監査できる強い権限を有している。この登録・監査制度が、サービスを受けている子どもの保護として機能している。

(木村、上薗)

プライオリーセンターでバーンズリー市の福祉全般についての講義。

(注)親の便宜を図るシステムで、一個人が一日の中数時間又は短い期間(1日～2日)、子どもを自宅に預かり世話をする。

Ⅱ 児童虐待防止の施策

イギリスでは、児童虐待を予防し、また、その再発を防止するための種々の施策を行っている。以下に、その概要を紹介する。

1. 虐待防止施策を支えるもの

(1) 1989年児童法

児童虐待防止の施策においても、やはりこの法律が根本的な拠り所となっている。そこでは、子どもの養育における親の責任が明記され、親と地方自治体とのパートナーシップの必要性が強調されている。その上で、親の責任も果たさずに、児童虐待防止の観点からもリスクのあるような家庭・児童に対しては、地方自治体が、法的に介入、調査をし、リスクのあるその家庭の子どもを地方自治体が登録し、見守っていこうとする児童虐待防止のための登録制度が定められている。

バーンズリー市児童虐待防止サービス部、部長のシエラ・ロックさん。

(2) 「Working Together」

これは、政府から発行されているガイダンス（案内書）の一つで、児童虐待防止の施策においても、その拠り所となる大変に重要な指針を示している。

そこでは、直接的な当事者のみならず、保健、医療、教育、心理、警察、福祉、等々の関連しうるあらゆる専門機関の人たちが、一体となって、児童虐待に対処していくための方策が示されている。

(3) 地方自治体ごとの児童保護のマニュアル

さらには、例えば、バーンズリー市の「児童虐待防止の手引きと指針」のように、それぞれの地方自治体ごとに、児童虐待防止のためのマニュアルも作成されており、それが、この施策における最も直接的な拠り所となっている。

2. 虐待(Abuse)の分類

虐待（Abuse）を、より明確に把握するために、「Working Together 1991」では、以下の４つに分類している。

(1) ネグレクト（Neglect）

これは、子どもの健康や発達を大きく阻害するような保護の怠慢・拒否や、子どもの放置を意味している。

(2) 身体的虐待（Physical Abuse）

これは、身体に対して故意に加えられる危害や傷害を意味している。

(3) 性的虐待（Sexual Abuse）

これは、子どもに対する養育者の一方的・恣意的な性的干渉行為や、社会的なタブーとなっている近親相姦などを意味している。

(4) 心理的虐待（Emotional Abuse）

これは、子どもの心理的発達を大きく阻害するような、極端かつ深刻な心理的外傷をもたらす行為として捉えられてい

る。これは、養育者の子どもに対する、何らかの継続的かつ深刻な心理的に問題のある（時に、病的な）扱いを意味している。

以上、虐待の４つの分類を見てきたが、これは、あくまでも便宜上の分類であって、実際は、より複合的なものとなっていることが多く見受けられる。

たとえば、バーンズリー市の虐待に関する統計資料を見てみると、「虐待」というものを、上記の４つの分類を基にしながら、さらに細分化して、全部で10に分類している。

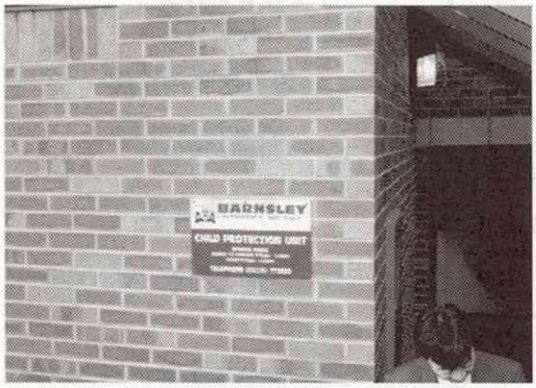

バーンズリー児童虐待防止サービス部。

3. 虐待への対応について

虐待への対応について、その簡単な流れを、以下に示す。

①虐待の疑いのあるケースの発覚（通報等による）

②ソーシャルワーカーによるその家庭の調査、他の諸機関との接触・協議・協働

③児童虐待防止（ケース）会議開催の必要性の確定

④（ケース会議が必要であれば）全ての関連機関・職員との調整

⑤当事者であるその親子とすべての関連諸機関の職員が一堂に会しての児童虐待防止のケース会議の開催（それにより、新たに登録をするかどうか、あるいは、登録を抹消するかどうかを決定）

⑥その他、子どもの最善の利益を考慮して、いくつかの勧告を行う。

4. 児童虐待防止のための「ケース会議」と「登録」について

虐待防止のための「ケース会議（Case Conference）」には、子どもの両親も、また、場合によっては、子ども本人も出席することができ、その他には関連諸分野の専門家（例えば、分野の異なる第三者的なソーシャルワーカー、警察官、医者や看護婦、教師、臨床心理士など）が、出席する。

そして、この会議において決定できることは、まさに児童虐待防止のための「登録」に関しての決定である。つまり、

①その子どもを新たに児童虐待防止の登録簿に載せるかどうかということと、

②すでに登録済みの子どもの登録を抹消するかどうかということを、決定する。

ただし、この会議においては、それだけではなく、児童の虐待防止にとって最善の策と考えられる勧告（Recommendations）についても、出席者の合意のもと、いかなるものであっても出すことが認められている。

ちなみに、登録の対象となった児童については、その年度ごとに、その児童の虐待防止プラン（Child Protection Plan）が、立案されねばならないことになっている。しかし、逆説的ではあるが、その

児童虐待防止（ケース）会議に至る諸段階／虐待ケース介入への勧告　出典NCIPCA（1997）Childhood Matters, Stationery Office

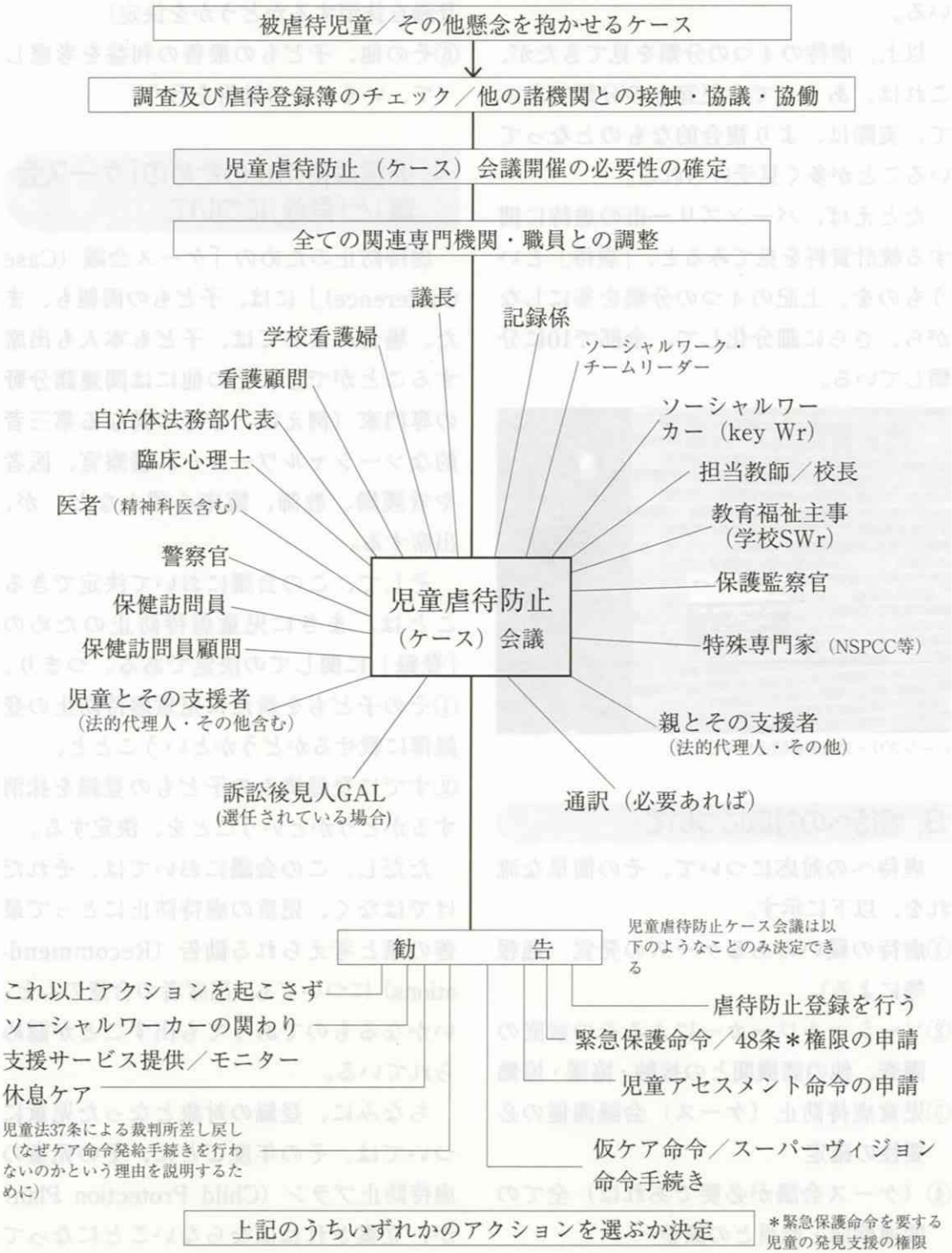

プランの最終的なねらいは、そうしたプランの立案の必要性がなくなっていくことにある。

5. 児童虐待防止のための「登録」の現状について

イングランドにおける児童虐待防止のための登録数に関する、1989年～1996年までの統計資料を、以下に示す。

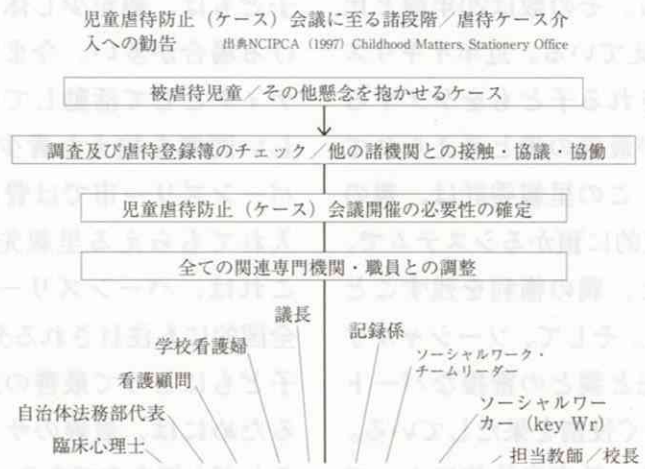

バーンズリー児童虐待防止サービス部を後にする団員。

（岡本）

Ⅲ 里親と養子縁組サービス

1. 里親委託について

イギリス全体で公的に世話を受けている子ども6万人のうち、4万人が里親のもとで生活している。その数は20年前と比べると、2倍に増えている。近年イギリスでは、親から離される子どもをケアするには、里親委託が最善の策と考えられているからである。この里親委託は、親の同意を得て、暫定的に預かるシステムで、家族という形態と、親の権利を残すことを目的としている。そして、ソーシャルワーカーは、里親先と親との密接なパートナーシップをつなぐ役割を果たしている。

里親になるには、地方自治体によって認められ、さらに難しい子どもに対応できるように、様々な研修を受けなければならない。最近は、ネグレクトや性的虐待を受けていたり、年齢の高い子どもが増えており、質の高い里親が要求されてきている。また、実の家庭が崩壊しないように、家庭とその子どもをつなぐような、補佐的な役割を課せられている。ソーシャルワーカーは、警察や医師などの協力を得て、その里親先が問題を抱えている子どもを受け入れられるか、子どものニーズを充分に満たすことができるか、親と接触しなければいけないことがわかっているかなど、親と一緒に、その里親の能力をみていくのである。そうして子どもが受け入れられると、児童法に定められているように、ソーシャルワーカーが訪問したり、健康状態やケアプランも考えていくことになる。

バーンズリー市において、1996年は166名の子どもが121家族に委託されている。成人するまで長期にわたって世話をする家族もあれば、同じ子どもを短期に何度も預かる場合もある。特に障害を抱えた子どもは、親が少し休むために短期で預ける場合が多い。今までの里親はボランティアとして活動していたが、最近は難しい問題を抱えた青少年が増えたため、バーンズリー市では費用を負担して受け入れてもらえる里親先を増やしている。これは、バーンズリー市だけではなく、全国的にも注目される分野になっている。子どもにとって最善の生活環境を提供するためには、最善のサポートをしていくことが大切なのである。

2. 養子縁組について

養子縁組が法的に認められたのは1926年で、当時は子どもと親のマッチングは行われず、子どもができない夫婦のニーズが優先で、子どものニーズは二次的であった。1990年代になると、その子どもにとってどういう親が必要かを考え、子どもを養子に出す親と、養子縁組をした親とが、自由にパートナーシップを組むことができるようになった。子どもを産んでも育てられない親が、どの親に養子縁組をさせるかといった選択権を持ち、また養子縁組した後も、その子どもに自由に会いに行くことができる。会いに行くことができない親には手紙や写真を送るサービスもある。

養子縁組のできる子どもの年齢は18歳

未満で、養子縁組の親は、多くが子どものできない人で医者から紹介されてくる。養子縁組の親として認めるには里親を探すのと同じような審査が行われる。犯罪行為を犯していないか、また、健康面に問題がないかはとても重要で、太り過ぎや喫煙などについても、子どもとマッチングしていくのに大切なポイントになる。ソーシャルワーカーは、実際にその家を訪ねてかなり長い間調査していく。その中でさらに大事な点は、養子縁組先の母親が子どもを産めないことでの偏った意識を完全に無くして、全く知らない他人の子どもを育てることできるかどうかということである。さらに、その子どもの情緒的なニーズを、受け入れるだけの気持ちのゆとりがあるかどうかをみなくてはならない。そして事前に必ず研修を受け、性的な虐待を受けた子どもや、親の背景がわからない場合は、HIVやエイズについての勉強もしなくてはならない。こうしてマッチングを通してその子どものニーズと養親の質を合わせていくことになる。しかし年齢の高い子どもや、特にニーズの必要な子どもの受け入れ先は少なく、そういった難しい年頃の子どもが増えてきているのが現状である。

その他に、養子縁組された子どもが成人した後に、当時の影響で傷ついた心を癒すためのカウンセリングも行われている。また当時の養子縁組の状況を、本人が望めば教えなければならないと法的に決まっており、自分がどこで生まれ、誰が本当の親なのかを知ることができるようになっている。

ホイランド・タウン・ホールで養子と里親の話を聞く。

養子・里親を担当する市のスタッフ。

（福西、谷口）

IV 青少年司法について

1994年刑事裁判及び公的秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994）の概要

イギリスの青少年司法は、「1994年刑事裁判及び公的秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994）」に規定されており、対象年齢は18歳未満とされている。刑事司法に関する法律においては、10歳から13歳までを子ども（Child）、14歳から17歳までを青少年（Young Persons）と捉えている。10歳未満では刑事責任がないものとされており、10歳から14歳の

子どもが犯した犯罪については、子どもが自らの犯罪の意味が分かっていたこと（刑法上の犯行遂行の意思）を検察側が立証しなければならないことになっている。

1994年刑事裁判及び公的秩序法は、「1991年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1991）」でかなり前向きな改正を行った後、さらにスタンスを変化させた内容になっている。1991年刑事裁判法は，本人の犯した犯罪の重大性を反映した量刑とするという応報的考え方が強調されている。これは、軽犯罪を犯す累犯者に単に罪数によって拘禁刑を科すことに対する疑問の声があることが影響している。次に、同じ「暴力」であっても、身体暴力と対物暴力を明確に区別している。また、成人の刑務所収容者を減少させること、青少年の軽犯罪者をなるべく刑務所に入れないようにする新しい流れがあることを受けて、コミュニティーに対する社会奉仕命令や単位罰金制などの社会内処遇の多様化を図り、それらの社会内処遇が刑務所への収容と同様に罰であることを再定義している。さらに、青少年に対しては、年齢や発達の段階を考慮して決定を下すこととされている。そして、初めて人種や性別による裁判上の差別の存在を認めて改善するなど、前向きな考え方を導入した法律であった。その後、同一の犯罪であっても経済力により罰金額が異なってくる単位罰金制については、一般大衆や治安裁判所判事らの反対意見により、廃止された。

この法律が施行された後、保守党内の考え方が変化したことや、児童による幼児殺害事件等の重大犯罪が発生し、マスコミが大々的に報道した結果、当該児童の劣悪な生活環境や虐待を受けていた事実などには目が向かず、単に「幼い犯罪者」との認識が広がってしまったことなどが影響し、1994年刑事裁判及び公的秩序法が制定されることになった。

1994年刑事裁判及び公的秩序法においては、裁判所の機能が強化されたこと、セキュアートレーニングセンター（Secure Training Centre）という12歳から14歳の子どもを入所させる警備員付き訓練センター（警備会社が現在建設中だが、地方自治体及びＮＣＨやバーナードなどの民間団体が使いたがらないため、まだ全国に１カ所しかない）を導入したこと、警察の力が強化されたことなどの点が改められている。

この1994年刑事裁判及び公的秩序法をさらに改正する法案が、1997年秋頃に提出される予定であるが、青少年犯罪に対する厳しい態度には大きな変化はないとのことであった。

以上のように、イギリスの青少年司法は、応報的な量刑判断を強調している。しかし、犯罪の重大性のみをもって青少年に対する処遇を判断しているわけではない。福祉的視点が強調されていた1933年児童少年法（Children and Young Persons Act 1933）の時代からの「子どもの生活環境や置かれている状況を鑑みて判決を下さなくてはならない。」とする考え方は現在もなお残っている。また、青少年裁判所は、ソーシャルワーカーまたはプロベーションオフィサーが子どもの犯罪の

原因や生活環境を探って報告する「判決前報告書（Pre-sentence Report）」を参考にして決定することになっているとのことであり、青少年に対しては、犯罪の背景にある問題をも考慮していると言えよう。

さらに、イギリスでは我が国のように非行を犯した児童をすべて家庭裁判所に送致する（全件送致主義）という考え方を採っていない。非行の初期段階にある子どもに対しては、初犯の軽犯罪であれば、警察による助言指導をもって終了したり、犯罪の内容にもよるが、ソーシャルワーカーが警察と相談して、更正プログラムを作って、監督命令により対応したり、さらには、ケア命令によって児童ホームに入所させたりする場合もありうるとのことである。つまり、軽度な非行等で、警察や児童福祉の段階で対応するものも中にはあるということと思われる。一方、起訴されて青少年司法により裁かれる場合には、施設収容処分命令が出て身柄を拘束されたり、児童ホームの中の施錠される別ユニットに収容される命令が出たり、更正と教育を行う施設に収容されたりすることもあるという。ヨーロッパ全体の流れとしては、裁判所で罰を与えるべきとの考え方が強いとのことであった。

（木村）

イギリスあれこれ★その1

イギリスはUnited Kingdomというが、ブリテン島と北アイルランドの一部を入れてイギリス全土となる。イギリス全土を網羅する法律はない。イングランドとウエールズは同一法律であるが、スコットランド、北アイルランドは独自の法律を持っている。この報告書で「イギリス」という場合、特に断りのない限りイングランド及びウェールズのことを指す。

イギリス全図（イギリスの正式国名は United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland：グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国）

第2章 バーンズリー市の児童福祉

I バーンズリー市の児童福祉行政

1. 児童福祉行政を支える基本的考え

地方自治体における児童福祉サービスは、「児童法」と「国民保健サービス及びコミュニティーケア法」という二つの法律に基づいて提供されている。とりわけ、前者の「児童法」は、児童・家庭福祉の目指すべき指針と、それを実現するための方策を明確に規定している。特に、地方自治体に対しては、児童福祉サービスにおいての基本的な考え方と、それに立脚した地方自治体のサービス提供上の義務内容の規定をしっかりと盛り込んでいる。

しかし、ここで留意すべきは、「児童法」で規定されている地方自治体の持つ義務的事項とは、あくまでも、その枠組みが示されているだけに過ぎず、その中身については、各地方自治体の裁量に任されているということである。したがって現実には、地方自治体で展開される児童福祉行政の内容は、それぞれの地方自治体ごとに、千差万別の様相を呈している。

バーンズリー市においても、市が独自に「児童のサービスプラン（Children's Service Plan)」を作成して、それに沿って児童福祉の行政を推し進めている。

バーンズリー市の児童福祉行政について、市のスタッフによる説明。

2. 児童福祉行政の内容

(1) 児童福祉サービスの主な内容

次に、バーンズリー市における児童福祉サービスの内容について、その主だったものを以下に整理して示す。

①「児童のサービスプラン」の作成

3年に1回作成、1年ごとに見直し

②児童虐待防止サービス

家庭状況の査察、緊急時の裁判所への通知

児童虐待防止のための登録、その他、諸々の勧告

登録児童各人の養育プランの作成

③公的に育成される児童に対するサービス

里親への委託、養子縁組の斡旋（それが無理な場合は、入所施設へ措置）

公的に育成された児童の養育プランの作成

④社会資源（Resources）の整備と提供

保育所、子どもの遊び場、チャイルドマインダー

ファミリーセンター（教育やカウンセリングなどによる家庭支援）
入所型施設

⑤サービス提供者（機関）に対する監査指導業務
サービス機関への認可、登録業務
登録された機関に対する監査業務
年に最低２回（そのうち１回は、抜き打ちで実施）

⑥精神衛生サービス（バーンズリー市総合病院を中心に）

(2) 児童のサービスプランについて

バーンズリー市の児童福祉行政において最も重要視されていることは、児童のニーズを漏らさずに拾い上げていくということ、そして、市の限られた予算の中で、その膨大なニーズを特に行政の対応が求められるニーズに絞り込んでいくことである。

そこで、バーンズリー市では、「児童のサービスプラン」を作成し、その中で「要保護児童（Children in need)」という項目を設けて、その対象となる児童を明確に示している。

では、以下に、「児童のサービスプラン」の中で特に行政対応が求められる要保護児童を、列挙してみる。

①家庭支援の必要な子ども
②８歳未満の子ども
③障害をもっている子ども
④心の健康を害している子ども
⑤長期療養中の子ども
⑥死に至る病に冒された子ども
⑦薬物やアルコールを乱用している子ども
⑧（虐待防止のために）保護の必要な子ども
⑨公的に育成されている子ども
⑩養子縁組の必要な子ども
⑪社会的自立の援助をうけている子ども
⑫触法行為をした子ども
⑬ホームレスの子ども
⑭家出をしている子ども
⑮養護や看護や介護などをしている子ども

以上、「児童のサービスプラン」に盛られた要保護児童をすべてあげてみたが、結局、バーンズリー市の児童福祉行政における狙いは、まさに上記児童に対しての援助サービスの提供にあるということができる。

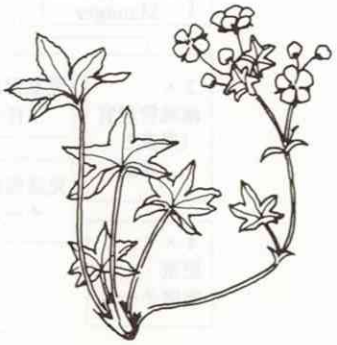

3. バーンズリー市における児童福祉行政の現状

(1) 予算

・福祉全体の予算　£3,100 万

・児童福祉の予算　£ 850 万

バーンズリー市の福祉予算

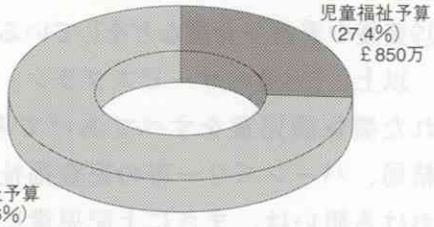

(2) 社会資源

・ファミリーセンター　3 カ所

・児童の入所型施設　5 カ所

・チャイルドマインダー　260 人

(3) 児童（18歳未満）人口　49,271 人

(4) 公的に育成されている児童の数 556 人

(5) 里親

・認可されている家庭数　121家族

(6) 養子縁組　18 人

(7) 虐待防止のための登録　242 人

(8) 学習障害（困難）児としての登録 177 人

(9) 特殊なニーズのある児童としての登録

・何らかのハンディキャップをもつ児童 459 人

・医療上の問題をもつ児童　707 人

・そ の 他　478 人

・合　計　1,644 人

(10) 特殊な教育的ニーズがあると評価された児童　833 人

（岡本）

イギリス側からも、日本の福祉・文化について鋭い質問が出された。

バーンズリー市の児童福祉関係職員の組織図

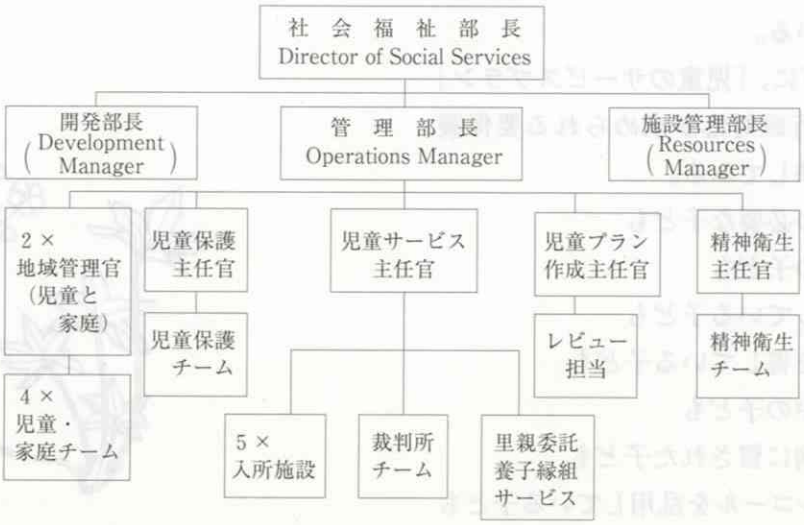

Ⅱ ソーシャルワーカー事務所

施 設 名：Lundwood Children and Families Team（ランドウッドソーシャルワーカー事務所）
施設種別：ソーシャルワーカー事務所
訪 問 日：1997年10月1日（水）
職 員 数：チームリーダー（1名）
ソーシャルワーカー（8名）
アシスタント（3名）

施 設 名：Hoyland Children and Families Team（ホイランドソーシャルワーカー事務所）
施設種別：ソーシャルワーカー事務所
訪 問 日：1997年10月2日（木）
職 員 数：チームリーダー（1名）
ソーシャルワーカー（7名）
アシスタント（2名）

バーンズリー市では、市を7地域に分け、各地域に1チームずつソーシャルワークチームが配置されている。ランドウッドチーム及びホイランドチームは、その一つであり、子どもの保護及び家族支援の仕事を中心に行っている。1人のソーシャルワーカーが受け持つケースは10～12件程度で、実の親と住んでいるものの、虐待等の危険があるということで、登録されている子どもや、現実に被害を受けたということで、里親先や児童ホームで世話をしている子どもなどである。

1. 子どもの保護について

ソーシャルワーカーは、家庭内で虐待等の危険性があるとの情報を得た場合、調査を行ってその家庭のリスクの大きさを評価し、子どもを登録する。この仕事はソーシャルワーカーだけでできるものではなく、医療関係、学校、警察、民間団体と密接な連携をとって進める。調査の結果、子どもを親元で生活させることができないと判断された場合には、子どもが最も適応できる代替家庭（親類宅や里親）で生活させることを考慮する。それも無理であれば、児童ホームに入所させることになる。ソーシャルワーカーは、関係機関の意見や、子ども本人や親の意見も集約して、子どもの保護のための処遇プラン（Child Care Plan）を作成する。

公的にケアしなければならない場合でも、その子どもにとって最善であれば、極力早く親の元に帰すことが必要である。しかし、子どもを早期に親に帰せなかったから失敗とか帰せたから成功ということではない。重要なのはその子どもを家庭に帰すために、あらゆる手段を考えたかどうかということである。すべての手段を講じたが、家庭に帰しても危害が加えられるということであれば帰せないし、それは失敗ではない。子どもと家庭にどのようなリスクがあるのかを明確に分析し、家庭の何を変えなければいけないのかについて、はっきりした計画を作ることが成功の鍵になる。

児童ホーム等に入所させて保護する必要がある場合、親の同意により入所させることが望ましいが、親が反対する場合

には、裁判所のケア命令により措置することになる。バーンズリー市では、裁判所への命令の申請数は、年間約50件程度で落ち着いており、大きな変化がなく推移している。年齢面から見ると、命令申請するのは、11歳から12歳の子どもが上限で、それ以上の年齢になると、子どもの意向を優先することになるという。

子どもが施設や里親でケアされる場合、必ず最初の3カ月に1回、その後は6カ月に1回処遇プランをレヴューしなければならないことになっている。そのレヴューの際のミーティングには、親も子ども本人も参加できるようになっている。

2. 家庭支援について

「子どもの保護」手続きによって子どもを保護するまでの必要がない場合でも、家庭に対する援助が必要な場合がある。月～金曜日の事務所が開設している時間には、電話でも駆け込みでも、援助が必要であれば、ソーシャルワーカーがそのニーズに対応するといったシステムになっている。

ソーシャルワーカーの主な仕事は，子どもの家庭を訪問して、必要な援助を与えることである。また、ソーシャルワーカーは、地域に設置されているファミリーセンターで、親に子育てスキルを指導したり、子どもの問題行動に対する相談・助言を行ったり、話し相手のいない親に話をする機会を提供したりしている。また、心理療法の必要な子どもや薬物依存の子ども、暴力的な子どもなどに対するカウンセリングを行ったりもする。

さらに、子どもの福祉にとって最適であると考えられる場合には、里親や居住施設などの一時的な住居を提供し、家庭の崩壊を防止するなどの措置を講じることも、家庭支援の仕事である。

児童法ができた当初は、「子どもの保護」に焦点が当てられたが、次第に「家庭支援」が大切だといわれるようになってきている。家庭支援は、予防的な措置を講じていくことが理想だが、財政上の問題や、当面の仕事が差し迫っていることもあって手がまわらず、十分な措置ができていないのが実情とのことであった。

ソーシャルワーカーの仕事は、レヴュー等でその内容が第三者によって見られているほか、政府の査察制度で改善すべき点を指摘されることもあるため、定期的に自分たちの仕事を見直していく必要があるとのこと。常に、家族内の多様なニーズと、子どもの置かれている状況のバランスを取っていくことが必要であり、高いスキルと感性が要求される仕事である。

3. ソーシャルワーカーの資格取得の方法

ソーシャルワーカーになる道は、様々である。2年間のディプロマコースを修了する方法、大学で学位を取得後、2年間のディプロマコースを修了する方法などがある。

（木村、工藤）

Ⅲ 児童虐待防止部門

施 設 名：Barnsley Child Protection Unit
（バーンズリー児童虐待防止部門）
訪 問 日：1997年10月3日（金）
施設種別：児童虐待防止のための専門機関
職 員 数：主任官（Principal Officer）1名
副主任官（Principal Assistant）1名
登録管理官
（Register Administrator）1名
ソーシャルワーカー　5名
速記書記官　5名
活動内容：バーンズリー市における児童虐待の防止のためのサービス

スタッフが質・量ともに充実している児童虐待防止部門。

1. バーンズリー市における児童虐待防止サービスの指針

バーンズリー地区児童保護委員会により発行された「児童虐待防止の手引きと指針」に基づいて、その活動を展開している。それは、「1989年児童法」や「Working Together」の理念に沿って作成されており、児童虐待防止のための手続きや指針を詳細に示したもので、まさにバーンズリー市における児童虐待防止サービスのバイブルとも言い得るものである。

2.「虐待」(Abuse)の分類

「Working Together」では、便宜的に、虐待を、「ネグレクト」、「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」に分類しているが、バーンズリー市では、さらにそれを細分化して、虐待を10に分類して捉えている。

以下に、その10のカテゴリーをあげておこう。

①ネグレクト
②身体的虐待
③性的虐待
④心理的虐待
⑤ネグレクトと身体的虐待と性的虐待
⑥ネグレクトと身体的虐待
⑦ネグレクトと性的虐待
⑧身体的虐待と性的虐待
⑨「Working Together」では取り上げられなかった分類
⑩（審議中のため）分類できないもの

バーンズリー市では、この分類に基づいて児童虐待防止に関する統計資料を作成し政府に提出している。

3. 虐待防止システム

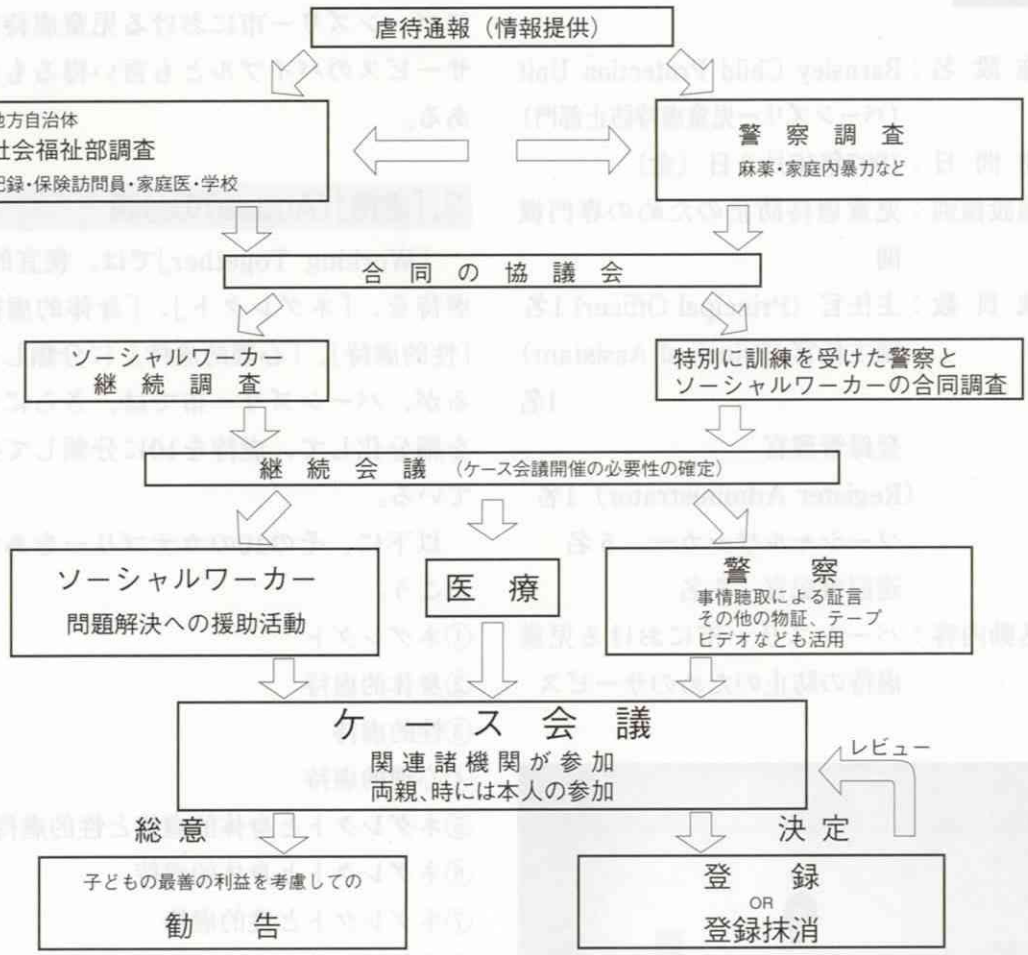

（岡本、虹釜）

バーンズリー市における児童虐待防止登録児童数の状況

虐待のカテゴリー	1995 男	1995 女	1995 合計	1996 男	1996 女	1996 合計	1997 男	1997 女	1997 合計
① ネグレクト	40	29	69	28	19	47	21	22	43
② 身体的虐待	46	37	83	46	45	91	43	37	80
③ 性的虐待	23	34	57	30	35	65	26	27	53
④ 心理的虐待	5	7	12	0	9	9	8	11	19
⑤ ①ネ＋②身＋③性	1	1	2	1	0	1	0	0	0
⑥ ①ネ＋②身	6	6	12	4	3	7	2	7	9
⑦ ①ネ＋②性	1	3	4	1	5	6	2	3	5
⑧ ①身＋②性	4	4	8	5	6	11	2	1	3
⑨ 他のカテゴリー	0	0	0	5	0	5	0	0	0
⑩ 未確定	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	126	121	247	120	122	242	104	108	212

団員の真剣な取材風景。

Ⅳ 登録・監査部門

施 設 名：The Registration and Inspection Unit（児童福祉施設監査機関）
訪 問 日：1997年10月2日（木）
施設種別：児童福祉施設の登録および監査の専門機関
活動内容：児童福祉施設の登録、認可と、その施設のサービス内容の監査を行う。（経理監査については、この機関とは別に、経理関係部門が行っている）

ここの活動の基礎となる法律は、1989年「児童法」であり、サービス内容の監査の権限は、地方自治体に委任されている。

1. 登録と監査について

登録（Registration）とは、その対象が適切な団体・組織であることを保証し認可することを意味している。その際の判断材料は、建物、スタッフ、資格、器具、家具等々である。

監査（Inspection）とは、登録されている団体・組織において、それが、保障すべきサービス上の基準を守っているかどうかを査察することである。監査の頻度は、施設種別によってほぼ決められている。

2. デイケアへの規制

チャイルドマインダー、デイナースリー、プレイグループは、登録されなければならない。これらは、1年に1回、監査を受けなければならない。

バーンズリー市児童福祉監査機関。

3. 居住型ケアへの規制

地方自治体運営のすべての児童ホーム及び4人以上の子どものケアを提供するプライベートホーム（民間の児童ホーム）は、登録が必要である。これらは、少なくとも年に2回は監査を受けなければならない。

4. 監査の工夫

監査をできるだけ有効に行うために、子どもに施設内を案内してもらったり、子どもと話をしたり、インフォーマルな雰囲気の食事中に訪問したり、市民代表の監査ボランティアとして、以前にそのホームで生活したことのある人を同行させたりする。さらに、親や担当のソーシャルワーカー、学校の教師、施設担当の医師、近隣住民などからも意見聴取をす

るなど、いろいろな工夫を行っている。

また、一口に監査といっても、2週間前に予め予告して行くものと、全く予告なしに抜き打ちで行く場合とがあり、予告して行く場合には、前もって子どもたちにパンフレットを配り、話したいことがあれば話せるように準備をさせておいて、監査の際には、できるかぎり彼らの声を汲み上げていく努力をしている。

また、監査においては、その施設の全般的な児童処遇方針、個別児童の処遇計画、職員の業務執行状況等のチェックも怠らぬようにしている。

ちなみに、監査拒否は、刑罰の対象となり、夜中でも監査を行う権限がある。

5. 規制の利点と欠陥

規制は、施設のサービスの基準を維持させるために行われ、児童保護に直結する大変大きな利点がある。しかし、現行の制度においては、登録が免除されているサービス（3人以下の居住型ホーム）もあり、それが、最大の欠陥だといえる。

（谷口、山根）

日本人の資料好き？を知ってか多くの資料が準備されていた。部長のブライアン・ベリーさん。

イギリスあれこれ★その2

一層の行政と二層の行政

英国の地方団体行政は一層と二層の行政組織があり、地方自治体ごとによって異なっている。ちなみに日本では「国」、「県」、「市町村」という二層の行政組織である。

【二層の地方自治体行政】

行政区分	公共サービス
市	町の清掃、公共住宅の提供、公園レジャーセンターの運営管理、タウンプランニング、
県	福祉、教育、消防、警察、総合計画、市収集のゴミ処分、
国	外交、国防、立法、その他、社会保障医療、その他

※47の県、333の市が二層地方自治体行政を実施

【一層の地方自治体行政】

行政区分	公共サービス
市	町の清掃、公共住宅の提供公園レジャーの運営管理、タウンプランニング、福祉、教育、消防、総合計画、ゴミ処理、
国	外交、国防、立法、その他、社会保障医療、その他

※ロンドン、マンチェスター、バーンズリーなどの工業・商業都市などは、昔から住民にとって大事な教育・社会福祉は市、もしくは区が実施。
※イングランドとウエールズには、36の地方自治体、そしてロンドン都に33の区がある。
※スコットランドは今年の4月にすべて一層の行政になった。
※北アイルランドは昔から県がなく市による一層の行政がなされている。

V 訪問施設・機関

バーナード・プライオリー家庭支援センター (Barnardos Priory Family Centre)

訪問日：1997年10月1日（水）
特　色：子育てをトータルにサポートし、虐待を未然に防止する活動をしている民間の機関。虐待児童保護のため、警察や社会福祉機関とも密接な関係をもっている。

わが国でもよく知られている、バーナードホームが前身で、今日では、約2,500のプロジェクトがあり、約3万人の児童を対象にしている。それは、主として、エイズ・売春・性非行などの子どもたちである。そして、この家庭支援センターの活動は、そうした数多いプロジェクトのうちの1つに当たる。

家庭支援センターの目的は、家庭と子どもの育成を支援するために、家庭内のストレスや感情による虐待などの問題を事前に防止することにある。

親へのカウンセリング、学習障害児を持つ家族へのサービス、親のグループ作り、8歳～12歳の子どもたちの学童保育、性的虐待を受けたり、問題行動を抱えた子どもとその家族のアセスメント、ボランティアのトレーニングなど多岐にわたるサービスを提供する。

また、学童保育のほか、ドロッピングクラブという母親と5歳以下の子どものための親子保育クラブもある。さらには、親子の行動観察室もあり、虐待などの疑いのある親子の観察もそこで行えるようになっている。

以上、この家庭支援センターは、ファミリーグループワーク、保育、観察評価等を中心に行い、虐待防止のため、行政機関とも協力し、一体となった支援を行っているとの印象を強く持った。

（小林、上薗）

サマーウェル児童リソースセンター (Summerwell Children's Resource Centre)

訪 問 日：1997年10月2日（木）
設 立 年：1979年
施設種別：軽度の発達障害児のための短期入所・デイケア施設
対 象 者：3歳～21歳の歩行可能な者
定　　員：15名（3ユニット各ユニット5名）
利 用 費：保護者の収入に応じて徴収する。
利用期間：1日1時間から3週間の長期滞在まで多様な利用の仕方がある。
6週間をめどに見直しをする。
職　　員：5名のソーシャルワーカーがいる。
目　　的：障害を持つ子どもの保護者に対する代替機能。
発達障害児の生活訓練の場。
特　　色

利用者の年齢、障害等多岐にわたっているため、設備も対応可能なものとなっている。

・各ユニットには台所、ラウンジ、風呂、テレビ等がある。利用者には、ベッドルームがある。
・台所では好みのものを調理することが許されている。
・1つのユニットは高齢児のための自立訓練のために使用される。
・各個室では飾り付けや私物の持ち込みが奨励される。
・学校のない日は、起床時間は自由となっている。

(山根)

ケレスフォース児童施設
(Keresforth Children's Unit)

訪 問 日：1997年10月2日(木)
施設種別：重度の知的障害児ショートステイ施設
利用対象：0歳～19歳

ケレスフォース児童施設はバーンズリー市と国の医療機関とが共同で作った重度の知的障害児ショートステイ施設（8床）である。職員が夜勤担当を含め20名で、365日開設している。勤務の形態と人数は夜勤専門員が6名、2名ずつのペアになっている。13名で早番7時～14時30分、遅番14時～22時の勤務を交代で行っている。

この施設のシステムは、ショートステイの利用が1日であっても、5週間でもその5週間後に再来所しなければならない規約がある。これにより継続して子どもを評価し治療し続けることができる。子どもを家庭に帰し、親がプランに沿って子育てを行う。継続して入所させないのは、子育ては家庭が基本で、入所施設ではないという運営方針からである。ショートステイとはいえ、公的に子どもを預かるので現在の子どもの状態を評価、把握しどのようなプログラムで進めていくか考慮している。日中、子どもは学校やデイセンターへ行っている。その学校やデイセンターとの間では、子どもの情報はすべてオープンにされている。各方面からの情報を収集することで子どもに対する援助の方法は常に見直され、それを基に学校、デイセンター、親と連絡を取って子どもの処遇に一貫性を持たせている。しかしプランに沿った処遇はそのまま継続はしない。子どもは常に成長、変化している。プランに対するレヴューを繰り返していくことになる。また子どものニーズを把握するために世界中で使われ始めている評価のための用紙「Looking After Children」の1998年からの導入を検討している。この用紙に子どもの状態を書き込むことで現在の児童のニーズが把握できるようになる。ただ頼りすぎて現在の子どもの状況を見落とすことがないように気をつけていきたいとのことだった。

子どもの数が少ないこともあり、施設を利用している親同志のネットワークは、ほとんどないとのこと。ただイギリスでは、このような障害児を抱えた親が民間団体を作っていくので種々な施策に影響を及ぼす力を持ち全国的な組織を作り上げ様々な活動を繰り広げる団体も数多く

あるとのこと。

ベッド等は施設の備品だが子どもが家庭で使っているおもちゃやぬいぐるみなどは自由に持ってきて構わないし、壁にもきれいな装飾が施され、家庭的な雰囲気が出され、早くなじめるような配慮がされていた。居室寝室は、ショートステイを利用中は子どもが家に帰ってもそのままにしておく。風呂はリフトが付き入浴介助が行いやすいなど、あくまでも家庭で子どもを養育する考えを基にあらゆる援助を提供するシステムが確立されていることを感じさせられた。

（黒板、小林）

ジョーンストリート児童リソースセンター（John Street Children's Resource Centre）

訪 問 日：1997年10月2日（木）
設 立 年：1969年
施設種別：児童ホーム
定　　員：10名
職 員 数：6名
対　　象：11歳～16歳、主に虐待を受けた子ども

活動内容

虐待を受けた子どもがほとんどなので、できるだけ個室を与え、マネージャーと3人のアシスタントが交代で泊まっている。毎月日誌の内容からソーシャルワーカーとスタッフ、子どもも参加して処遇についての話し合いをしている。不登校や行動の問題があり、学校から拒否される子どももいるが、カウンセリングを行い、再び学校へ戻れるようにしていく。16歳になると自立訓練のために他のアパートに移る。

他の児童ホームと比較すると、部屋の中が乱れていたり、廊下の壁紙がはがされていたり、ソファーが破かれていたりと、虐待を受けた子どもたちのダメージの大きさを感じた。

（福西）

カムテック保育所（Chamtec Day Nursery）

訪 問 日：1997年10月3日（金）
施設種別：保育所
利用対象：1歳～5歳児（医者、警察、看護婦、その他専門職の子どもが多い）
定　　員：48名
スタッフ：12名
利用時間：月～金、8時～18時
運営主体：バーンズリー市商工会議所
利 用 料：年齢、保育時間、食事の回数などで細かく規定されている。
（例）　£71.50（一週間）
　　一日　£9.25（午前中食事込）
　　一日　£8.25（午後食事なし）

バーンズリー市において公的保育所は一カ所もない。この地方は伝統的に「女性は家庭にいて子どもの養育をすべき」という考え方が強かったため、保育施設不足という現状があった。それで、保育所を求める声に応えてバーンズリー市商

工会議所はカムテック保育所のほか5カ所の保育所を運営している。

定員48名に対して12名のスタッフが配置されており、職員一人あたりの子どもの数は比較的少ない。建物自体は保育所として建てられたものではなく、他の古い建物を改装して使っており狭い印象を受けた。しかし、小さな部屋単位で少人数の保育がなされ、保育の空間もよくデザインされていた。日本のような集団保育とは全く異なった保育者の個性あふれる保育実践を感じた。

すべての子どもが一日中保育されるのではなく、子どもによって時間帯、通園日などの保育時間、回数が違う。食事は朝食、昼食、夕食が提供され、特に昼食前にはビデオ等を鑑賞し心を落ち着かせ食事の時間に入る。

イギリスにおいては義務教育が5歳から開始されるため、初期段階の学科教育が別の部屋でなされていた。イギリスでは以前から子どもの初期教育の充実に力を入れている。義務教育は5歳からであるが、1997年5月に発足したブレア政権はより一層の初期段階教育の充実に力を入れ、4歳からの教育を積極的に取り入れだしている。カムテック保育所でも4歳クラスでの教育を開始したとのことである。

保育所に対する監査が毎年実施されるが、地方自治体社会福祉部が実施する監査と、義務教育と4歳からの初期教育に対する文部省の監査も実施されている。

イングランドにおけるすべての地方自治体は3年ごとに、8歳以下の児童のデイケアについてレヴューしなければならない。社会福祉と教育が一緒になってレヴューするという義務がある。このように教育と福祉が連携して子どもの保育についてその最善の方法を常に追求している姿勢が感じられた。

バーンズリー市にはこのような保育所のほか、プレイグループがある。プレイグループは心や身体に障害を持った、特別なニーズのある子どもの保育施設である。そこではボランティアの人たちが、教会や集会所を借り受けて就学前の、特別なニーズのある子どもたちを遊ばせている。

（虹釜）

イギリスの子どもはお人形のようで大変かわいらしい。

バーンズリー総合病院精神衛生サービス（Barnsley District General Hospital Mental Health Services）

訪 問 日：1997年10月3日（金）
所 在 地：バーンズリー市
設 立 年：1970年
施設種別：国立の精神衛生サービス
利用対象：成人の精神障害者16～65歳のバーンズリー市民
定　　員：54名（3病棟、18床）

全国平均で、7割の人が自分の意思で入院。3割の人が強制的に入院させられている。談話室は広く家族との面談の場になっている。マインド（患者が医師に言えないことを代わって言う民間団体の職員）が、患者の権利を守るために面会等を行っていたのが印象に残った。

この病院は、デイホスピタルと総合病院に分かれており、デイホスピタルは、365日運営され、月曜～金曜の午前8：30～午後9：00、土曜と日曜は、午前9：00～午後5：00まで利用できる。看護婦、作業療法士、医学療法士、理学療法士は患者のニーズによって選ばれる。現在、約400名が登録され、1日40名から50名が利用している。作業療法が主だが、必要に応じて一対一の面接療法、グループ療法も行っている。治療の内容はストレスをうまく管理し、自分に自信を持つためのカウンセリングである。作業療法として木工、クラフト、編み物等のコースがあり、それぞれにインストラクターがついている。教育的にも病院と専門学校が密接につながり資格を取るために違うコースを選ぶことができる。

ここにくる人の多くはノイローゼ、過度の心配性、また緊急で入院し退院後外来患者として、継続して通ってくる人もいるが、多くの人が精神治療を受けたことのない、初期段階の人なので3～6カ月で社会に復帰していく（全体の50～60%）。残りの人は再来院する。通所における偏見はなく、総合病院の中なので来院しやすい。以前と違い、今は心の悩みを隠さなくなってきており、4人に1人が何らかの悩みを抱え、55%が男性、45%が女性。内訳として、物忘れ、ノイローゼ、心配性が多い。

この病院の基本方針は、病院関係の医療提供者と社会福祉の人が密接なつながりを持ち、精神障害という社会的偏見をなくすことで、地域で健康に生活できるようにすることである。

その他病院を本部にして地域の保健婦とソーシャルワーカーがチームを組んで在宅ケアや自宅訪問、地元のセンターへの出張等も行っている。これからも、もっと質の良いサービスを提供するために、住宅を増やすなど全体的なサポートや民間団体の「マインド」を増やしていくなど、前向きな姿勢がうかがえた。

（工藤、上薗）

看護婦さんがつとめて明るい雰囲気をつくっている。

第3章 ロンドンクロイドン区の児童福祉

I 社会福祉部による講義

1. クロイドン区の児童家庭福祉サービス機構について

ロンドンの人口は約700万人であり、ロンドンには33の地方自治体（各区）がある。クロイドン区は、ロンドンの南に位置している区である。最も面積が広く、最も高齢化が進んでいる。人口は、約33万人。そのうち、少数派民族（インドやパキスタンなど以前植民地としていた地域の出身者が多い）が約20%を占めている。この数字は、イギリス全体の割合（3～4%）に比べれば高いが、ロンドン各区の中では平均的な数字だという。

イギリスでは、前政権の方針により、小さな地方自治体による地元に密着したサービスを目指して地方自治体を再編しているが、ロンドン各区はその影響を受けなかった。しかし、地方自治体によっては、財政的問題から近隣の地方自治体と共同で社会福祉サービスを提供せざるを得ないという問題が生じている。クロイドン区の場合は、国の保健当局の区分境界と行政区域が重なっているが、他の県の場合必ずしも国の保健当局の区分境界と行政区域が同一ではないため、複雑で、連携上の問題を生じている地域もあるという。子どもを取り巻く様々な問題に関しては、医療と福祉が深く関わってくるので、クロイドン区では、国の保健当局と密接に連携をとりながら、在宅ケア、社会福祉の戦略を練っている。

クロイドン区の社会福祉部は、職員数約1,800人で、成人部門、ファミリーサービス部門、コミュニティーケア（在宅ケア）部門、監査部門に分かれている。クロイドン区の児童、青少年、高齢者、障害者のための福祉予算は、年間約£7,000万（約140億円）で、その中には、数々の民間福祉団体のため予算も含まれている。

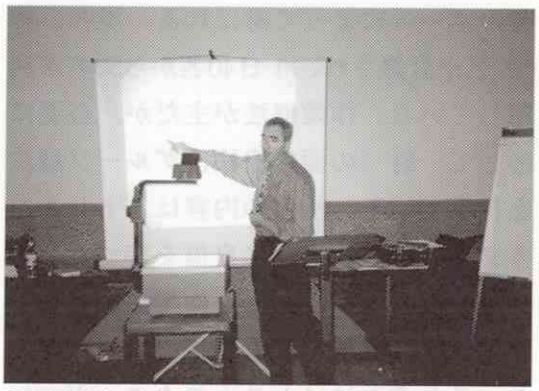

福祉もビジネスと割切っており、説明は明快で歯切れがよい。

クロイドン区における18歳未満の児童の人口は、78,350人で、社会福祉部のファミリーサービス部門がサービスを提供する。ファミリーサービス部門が提供するサービスは、子どもの虐待防止、健全育成、デイケア、知的障害児童や身体的障害児童に対するデイケア、知的障害児童を抱えている家庭に対するカウンセリングサポート、犯罪を犯した青少年・児童に対する司法サービスの提供など多岐にわたっている。

クロイドン区のファミリーサービス

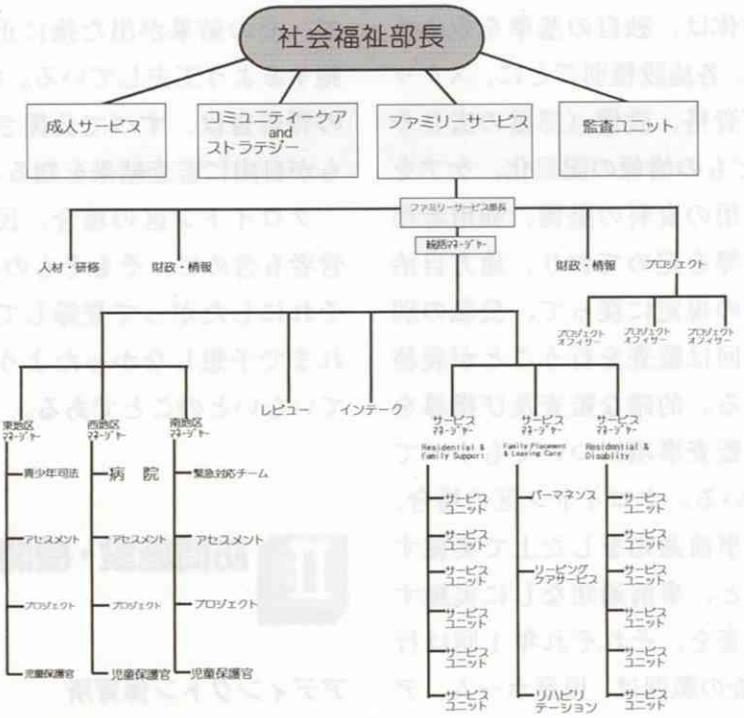

2. クロイドン区の児童福祉サービス

ファミリーサービス部門は、クロイドン区を大きく3地域に分け、それぞれの地域に地域事務所を設けている。ファミリーサービス部門関連の公的施設は、現在、区内に17施設が点在している。

デイケアについては、要保護児童を対象とする公立施設は減少しており、共働き家庭の子どもを対象とする有料の私立施設と、要保護児童と共働き家庭の子どもの両方を対象とする民間団体（NCHやバーナードなど）の施設が増加の傾向にある。地方自治体は、民間団体の施設が提供するサービスを購入するようになっている。デイケアの分野では、特に5歳未満の子どもに対する教育（保育所）の需要が大きく伸びているという。

また、公立及び民間団体の児童ホームは減少し、私立児童ホームが増加している。それでも、クロイドン区は、他の区に比較して公立の児童ホームを残している方であり、やむを得ない場合に限り私立施設を利用するという。イギリス全土において、公立の児童ホームが減少した理由は、帳簿の管理がずさんだったり、柔軟性が乏しかったりしたため、公立の施設で働いていた職員が辞めて、私立の施設を作っていったことなどによるそうである。

3. クロイドン区における施設の登録と監査

1989年児童法の施行前、児童ホームは、公立または全国規模の民間団体の経営するもののみであったが、児童法施行後は

企業も私的な児童ホームを設立することができるようになった。施設の管理のため、地方自治体は、独自の基準を定めることができる。各施設種別ごとに、スタッフの人数及び資格、設備（部屋の広さや安全性）、子どもの情報の記録化、ケアをするスタッフ用の資料の整備、利用者用の資料の整備等を定めており、地方自治体は、児童法の規定に従って、公私の別なく1年に2回は監査を行うことが義務づけられている。的確な監査及び指導を行うために、監査事項についてもすべて書面化されている。クロイドン区の場合、施設に対して事前通知をした上で実施する正式な監査と、事前通知なしに実施する非公式な監査を、それぞれ年1回は行っている。監査の範囲は、児童ホーム、デイケア施設（保育所）、チャイルドマインダーに及ぶ。例えば、児童ホームの監査は、2日間かけて行う。初日は、6時間から7時間をかけて、まず、ホーム長やスタッフなどと面接調査をし、関係書類、子どもの記録を調査する。子どもやスタッフとお茶を飲みながら話をしたり、機会があれば、子どもと個別に話をするといった方法も行われる。監査は、専門の検査官のみでなく、素人も加わることになっており、以前に施設でのケアを受けた経験のある人を連れて行って、子どもが話をしやすいようにしている。2日目は、子ども一人ひとりのカルテを検査する。保育所の監査は、その過程を約半日で行い、その後約4週間以内に抜き打ちで子どもへの対応の検査を行っている。保育所やチャイルドマインダーに対する監査の場合には、子どもの意見が聴取できないため、事前に親にアンケートを配布して、その結果が出た後に正式な監査を実施するよう工夫している。なお、監査結果の報告書は、すべて公開されるので、誰もが自由に監査結果を知ることができる。

クロイドン区の場合、民間の施設の運営者も含めて、そもそもの基準を作成し、それにしたがって登録しているので、これまで予想しなかったような問題は生じていないとのことである。（木村・虹釜）

Ⅱ 訪問施設・機関

アディングトン保育所
(Addington Day Care Centre)

訪 問 日：1997年10月7日(火)
設 立 年：1975年（区立保育園として）
施設種別：デイケアセンター（保育所）
定　　員：1日に42名
職 員 数：10名
対　　象：生後2、3カ月の乳児から5歳まで

活動内容

クロイドン区の中でも低所得地区であるアディングトンという場所にある。親同士のミーティングを開き、子育てを教えたり、家庭訪問をしたり、またその子どもが刺激を受けずに育っていたり、食べ方を知らなかったり、言葉の遅れがあったりするので、その指導や訓練を行って

いる。ここに来る親は、孤立した16、17歳という未婚の若い母親が多く、グループセッションに参加することで、生活環境が広がり、友人ができて仲間意識が持てるようになったり、逆にスタッフの方もそういった母親たちから多くのことを学び、後のセッションに生かすことができるのだという。今後、当施設としては、家族全体のサポートのために、より家庭的な雰囲気を作りだしていきたいということであった。（福西、木村）

施設長のスー・バーメンターさんを囲んで。

アディングトン地区ソーシャルワーク事務所（Addington District Social Work Office）

訪 問 日：1997年10月7日（火）
施設種別：ソーシャルワーク事務所
職 員 数：45名（9名編成の5チーム）

活動内容

クロイドン区を地理的に5地域に分け、各地域に事務所があり、ここは南地区事務所に属する。ここの仕事は、様々な人々から虐待その他の問題を抱えている家庭に関する情報が持ち込まれることから始まる。情報提供者は、教師、医師、保健婦、警察、近隣の人たちなどであり、時には子ども本人からくることもある。当地域は貧しい家庭が多いために貧困による問題や、若い未婚の母親で家庭機能に欠ける問題が多い。

ソーシャルワーカーは情報に基づいて家庭訪問をしたり、家族と会って話したり、警察や教師、保健婦などと共に仕事を進めていくことになる。ソーシャルワーカーがそういった機関と接触することによって、地域社会に家庭の問題がわかってしまうため嫌がる親もいるが、やむを得ないことである。児童法によって、地方自治体に調査などの権限がある。ソーシャルワーカーは、できる限り親とパートナーシップをとっていくことになるので、親の意に反する形での活動は望ましくないし、一時的に親元から子どもを引き離したとしても、最終的には子どもを家庭に返すことができるように、親と一緒に仕事を進めていくようにしている。逆に、子どもの年齢が高くなると、親元に返そうとしても、親が子どもの受入れを拒否する場合もあり、難しい。ソーシャルワーカーが最も困難を感じることは、子どもを家庭から引き離すことであり、時には親から脅されることもあるという。（福西、木村）

クロイドン、アディングトン地区ソーシャルワーク事務所

プレイプラス（Play-Plus）

訪 問 日：1997年10月7日（火）
設 立 年：1983年
施設種別：ボランティアによる放課後児童の健全育成活動
定　　員：40名
職 員 数：4名
対　　象：学校に通っている4歳から11歳まで

活動内容

学校終了後の子どもたちを預かり、放課後の余暇の過ごし方を教える。共働き家庭の子どもで、親が帰宅するまでの間預かる場合や、ソーシャルワーカーや学校長などから放課後に子どもを家庭に置いておくのが難しい状況にあると判断され、依頼を受けて預かる場合がある。民間団体によるボランティア活動であり、放課後の学校施設を無償で利用し、クロイドン区からの援助金や民間団体からの寄付金を得て運営している。長期休暇の間も開設しており、共働き家庭で毎日通ってくる子どももいれば、パートタイムで週に何日かくる子どももいて、参加形態は様々である。活動参加費については、共働きで経済的に余裕のある家庭には負担してもらっているが、地方自治体の要請で預かっている子どもについては区が負担する。（福西、木村）

ついに地が出て、子どもに負けずにはしゃいでいるのは黒坂さん。

プレイプラスのある建物（左奥）

イギリスあれこれ ★ その3

【地方自治体の教育】

□イギリスの義務教育は5歳～16歳である。しかし、地方自治体によって学校教育の年齢区分は異なっており、また同じ県でも都心部と郊外では教育体系を違えている

5歳～11歳	Primary School
12歳～16歳	Comprehensive School
5歳～7歳	Infant School
8歳～11歳	Junior School
12歳～16歳	Comprehensive School
5歳～9歳	First School
10歳～14歳	Middle School
15歳～16歳	Upper School

※上記のように地方自治体によって学校の年齢区分は異なっている。
※住民税は市に納め、二層の行政は約70％を国からの交付金で仕事をする。

第4章 民間の機関、団体

I コッツワルドコミュニティー（The Cotswold Community）

訪 問 日：1997年10月6日（月）
施設種別：情緒障害児治療施設
対 象 者：9歳～17歳の男子児童
定　　員：40名　4つの家（小舎制）に分け居住
職 員 数：65名　治療スタッフ（セラピューティックケアワーカー）27名
　　教育スタッフ10名、
　　校長他管理職8名、秘書3名、農場経営担当3名、補修担当4名、
　　清掃、食堂担当10名
運 営 費：地方公共団体から支給される年間1人あたりの£55,000のほとんどが人件費。
　　生活資源は広い農場から補われる。（125ヘクタールの農場を持つ）

1. コッツワルドコミュニティーの歴史と概要

1930年にある宗教団体が施設を創設し、1940年ウィルトシャー県が建物を利用し、非行少年の更正施設、教護院として運営が始められた。当時から農場があり、少年たちはここで身体を使っての体験学習を行った。今でも少年たちが建てた当時の建物が残っている。現在でも体験学習はあるが、本人の意思を尊重し、選択制になっている。1960年代後半には治療を目的とした施設として処遇を始め、1997年3月末まで運営管理など教育福祉すべてを行っていたが、4月1日に民間に譲渡され、NCH Action for Childrenが内部の運営管理を行っている。県は土地と建物を提供している。運営費は、子どもを委託する地方自治体が支払う措置費のみである。

少年たちは、農場主のもとで生産に携わり、農場経営に加わっている。自然の中で暮らすことで、季節感のない子どもに四季のリズムを伝え、農家の雰囲気を提供することで、情操を養う。子どもを受け入れ手伝いをさせることで、目に見える達成感、自分も役に立つという満足（充足）感を与え、それが自信につながり生きる力となる。農場での仕事を通じて、遊びを知り、それが家、学校へと広がり、気持ちに柔軟性が生まれ応用力もついてくる。また、動物とのふれあいをとおして弱者を愛し生命の大切さを知る。農場での体験学習がすべての生活能力を育て、教育現場でもその力を発揮できるようになる。なお、農場は商業農場であり、教育のためのものではない。この農場には4つの宿舎と学校が点在している。

田園の中に建物がゆったりと配置されている。

自家製のビスケットが出され、アットホームな研修であった。

2. 治療の概要

コッツワルドコミュニティーは、1940年～60年に活躍した心理学者ウィニコットの思想を参考に治療を行っている。自分をとりまく他人とうまくかかわれない（情緒的に育っていない）子どもは1歳までの養育に原因があり、特に母親との対応が不可欠である。そういった親の養育を十分受けられず、心に大きなダメージを持つ子どもを癒し治療している。

子どもは、その子自身に問題があり家族から引き離されたり、家族にも問題があって子どもを引き離す必要があると判断され入所してくる。そのいずれの子どもも情緒的に不安定である。特徴として、①怒りが抑えられない、②協調性がないという点があり、親と暮らせない難しさがここにある。施設で暮らす目的の1つは、大人との信頼関係を育てること。2つには、父親、母親的なかかわりの中で、社会的な体験をさせ社会のルールを身につけさせることである。母親的なかかわりだけが優先すると秩序が保てなくなるし、社会的なルールだけを重視するとまたバランスが崩れ情緒的な発達の障害が起こるとのこと。

治療の段階は2段階のステップ方式である。人とのかかわり方などの訓練を受けないできた子どもたちがほとんどなので、綿密な個人対応を行うなかで、まず一対一（大人対子ども）の信頼関係を育成する。多くの援助が必要なのに、それを拒む子どもたちも時間をかけることで依頼心が生まれ、人に心を開くようになる。2～3年でその変化が現れる。この変化が確かなものと判断されれば、頑張れるという気持ちになったときに、1段階上の小集団のなかで過ごし、対人関係の広がりを体験する環境へと移行させる。その集団治療を行う宿舎が「ラークライズ（ひばりが丘）」である。

3. 活動内容の概要

コッツワルドコミュニティーは国内でも珍しい1つの村（共同体）として農場の中に成り立っている施設である。通常、児童ホームの職員は通勤制だが、ここでは職員と子どもたちが、共に生活している。職員の家族も一緒に暮らし、安定した社会を提供するスタッフが同居することで、子どもたちに安心感と安全な環境を与えている。入所対象児童は9歳から

17歳だが圧倒的に10歳から15歳児が多い。

授業は通常の学校と同じ形をとっている。ただ学習体験不足の子どもたちなので、能力的に低いレベルからの見直し教育で、内容的には簡単な手遊び、感触遊びから始まり4歳から16歳までに習得しなければならない検定科目（GCSE）の勉強をする。

4. 教育の場

(1) ポリー

コミュニティーに来て最初に通うクラス。3つのクラスがあり、年齢はまちまちだが、人格的発達のレベルの同じ子どもたちの集団で成り立っている。クラスには同じ宿舎に住んでいる子どもたちが集まり授業を受ける（かかわりのない人の介入を拒むため）。授業は遊びから始まり8歳から12歳までの教育カリキュラムを教える。たえず2人の教師が対応し、一教室に10人の少年が通っている。午前は9：15～12：00、午後は1：30～4：00、昼食は宿舎でとる。子どもたちの日々の気分によって途中下校もある。いつ学校に行っても良いし、受容的に対応している。最初は幼児体験の再生から始まり、手を使って、肌で感じる感覚教育を行う。教えられることに抵抗がなくなった子どもは、次へとステップアップする。期間は6カ月から3年で教育心理学者、担任が判断し、本人納得のうえでスモールスクールへと移っていく。

(2) スモールスクール

イギリスの検定科目（GCSE）に沿った学習内容の授業を行う。3人の教科担任がいる。その他施設の職員が、時間、科目にとらわれず1時間を受け持ち、一般学生が受ける検定をとれるよう援助している。また、施設にない学科を望む子どもたちのために地域の協力を得ることもある。10から11教科をポリーで習得し、それ以後スモールスクールは科目別に教室が分かれ個人の机があり、フロアも広く、音楽療法もできる設備があり自由に使える。また子どもたちの作った新聞が年3回（春、夏、冬）発行される。特別な配布先はないが、希望者に渡される。職員が自分の特技を丁寧に教えている家族的で暖かい雰囲気がある。

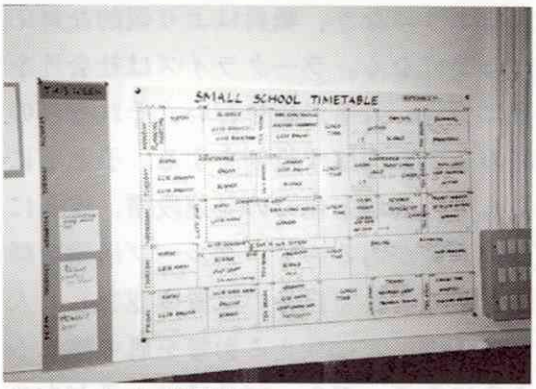

スモールスクールの時間割。

5. 生活及び治療の場

(1) ポリーに通う子どもたちの宿舎

9歳から13歳までの少年10人の宿舎が3つあり、1つの宿舎に職員はチーフを含め6名（男女各3名）。それぞれ2名の子どもを担当し、夜勤職員を必ず配置している。お互いの意思の疎通を図ることを基本に、広い居間での雑談、ミーティングを行い、テレビより会話を楽しむ。食堂の座席は決められており、守られている安心感を持たせる。2週間分のメニ

ューを事前に決めているのもそのためである。居室の掃除は職員が行う。1週間に2回、30分、職員とのミーティング（プレイセラピー）を行い、信頼関係を育てる。職員同志のミーティングは週3回。子どもの抱えている問題、変化などを話し合うケース会議であり、その際、行事や各部門の必要備品購入等の打ち合せや相談を行う。

(2) スモールスクールに通う子どもたちの宿舎（ラークライズ）

ポリーにおいて社会性を育む基盤作りをし、依存性が高まると、大人に甘えられるようになり、職員はより親的な対応が必要になる。ラークライズは社会性を身につけ、人格形成を行い、それぞれの能力を引き伸ばす役割をする。子どもによって社会適応能力の発達段階、成長には個人差があるので、グループ活動を経験させることで自分の位置確認をし、人から受け、人に与える影響を肌で感じるようになる。グループ分けは、子どものニーズによって編成されている。

ラークライズの子どもたちは、社会に出てからの対応手段を身につけ、社会にとけこめると判断されれば、その準備を6～7カ月かけて行い、巣立ったあとは地域のソーシャルワーカーがケアする。生活全てが治療であるという考え方が徹底しているのを強く感じた。

親の訪問、面会は自由で、宿泊施設もあるが、国内、いたるところから来ていることもあり、訪問者は少ない。

精神的に難しい子どもたちなので、職員のサポートが最も大事である。そのためにも専門の心理学者をまきこんで、たえず研修や研究会を行いスペシャリストの養成に重点をおいている。受容の徹底と色々な角度から対処方法を考慮し、つきあい、話し合う。子どもと接しながら状況を的確に判断、察知する。

コッツワルドを出て行く子どもの半分以下が親元に帰るが、残りのほとんどは里親の所に行くとのこと。子どもの親権は地方自治体にあり、親代わりになって育成している。ここにくる子どもたちは、地方自治体があらゆる対応をしたにもかかわらず、どの施設でも適応できなかった子どもである。親の責任の元に愛情をもって育てられていないし、性的虐待を受けた子どもも多い。そのため、大人に

緑が建物をつつんでいる。

施設長のホワイトウェルさんをかこんで。

対して悪いイメージを持っている。そこからのスタートなので、子どもへの対応は困難を伴い、治療の仕事は長く遅々とした過程を要する。しかし、結果が見えるこの仕事が好きだと語る職員の顔には自信と誇りがうかがえた。地域に根付いた取り組みはまさしくwithの精神であり、足の裏の哲学を実践していた。同じ福祉で働くものとして原点に戻れた施設見学だった。　(黒坂、工藤)

イギリスあれこれ ★ その4

1979年のサッチャー政権誕生以来、保守党政権はラジカルな改革を進めてきた。すなわちそれは財政改革をメインとした効率性を最優先とした政策であり、効率性と有効性に関する監査が強化されている。

英国政府は公共サービス提供部門のエージェンシー（独立行政法人）化を積極的に展開し、公務員の削減を図った。また公共サービスの直接的な提供者（Provider）からそのための機能付与者へと立場を変え、民間企業によるサービス提供がより効果的と判断された場合には積極的に民間への委託を推進してきた。これが「政府組織の市場化」であり、地方自治体も公共部門の「市場化」の流れに伴い、民間によるサービス提供が可能な部門は民間にも開放して、地方自治体はそのサービスの購入者（Purchaser）となり、地区住民に提供するシステムを構築した。

これらは、効率性のみならず、サービス選択の機会の増大をもたらす。そして、公共部門のみによるサービス提供よりも一層質の高いサービス提供が可能である。

Ⅱ ザ・フーケアーズ・トラスト(The Who Cares? Trust)

訪 問 日：1997年10月8日(水)
設 立 年：1992年（※1987年に創刊された雑誌“Who Cares？"の成功により設立）
施設種別：民間の福祉団体
運営資金：政府からの補助は僅かで、企業からの寄付や募金なども含めて、当団体が独自に調達（それにより、政府や地方自治体の動きに左右されることなく、独自性のある動きをすることができる。）
スタッフ：15名（運営方針を決定するのは、ボランティアの役員会）
活動内容：雑誌の発行、手紙での相談、電話相談などを通して、入所施設や里親などで公的に育成されている子どもたちの生の声に耳を傾けて、彼らのニーズを的確に捉え、それの対応をいろいろな角度から行う。それにより、彼らの情緒的安定を図り、全人格的な成長への後押しもしながら、現在及び将来の生活における種々の問題を取り除いていくための幅広い活動を行っている。

1. 公的に育成されてる子ども(Children Looked After)の現状について

現在、公的に育成されている子どもは、その70%が里親に、その他が児童ホームなどに預けられているが、それでうまく落ちついているのかというと、必ずしもそうではない。実際は、里親の所で失敗をして、里親を転々とするケース、児童ホームに移されるケースなど、いろいろなケースがでている。預かり先が変わるたびに、子どもの心も傷つけられている。時として彼らは、大きな孤独感や不安感を抱き、深い人間不信に陥る可能性もある。

ところで、地方自治体の児童福祉サービスのあり方については、「1989年児童法」において、その法的枠組みが定められているが、実際のサービスの内容面は、各地方自治体の裁量に任せられている。地方自治体は、全部で196あり、福祉サービスの中身については、各地方自治体ごとで千差万別で、まさに196通りのやり方で行われている。したがって、公的に育成されている子どもに対してのサービスについても、その中身はやはり各地方自治体ごとで異なっており、大きな差があり、中には、問題のある地方自治体も存在している。その意味では、ある一定水準以上のサービス内容が提供されているかどうかについての保障はない状態だといえる。

そのためか、公的に育成されている子どもの50～60%は、在学中、何の検定にも受からずに卒業してしまっている状況で、彼らの将来にとって、不安定で不利な状況をもたらしている。その結果、彼らの50%が、失業状態に陥っている。しかも、それは今後さらにひどくなること

部長のシールさんによる熱の入った講義。

が予想されている。

また、17歳以上のホームレスの30%が、公的に何らかの育成を受けた子どもだという統計も出ている。

さらに、現在、刑務所に入っている成人のうち、23%が公的に何らかの育成を受けた経験があるとのことである。

ところで、公的に育成されている子どもたちは、往々にして、周りのの人々やメディアなどから、さまざまな偏見や差別を受けがちである。

実際に、一般の人々を対象に、調査を行った結果、会社の経営者は、「新入職員の採用に際しては、児童ホームの子は採用したくない」とか、一般の親の声としても、「わが子は、児童ホームの子とは遊ばせたくない」などといった結果が出てきている。

一方、公的に育成されている子どもの側からも、教師などからの差別を訴える声がある。

以上、公的に育成されている子どもたちの置かれている現状を見てきたが、そこには解決すべき大きな問題がいろいろと横たわっている。

この「The Who Cares? Trust」の活動は、まさに彼らの置かれているこうした現状への大いなる問題意識から出発している。

イギリスの子どもの状況をビデオで解説。

2. 活動のねらい(目的)について

この組織が活動において目指しているのは、以下の点である。

① 公的に育成されている子どもの生の声を拾い上げ、それを雑誌等によって公にすることにより、彼ら自身が、お互いに共感し合い、理解し合える機会を沢山持てるようにする。それにより、彼らの孤独感や疎外感などを和らげ、精神の安定を図れるようにしていく。

② 必要に応じて、彼らの声を、電話や手紙や面接など、一対一の個別的場面で聞き取ってあげることにより、彼らが、安心感を持って、自分の悩みや相談事を打ち明けることのできる機会を作ってあげる。

③ 彼らの声に耳を傾けることによって、一般的なレベルで、彼らのニーズを捉え、現在や将来の生活における彼らの不利益を明確にする。

④ それらの不利益の改善のために、地

方自治体や中央政府、さらには、広く一般の人々に働きかけ、種々のプロジェクトを展開していく。

3. 具体的な活動の内容について

① 雑誌「Who Cares？」の発行
② 公的に育成されている子どもに対する無料の電話サービス
③ 公的に育成されている子どもに対する手紙による相談
④ 一対一での面接サービス
⑤ その他、種々のプロジェクトの企画、立案、実施

この4年間に、9つのプロジェクトを実施した。例えば、人々の偏見や差別をなくしていくための運動、子どもの学力を伸ばすためのプロジェクト、雇用されやすくするためのプロジェクト、障害者への対応に関する研究のプロジェクト、などがある。

4. 雑誌『Who Cares?』について

(1) 雑誌の概要

・創 刊 年：1987年に創刊（1997年で、ちょうど10周年を迎える）
・定期発行：年に3回、発行。（これまで30冊を発行した）
・対象読者：イギリス全体の公的に育成されている子ども
・読 者 数：イギリス全体で公的に育成されている6万人の子どものうち、2万7千人程度。
・購 入 先：主に地方自治体

初めは、ウェストミンスター地区のローカルな雑誌に過ぎなかったが、他の地方自治体にも受け入れられて、全国誌となっていった。現在は、イギリス全体の公的に育成されている子どもの多くが目を通している。

(2) 雑誌『Who Cares?』のねらい

この雑誌は、公的に育成されている子どもの声の代弁媒体となっていくことを指向している。

公的に育成されている子どもの各人が、自分の現在置かれている状況を、オープンに、前向きに捉えられ、将来への明るい見通しも得られるようにしていく。

またこの雑誌が、公的に育成されている子どもたちにとっての有意義な情報源となるようにしていく。（たとえば、生活上のいろいろな知恵や、知っておくと得するようなサービスの提供先の紹介や、権利行使のための知識など）

その他、彼らにとっての関心事を、毎回のテーマに取り上げて、それを、彼らの目線から考え、掘り下げていけるように意図している。

(3) 子どもたちの参加

雑誌の作成は、子どもたちが参加し、彼らが中心となって行われている。雑誌の作成プロセスは、以下の通りである。

・Planning ～活動計画を立て、編集クラブを作り、企画を練る。
・Writing ～記事を記述する。
・Doing ～編集し、雑誌を作成する。
・Monitoring ～雑誌の記事が、読者にどのように受け入れられているか、感想を聞く。

この雑誌を1冊作成するに当たっては、毎回50人ほどの子どもが参加する。しか

も、毎回、新しい子どもが参加するので、単純に計算して、この10年間に、約1500人の子どもたちが、この雑誌の作成に参加してきたことになる。

(4) 雑誌作成における困難さについて

記事にしたことが、それを記述した本人にも、また、それを読むその他の子どもにとっても、意義あるものとしていかねばならないことへの難しさが、常に付きまとっている。

また、雑誌において、子ども本人の体験談等を表に出すには、その子の親や地方自治体（そのソーシャルワーカーやその他の部門）の許可を得なければならず、それが毎回50人の子どもに対してということになると、かなり大変な作業になる。

しかし、いろいろな困難があっても、それに耐え、それを克服して雑誌を作成していくだけの意義や価値は十分にある。なぜなら、公的に育成されている子どもたちの多くが、この雑誌に期待を寄せ、この雑誌を支持してくれているからである。

また、この雑誌が、彼らを横につなげていくための小さな架け橋になってきている。

そして、将来的には、この雑誌を通して、公的育成のあり方に何らかの更なる改善や向上をもたらしたいという強い意欲が感じられた。（岡本、谷口）

The Who Cares? Trustで発行している雑誌。
当研修団の訪問を伝えている。

Ⅲ NCH Action for Children

訪 問 日：1997年10月8日(水)
設 立 年：1869年
業　　種：民間ボランティア団体
運 営 費：約£4,000万（80億円）
職 員 数：約3,000人
活動目的：260の全国的なプロジェクトにより、イギリスで最も弱い立場にある青少年の生活の質を改善すること。

1. 組織の概要

1869年、メソジスト教会（プロテスタントの一派）の牧師がホームレスの子どもたちの悲惨な状況を見て少年たちのためにホームを作ったのがNCH Action for Childrenの起こりである。その当時は国家の福祉政策がなかった代わりに教会が中心となっていわゆる孤児院を運営していた。その後、運営する児童ホームの数も増加し、全国児童ホーム（National Children's Home）となる。そして今から30年前には、活動内容が居住型ホームだけではなくなったためNCHと名称を変えた。現在では、NCH Action for Childrenとなっている。これは3年前に、子どもと家庭をとりまく環境を改善するためのキャンペーンを行ったため、その活動にふさわしい名称としてAction for Childrenを付け加えたそうである。

現在のNCH Action for Children（以下NCH）はイギリス全体で260のプロジェクトを持ち、3,000人の職員を抱えている。

年間予算は約£4,000万で、その内の£3,200万は地方自治体が出す公的資金である。地方自治体は子どもの育成先をNCHに求め、NCHはそのサービスを提供している。つまり、地方自治体はNCHのサービスを買っている。残りの£800万は慈善活動からのものであり、そのうちの50%はメソジスト教会から出ている。NCHは、地方自治体が望むサービスを提供するだけではなく、先駆的活動も行っている。5年前には、性的虐待を受けた子どものための施設を作ったそうで、今年はホームレスの若者に家を提供するプロジェクトを発表している。

NCHの活動の対象は、子どもとその家族で、彼らが危機的な状況に陥らないための予防的な活動が中心であり、デイケアセンターがその役割を果たしている。

部長のジョーン・サットン氏による概要説明。

2. 政府の政策が当組織に与える影響

政府の政策により社会に様々な影響が出てくるが、NCHもその例外ではない。

1997年の5月、労働党の新政権が誕生し、18年間続いた保守党政権は終わった。しかし、サッチャー政権によるイデオロギーが健康、雇用、教育、福祉、住宅、その他の問題に浸透しており、福祉においては、予算がかかりすぎていると考えられ、市場原理が導入された。国民は消費者としてサービスを選択するようになっている。

さまざまな所にサッチャー政権の影響があり、当組織も例外ではなく市場原理に巻き込まれている。しかし、NCHは独自のポリシーを持ち活動を進めてきた。基本的な考え方としては、性、階級、人種、障害等による差別を受けている家庭、いわゆる社会的弱者を対象とした活動を行うこと、それらの活動により、政府の政策に影響を与えること、そして要保護児童の生活の質が改善されることを目的としている。その具体的な主な活動としては、次のものがある。

① 犯罪を犯した青少年に対する施設提供サービス
② 学校の設立（障害等特別な必要性のある子どものためのもの）
③ 家族支援のためのファミリーセンターの運営
④ 居住型のホームや学校の設立
⑤ ショートステイのためのホーム設立
⑥ リービングケア（青少年のホームレスや児童ホームの卒業生対象とするもの）

現在、新政権が誕生し、事情はかなり変わってきている。新政権は社会問題を打開するための新しい政策を打ち出してきている。それはＮＣＨと同じ方向をめざしており、いろいろな組織が共同して問題を解決していく必要があると新政府は考えている。そして、子どもと家族に対する新しい政策を打ち出していくために、会議が持たれている。NCHとしては、これまでの実践を生かして活動を行っていくとともに、今後の課題として、新政権と積極的に対話を進めていくとのことであった。

3. ボナハウス（ファミリーアセスメントユニット）について

居住型ファミリーセンターであるボナハウスは、家庭を丸ごとアパート形式の施設に入れ、生活の中での親子関係、養育機能を評価しようとするものである。

NCHがボナハウスを開設したのが10年前で、その2年後1989年児童法により、裁判所から家族評価の依頼がくるようになった。

ボナハウスはその中に11世帯が生活できるアパートを持つ。家族がそこで12～16週間（約3カ月）生活する。1家族にワーカーが2人付き、親子と関わりを持ちながら大人と子どもをそれぞれ観察する。ボナハウスにおける特別な決まりはなく、子育て機能を観察することが目的となる。

例えば、正常に発育していない赤ちゃんのいる家庭をボナハウスに入れた場合、評価の観点としては、食事は十分か、親

子の関係が機能しているか、親子間に刺激の生まれる関係があるか、親に子育ての意思があるかなどがあり、具体的には、子どもが起きた時、親が側にいるか、食事の時に親が側にいるか、食事のバランスがとれているかなどである。

この仕事に関わってきた担当者によれば、悲劇だと思うことは、ボナハウスに入って初めて自分の話を聞いてもらった、という親がいること。結局、子どもだけでなく、親のニーズを満たさないと家庭として機能しないとのことだった。

4. ファミリーセンターについて

NCHの中心的活動の拠点であるファミリーセンターは、ボナハウスのような居住型のものではなく、デイケアセンターである。

その活動としては、障害を抱えた子どもへのサービス、特別な援助を必要とする子どもを抱えた家庭に対するサービス、親自身が障害を抱えており、子どもに負担がかかっているような特別な家庭への援助、特別な援助が必要な子どもの里親先、施設を退所する子どもやホームレスの若者の家を探すサービス、犯罪を犯した青少年への対応、支援がなくては離散してしまう家庭への援助等がある。

それらを行うファミリーセンターの種類は次の3つのものがある。

① コミュニティーファミリーセンター

集合住宅又は公営住宅の中に設立し、地域住民の相談を受ける。

② 統合ファミリーセンター

①の機能とともに、教育、福祉、医療等の各機関から依頼された人を対象とする。

高度な講義が続き、一番疲れた研修であった。

③ 依頼された人のためのファミリーセンター

NCHが以上のようなファミリーセンターを運営していくうえでの方針があり、それに沿って活動は進められている。特徴的なものを以下にまとめる。

① 計画性

イギリスを9つの管区に分けNCHの理念に基づき1年に1回ビジネスプランが立てられる。それぞれのファミリーセンターでは、到達目標が設定される。もちろん、各家庭支援プランは個別的なものだが、理念は反映されている。

② 親とのパートナーシップ

1989年児童法にもあるように、パートナーシップを組んで活動する。家庭支援プランは親の意思も反映されている。プランに対する不服申し立ての権利は保障されており、その窓口もNCHの中にある。

③ 情報

全ての情報は公開が原則である。最近特に、裁判所で証言する機会が増えており、記録の重要性が高まっている。

Ⅳ EUにおける社会福祉の展望

1. 欧州における社会福祉モデル

欧州には次の3つのモデルがある。

1．福祉国家モデル

2．アングロサクソンモデル

3．元共産国モデル

1番目のモデルは、社会福祉に関係する人が社会保障を含めた全ての福祉を提供する形になっている。スカンジナビア諸国がそれにあたる。2番目のモデルは、影響の強いモデルで、イギリスがこれにあたる。年金、失業保険等の社会保障の分野が社会福祉の範疇に入らないモデルで、別の組織が受け持っている。欧州におけるソーシャルワーカーの役割は2つに分類できる。1つは、ソーシャルワーカーが社会保障を含めた全ての福祉に関わっているもの。もう1つは、経済的問題以外の対人サービスをその主な役割とするものである。3番目のモデルは元共産国のモデルで、国家による社会的コントロールに重きを置いているものである。

2. 福祉サービスの傾向

欧州における福祉サービスの傾向として、福祉政策に市場原理を導入する考え方が広がっている。たとえば、7年前には全ての児童ホームの約75%が公的なものだったが現在では約25%しかない。そのほとんどが民間団体や私的企業の施設に変わってきている。

その他の傾向として、入所型施設でのケアから在宅ケアが中心となっている。これは地域社会での生活を援助するケアである。したがって、入所型施設は特別なサービスを提供できる（例えばファミリーアセスメント）ものが残るだけになりつつある。

サービスの対象者としては、老人に焦点をあてたものが増加している。

3. 実践上の傾向

実践上の傾向として、ビジネスの理念が持ち込まれているという。目標値を設定し、実践の結果どのような成果があがったかが重視される。

その他の傾向として、新しい技術の開発（特に老人を対象としたもの）や地元のニーズに応えようとする小さなプロジェクトの開発が盛んに行われている。

4. 研修における傾向

ソーシャルワーカーやケアワーカーのための研修においては、内容をより専門職化していこうとしている。

さらに、欧州全体でソーシャルワーカーとして学ぶべき共通の科目は何か等のワーカーの資格や研修の比較がなされるようになってきている。

研修の内容については、人権問題等の価値や原則に関わる問題が重視されている。

5. 児童福祉分野でのイギリスの位置

EUの他の国とイギリスを比較してみると、イギリスは児童福祉分野において、革新が進んでいる。しかし、この分野に従事している人びとへの訓練、資格は充分ではない。（吉原、山根）

V 訪問都市の概況

○マンチェスター

イギリス、イングランド北西部にある港湾・商工業都市で、人口約44万人を数え、産業革命とともに世界の綿工業の中心として発展してきた。しかし第二次大戦後は綿工業は衰退し、この地域の工業中心はリバプールに移りつつある。東にペナン山脈、北にロッセンデールなどの美しい自然に囲まれた都市である。

マンチェスターにはイングランドリーグの代表格の「マンチェスター・ユナイテッド」がある。ウェールズ代表のギグズやフランス代表のカントナをはじめとして、前回のワールドカップで活躍した選手も多く、イギリス各地から試合やスタジアムを見学するファンが訪れている。

○バーンズリー

イギリス中部に位置し、現在の人口は22万人を数える。昔は炭坑とガラス工業が産業の基盤であったが、20数年前にその炭坑が閉山し産業の基盤を失った。それからの町の主眼としては、経済再活性化のため、国内外からの企業の誘致（日本のベアリングメーカーもあった。）を進めている。また町ぐるみで環境問題にも取り組んでおり、造園や河川整備、ゴミ処理等に力を入れている。

○ストラットフォード・アポン・エイボン

ロンドンの北西160km、ウォーリックシャーの田園に囲まれた人口約2万人の田舎町。正式にはストラトフォード・オン・エイボン（Stratford-on-Avon.）。エイボン川に面した古い市場町として中世以来の歴史を持つが、現在は観光地として発展している。この小さな町は、イギリスが世界に誇る偉大な劇作家、「ウィリアム・シェイクスピア」の生まれ故郷としてあまりにも有名である。近郊にはシェイクスピアのゆかりの建物も多く、彼を敬愛する人々にとっては、「巡礼の地」となっている。

バーンズリー市役所。

○ブリストル

イングランド南西部のエイボン州にある商工業都市で、人口は約38万人。エイボン川の河口に位置するブリストルは、かつてヨーロッパ中の船が集まるとうたわれたほどの貿易港であった。現在では、

造船と重工業の町から、金融と豊かな文化の中心地へと様変わりしようとしている。

○スウィンドン

スウィンドンはコッツウォルズ地方（ロンドンの西、約150kmのチェルトナムの東側に広がる一帯）に位置している。あちこちに魅力ある村が点在しており、この地方特有の何とも言えない家の温かさを感じることができる。これは小さな家々がライムストーンと呼ばれるこの土地で採れる石を使っていることによるものである。また電子マネーの運用を町ぐるみで試行しており、世界中の金融関係者からの注目を集めている。

○ロンドン

ロンドンは一辺40kmの正方形の広さがあり、約700万人の人たちが生活している。古代ローマ以来の伝統を持ち、かつては太陽の没する事なしと言われた大帝国の首都だった都市である。ロンドン塔やウエストミンスター寺院など数百年をさかのぼってしまったような歴史ある建物が多くあり、北にリージェント・パーク、西にハイド・パークとケンジントン・ガーデン、東にロンドン塔、南にテムズ川という位置関係にある。

ロンドンのシンボルの一つである真っ赤な2階建てバスやオースチン（ロンドンタクシー）が街を走り、チューブと呼ばれる地下鉄が市民の足となっている。

（小林）

ロンドンのビッグベンと国会議事堂。

第5章 イギリス研修の感想

イギリス研修を通して見えてきたこと

知覧児童学園　上薗（その）　昭二郎

1. イギリス研修から

今回の研修は、これまでのイギリスの法（子どもの監護・保護・養育と家族への援助に関する）を統合し、児童の可能な限りの家庭での養育を明確にし、親と行政のパートナーシップを制度化し、児童の意志表明権を明確にした1989年児童法（1991年10月4日施行）の実際の状況を知ることでした。

また、離婚率が1990年で2.28（日本1.6）という高さ（1995年国民衛生の動向）、失業率6.7%という現実（1997年1月）、青少年非行の問題の多様化・虐待の問題など、今後の日本においてすぐに直面するであろう問題への対応を知ることでもありました。

1891年の児童保護法制定から1989年までに児童に関して9つの法が制定されてきましたが、それぞれの法の制定時点の社会状況・基本概念の違いから、運用に困難が生じていました。1970年ごろより、政策の転換により在宅福祉が中心となりはじめ福祉施設も地域福祉の一端を担ってきました。その一方、財政難による施設維持の困難さや、施設内の児童虐待などがあったこともあり、今回の児童法が制定されたようです。また、1989年児童法は、法律の中身が、民間・地方自治体のレベルでも先行して検討され、ソーシャルワーカーらが実施後の施策を具体化したといわれています。

この法は「子どもたちにとって前例が何であるのかではなく、なにが必要かを前提として、子どもの福祉を成人・老人の福祉より何よりも最優先して実施すべきである」との福祉理念をもっています。そして、

1. 保護を必要とする子どものいる家庭とサービス提供者とのパートナーシップの強化
2. 国・地方自治体が家庭に介入する際の、従来以上の限界や制約を制定
3. 国・地方自治体と家族の間での、行政の介入に際して争われる場合の不平等の是正などあらゆる法律を包括しています。

実際の運用のなかで感じたこと

これまでの児童法では、子どもを施設入所させる場合、地方自治体は親から子どもを引き離して（ある意味で親権を奪って）入所させることが可能でした。1989年児童法により裁判所の決定によって入所させるようになりました。またこうした決定にかかわらず、地方自治体のかかわるケア措置に対しては、親も子どもも意見表明ができ、情報が開示され、自らの意志で決定ができ易くなりました。

また、イギリスは施設を廃止し里親委託が中心ですが、里親を転々とするケースも多いように感じました。施設入所の場合は、大変困難なケースが中心であるようでした。（小規模の施設養護への復帰が近年おこりつつある）

パートナーシップを巡って

今回最も感心したことは、親責任(親が一方的に親権を行使できず、ケアを必要とする子どもには、行政も責任をもつ)における親と地方自治体とのパートナーシップはもちろんのこととして、各専門機関(家)例えば、医者・教師・ソーシャルワーカー・警察などは、ケアが必要と思える子ども・家庭の情報の交換・調査・介入について共同して当たらねばならないとされており、どの現場でも「パートナーシップを取るのは当然であるし、怠ってその子ども・家族に問題が起きれば自分の首がとぶ」と話していたことでした。法的にも関係者のパートナーシップが要求され、情報の公開が義務づけられているようでした。

また、民間団体を2つ訪問しましたが、独自の財源をもち数多くのプロジェクトを手がけていました。行政の仕事に関しても独自の見解をもって、提案を行い、一方で行政も積極的に利用しているように見受けられました。

イギリスでは、サービスの重複をさけようとする動きが、国・地方自治体の双方でみられます。しかし、「クリーブランド児童虐待調査」「児童法」をみると、各機関の責任を明らかにすると同時に機関相互のパートナーシップを要求しています。

危機的な状況にある家族・ケアを必要とする子ども・ハンディキャップをもつ子どもなどへの福祉の責任は、地方自治体にほとんどまかされているようである。さらに、福祉を担当する部局は、所得(国家)住宅(地方自治体)の援助以外は、必要とされるすべての「方法」によってサービスを提供できるようです。裁判所は、先にも述べたように施設入所・国に親責任を任せる時・子どもが深刻な虐待をうけているときには関与します。これ以外は、親とソーシャルワーカーの合意によってサービスが提供されます。子どもの処遇についてはかなりの部分を自分たちの責任で専門的判断をくだすことができるようでした。したがって、ソーシャルワーカーは、積極的に調査をおこない、「イギリスは虐待が多いと言われるようですが、それは積極的に問題を掘り起こしているからであり、増加しているとは思わない」との発言に象徴されるように、問題の掘り起こしをおこなっているようでした。

2. 福祉サービスをどのように考えるか

ホスピタリズム論争の起きた1950年代の厚生省による共同研究「ホスピタリズム研究」は、里親・小舎制度の利点・施設の大集団養護の問題を明らかにし、イギリスのファミリーグループホームを紹介しました。それから約50年たって、児童福祉法改正の年にイギリスを訪問できたことは大きな意義がありました。

文化的背景の違いや意識の違い(問題をすべてさらけだし、サービスを契約行為ととらえられるかどうかなど)を無視して、単純に制度を比較できないのは事実ですが、制度や発想に学ぶべき点の多いことは、各報告のとおりです。

しかし、今回の研修で見聞きしたことは、制度的には「あっ、日本のこんな制度だな、施設だな」と思うものが多かったのであるが、それらを支える専門性・組織性・パー

トナーシップ・スタッフ配置・財政的取り組み・民間団体の動きなどに大きな違いがあったように思います。わが国においてはサービスがないのではなく、サービスがうまく機能していないことが問題であると思われます。もちろん財政的な裏付けは必要なのですが、機能の問題に絞れば、パートナーシップといわれる、各機関・専門家の横の共同作業がこの問題の解決の手がかりになるように感じました。一人の子どもの家族をめぐって、それぞれの機関が関わっていることはよくありますが、わが国においては情報の交換の少ないまま対応していることが多いように感じます。

後から、あるいは問題が複雑化したところでやっと他の機関・専門家に情報が明らかにされることを、現実に感じている方々は多いのではないでしょうか。

機能の問題例としてあげれば、「子どもの権利条約」が批准(ひじゅん)された直後に、教育・司法・福祉と権利擁護のための制度が明らかにされた。このとき、「相談するわたしは、どこへ行けばいいの」という内容が一部で提起された。つまり、「利用者が、問題別に窓口を探して相談しなければならず、どこに行けば何をしてもらえるか解らない」という事がありました。一つの窓口で各機関が利用者に合わせて動く機能があれば、こうした声は上がらなかったでしょう。とにかく受け付けたところがどこであれ、必要なサービスが提供されるような、必要な情報が得られるような横のつながりと情報の公開性が必要ではないでしょうか。

さらに、窓口で待っているだけではなく、問題を積極的に掘り起こす作業も必要でしょう。(これには、訓練されたソーシャルワーカーが必要なのは当然ですが)少なくとも、財政上の問題をそれほど考慮しなくても各機関・専門家のパートナーシップづくりは可能なのではないでしょうか(老人福祉においては、ケアマネジメントが現実に登場しており、行政・施設・医療の横断的な動きができつつあるようです。)

厚生省では、虐待などをめぐって「児発第434号　平成9年6月20日　児童虐待に関する児童福祉法の適切な運用について」において、限定的ではあれ、改めて関係機関の連携を求めています。これが、イギリスの現場で聞かされたように「パートナーシップを取るのは当然であるし、怠ってその児童・家族に問題が起きれば自分の首がとぶ」ほどのものになれば、今日の様々な問題の解決につながるように思えます。さらにこうした共同作業をもとに、言葉は古いのですが「げた履きでいける場所」に窓口があり、とりあえずの対応が可能であるようになることが必要なのではないでしょうか。(確かにエンゼルプランにおいて提案され一部は現実化されているようですが、今なお点でしかないように思います。)

家族は、その規模が小さくなればなるほど、「土台」が不安定になり、揺れやすくなります。高齢化社会を支えるのは、今の子どもたちであり(養護施設に暮らす27,000人の子どももそうです)、子どもを育てている家族です。子育てに必要な社会資源をコーディネイトできるソーシャルワーカーの養成と誰でも気軽に利用でき迅速に対応できるサービス政策の確立と現実化が、早急に求められているといえます。　(上薗)

海外研修（イギリス）に参加して

千葉県生実学校　　工藤　章

初めての海外、不安と期待。小学校で初めての遠足を前にした気分でした。出発前は自分なりに、色々な課題や夢を持って望むも、あっという間に時間だけが過ぎ去り、帰国後しばらく経って、ようやく自分を振返る余裕がでてきた“百聞は一見にしかず”という諺を実感した研修でした。限られた時間だったものの、色々な分野で多くの人と交流ができたことが大きな財産になりました。その一つは、肌の色、文化、言葉の違いはあっても同じ福祉で働く仲間として、共感しあえたことでした。残念だったのは自分の語学力不足のため思いを相手に十分伝えられなかったことでした。

子どもの立場に立ち、どう守っていくのか形態は違っても共通の課題です。ひとりの大人として、どれだけ子どもの側に立てたのか、考えると赤面の思いで一杯です。理論ではなく、いかに裸で子どもと付き合えるかを改めて強く感じました。日々の雑務に追われ、自分自身、それを言い訳に本当に子どもと、向き合っていたのか反省しきりです。お国柄とはいえ時間ごとのティータイムには驚きました。内容はともかくゆったりとした雰囲気は、好ましいものでした。職場の中でも、ちょっとした工夫でお互いがリラックスできる空間が作れるし、やらなければの意を強く持ちました。

レンガ造りの整然とした古い家並みに大きな歴史を感じ、暮らしの中に伝統を大事にする様子を伺うことができました。自分の世界を広げることにより今まで見えなかったものが見えた時の喜び、少しでも子どもたちに伝えられればと考えています。相手に自分の気持ちをストレートにぶつけることは苦手で、肝腎な時に後悔する、これが島国日本人（私自身）です。今回の研修で、つくづく思い知らされ、言葉だけでなく体を使った堂々としたＥＵの職員の話には圧倒されました。この研修に参加し自分なりの思い、感じたことを話していく責任を感じています。

全国各地の団員と知り合いになり、それぞれの職場での活動、実践を話し合えたことも、これからの自分にとって、大きなプラスになりました。最後になりましたが、研修参加の機会を与えてくれた多くの関係者に、心より感謝申し上げます。この研修の成果を生かしなお一層精進したいと思います。また、いつの日か、今回の研修に参加した団員と酒を飲みながら、語り合いたいものです。本当に有難うございました。

イギリスの福祉

広島修道院　　山根　英嗣

英国研修にあたって個人的に漠然と考えていたことは、「子どもの権利に対する意識が進んでいるといわれている英国では実際どのような処遇が行われているのか」「児童福祉に携わっている人々の感性にふれてみたい」というものだった。

実際の研修は英国の児童福祉を理解するためのものであり、日常的な処遇というより社会的な枠組み・方向性についてだったが、各組織・施設での講義の端々に彼らの熱意を感じることができた。

印象に残ったこと

まず驚きだったのが、どこに行っても「1989年児童法」の説明があったことである。地方自治体の政策はこれを基にして展開していることや新しい法律がどんどん出ている英国のお国事情を考えてみれば当然のことなのだが、子どもの権利条約の内容を含んでいるこの法律を持つ英国の児童福祉に対して羨望の念を禁じえなかった。

地方自治体の監査機関でも興味深い話が聞けた。居住型施設におけるケアの質を検査するために具体的な基準を持っているという。例えば、入所児のための個室が完備されているか、その個室には鍵がかかるのか、食事のメニューに子どもの意見が反映されているのかといった具合である。日本では簡単には真似できない文化の違いと歴史を感じた。

民間非営利団体のNCHでは家族支援についての迫力ある説明に日本と変わらない職員の熱意を感じることができた。家族を丸ごとアパート形式の施設に入所させ、ワーカーの観察により、その家庭養育機能を評価しようとしたときに、次のようなことがしばしばあるという。それは虐待を加えている親と接していて、その親は初めて自分の言葉に耳を傾けてもらえたというそうである。例えば、長年親自身が性的虐待を受けてきていた事例もあるという。これは悲劇ではないか、と講師は説明していた。このように家族の問題にも真摯に取り組んでいる姿には共感を覚えた。

同じく民間非営利団体の The Who Cares？Trust では里親先や施設で生活している子どもたちの生の声を集めた雑誌を出版していた。そして、これらを通して国や地方自治体にも影響を与えているという。

しかし、英国の良い所ばかりが印象に残ったが、決して充分だとはいえないことも今回の研修を通してわかった。福祉における市場原理の導入や切り捨て政策、ケアにおける地域格差の問題、青少年の非行率の高さ等、様々な問題を抱えている。

研修を振り返って

英国の児童福祉は問題の多さ故にこの分野が進んでいるといえるかもしれない。しかし、その対応の多様さと子どもの権利に対する意識は学ぶべき点が多いと思われる。結局、この研修での大きな収穫は、英国の状況を観ることで日本の現実について考えざるを得なくなったことだ。児童福祉法改正や親権、子どもの権利といった問題がより身近に感じられるようになってきた。

最後になったがこのような研修を提供して頂いた資生堂社会福祉事業財団に感謝したい。

研修を振り返って

救世軍世光寮　　福西　順子

日本国内においての児童福祉制度や法律についてさえ、まだよく知らない私にとって、今回の海外研修は非常に刺激的であった。イギリスの児童法というものに触れたことによって、我が国における法律や制度について考えるきっかけとなったからだ。子どもの権利が充分に尊重されたイギリスの児童法も、でき上がるまでには長い時間がかかったという。親権についての考え方がイギリスとは違い、日本では子どもは親の所有物的な考えがある。その点で法律を変えるのは難しいかもしれないが、子どもの権利条約やイギリスの児童法を学び、日本でも法律を考え直す必要を感じる。例えば、虐待を受けることがわかっていても、日本では親から子どもを離すことは難しく、一時的にはそれができても、また親が引き取りに来れば、返さなくてはならない。イギリスではまだ危険な状態と判断されれば、地方自治体の権限で、子どもを救う事ができる。我が国でも子どもの虐待がこれだけ問題になっているのだから、早急にそうしたシステムを考え始めるべきである。

またイギリスには素晴らしい機関がいくつかあり、その中でも「The who cares? trust」は、特に印象に残った。施設の子どもたちにとってだけでなく、職員にとっても必要な機関であると感じた。普段、客観的に自分の仕事を振り返る機会が少ない職員は、子どもたちの生の声を謙虚に受け止め、より良いサービスの向上を図ることに務めなければならない。日本にもぜひこのような機関を設置してほしい。子どもの言うことなんて、という声が聞こえてきそうだが、いいかげんその考え方はやめてほしい。子どもの権利を理解できない大人がいることが、問題なのである。イギリスでも数年前までは今の日本と変わらない考え方が多かったというが、実際に変わることができたのだから、日本でもできるはずだと強く希望するとともに、私自身もそのために勉強していきたい。最後にもう一つ印象に残ったことがある。それはそれぞれの機関が独自のマニュアルを作ってあるということである。誰が見ても分かるように仕事の内容が明記してあり、それによって自分たちのできること、やるべきことが明確に理解できるようになっているのである。それは社会に対してもそれだけのことを責任を持ってやるということのアピールにもなるのだと思う。日本では養護施設さえあまり知られていない現状の中で、例えば虐待に苦しんでいる子どもや親を救うためにも、もっと社会に対して私達の仕事をアピールするべきである。そのためには、施設内での虐待など、決してあってはならないことで、職員の意識を変えていかなければアピールなど恥ずかしくてできないということを声を大にして言いたい。

イギリスの風景

千葉家庭裁判所　　木村　直樹

赤いダブルデッカー（二階建てバス）、レトロなデザインのタクシー、チューブ（地下鉄）、広大な公園、歴史を感じさせるデパート、東京に似た雑踏といった大都会ロンドンの風景、また、屋根の上のかわいいチムニーポット、放牧されている羊や牛の群、辺り一面の緑、たびたび目にするサッカー場といった、のんびりした田舎の風景。そのいずれもが私の中のイギリスの風景です。個人的には、田舎の風景が目に焼き付いて離れないのですが、それは人との関わりが大きく影響しているのかもしれません。

今回の研修では、田舎の小都市バーンズリーが一つの研修拠点だったのですが、バーンズリー市では、市をあげての歓迎を受けました。ロンドンに比べたら何もない田舎ですが、そこには何ものにも代え難い心からのもてなしと暖かい交流がありました。行きの飛行機のトラブルで余裕のないまま緊張して研修に突入した我々にとって、暖かい歓迎は何よりの救いでした。次期市長を初め、議員や社会福祉部門のあらゆる関係者が一体になって、研修のみならずあらゆる面でのサポートをしてくださいました。最後のパーティーでは、全員が輪になって肩を組み、歌を唄い、一つになって踊りました。バーンズリーの人々との交流は、自分自身にとってのかけがえのない財産であり、イギリスの暖かい思い出です。

ところで、今回の研修で強く感じたのは、イギリスの児童福祉は、一人の児童に対して、ソーシャルワーカーを中心に各関係機関が一致協力して対処していく態勢があり、実際に有機的に連携しているという点です。考えてみれば、基本的なことなのですが、現実問題としてはなかなか困難な実情もあり、積極的に学ぶべきであろうと思われました。

また、イギリスでは、施設より家庭でという考え方のもと、児童施設が激減しています。そのような状況の中で、今回視察した施設は、いずれの施設でも職員が強い意欲を持って子どもに接しており、その熱意に感服させられました。

さらには、処遇の内容自体に対する地方自治体の厳しい監査制度、できるだけ親元での生活を優先し、その家庭機能をサポートしていくことに重きを置く考え方、あらゆる手続において子どもや家族の意見を尊重する姿勢、サービスを提供する地方自治体とサービスを受ける子どもや家庭との横の関係などは、極めて勉強になるものでした。

ただし、その一方で、何度も里親での生活に失敗し行き場を失ってしまう児童もいるという実情を知り、改めて施設養護の存在意義も実感しました。児童福祉制度の一つの形態としての適時の施設養護を大切にし、児童を一人の人間として、その権利を最大限に尊重していくことが、必要であると強く感じました。

今回の研修は、すばらしい仲間に恵まれ、常に笑いの絶えない楽しくかつ実り多い研修でした。最後になりましたが、今回の研修に参加する機会を与えてくださった資生堂社会福祉事業財団に心より感謝いたします。

地域におけるソーシャルワーカーの力

心泉学園　　岡本　眞幸

イギリスの一地方都市であるバーンズリー市の視察・研修が、私には、大変印象深かったのですが、その理由は、その市が、イギリス本国にあっても、あまり目立たない地味な存在で、しかも、財政的にも、かつての主要産業の衰退により決して豊かとは言えない状態であるにもかかわらず、実際にそこで展開されていた一連の児童福祉サービスの質は、我が国のものとは全く比較にならないほど、高度なものだったからなのです。

つまり、そこでは、特定の地域や目的ごとに、ソーシャルワーカーのチームがしっかりと配置されており、地域の諸問題に対して、彼らがチームワークを組んで対応し、必要とあれば、他のチームとの協働において対応し、さらには、警察や教師、医師など地域の諸機関の人々との連携において対応するなど、まさに、驚くほど積極的・精力的で、地域に密着した木目の細かな福祉サービスが展開されていると感じられたのです。

ところで、イギリスの「児童法」によると、児童養育上親の「責任」が十分に果たせていないような問題のある家庭に対しては、自治体が、その「責任」において、その家庭に法的に介入できるように規定されていますが、そのような場合にこそ、その地域担当のソーシャルワーカーの上記のような力が発揮されることになるわけです。

例えば、児童虐待への対応においては、ソーシャルワーカーは、虐待の予防と再発防止を最重視しながら、決して問題に対する「待ち」や「受け身」の姿勢ではなく、あくまでも積極的・能動的な姿勢において、リスクのある家庭に対しては、法的に介入して調査をし、地域の関連諸機関との連携も取りながら、その上で必要に応じて、その児童を虐待防止のための「登録」の対象としていく等の活動を行っているそうです。

こうしたイギリスにおけるソーシャルワーカーの豊富な配置状況と、彼らの積極的・精力的な動き、そして、それによるより地域に密着した木目の細かな福祉サービスの現状を目の当たりにして、改めて、我が国の現状を問い正さざるを得ないような思いに襲われました。「日本におけるソーシャルワーカーって、誰？　児相の福祉司？　今の状態でいいの？　もっと、地域に密着した行き届いたサービスが必要じゃないの？」って…。

我が国の現状において、地域の児童家庭サービスの充実を図っていくには、やはり、現存の児童施設が、地域福祉のセンター的な役割を担い、それらが互いに横のつながりを結び、ネットワークを形成して機能していくのが、一番の早道であり、有効な道だろうと思います。でも、それには、その福祉施設の中に、ソーシャルワーカー的な職務を果たせるだけの人材を確保していかなければなりません。ですから、各施設においては、常に、そこに勤める各職員の専門性を高めていくための努力をしながら、差し当たりは、「社会福祉士」の資格を指導員に取らせる努力をする等々、のより具体的、行動的な自助努力を行っていかねばならないだろうと思います。

イギリスの空気にふれて

清水が丘学園　　黒坂 加代子

ダイアナ妃が亡くなって約一カ月後の訪英でした。海外未経験の私が、突然世界報道されているそういう土地に足を踏み入れることが現実となってしまいました。まさに未知との遭遇でした。イギリスを知る友人が、現地の様子を親切に耳打ちしてくれる度に緊張の度合いが増してきます。新しい環境におかれると、とにかく緊張と不安で神経質になるどうにも不器用な人間に、余裕などとはまるで縁のない状況で英国航空の機上の人となったのでした。ヒースロー空港に降り立った時、霧のかかったような少しグレーの空気が印象的でした。イギリス中部に位置するバーンズリーの、のどかな田園風景の中に身をおいているのに現実感が生じてこない、タイムスリップしたような不思議な感覚を体験したのでした。綿密な計画のもとに、児童福祉施設・関係機関を訪問、講義を受けました。自分の勉強不足から講話されたことを理解するのに時間がかかり、なるほど.. とうなずいた時にはもう次の内容に移っているのです。息をつく暇もないというのはこういうことなのでしょう。

私は、清水が丘学園でたくさんの小学生、中学生と出会い、接してきました。少し自信をなくして動きづらくなっている彼らに、「できることから始めよう」「動いてみると自分のやりたいことがみつかるよ」といいながら一緒に歩んできました。そんな自分が、環境が変わったというだけで顔をひきつらせ、肩に力が入りっぱなしで過ごしているのです。大人は長年の経験から処世術を身につけ、せちがらいなどと思いながら生きているのであって、彼らと大差ないのではないでしょうか。同じような場面で胸躍らせ、心悩ませる、感情表現が素直にできる彼らのほうが、ずっと人間らしいし素晴らしいとさえ思います。いつでも、どんな場面でも誰かに支えられ、周囲の人達に触発されて自分も頑張れるということを、改めて実感する貴重な体験をさせていただきました。

イギリスの社会、生活環境には歴史が生き永らえ、継続され、古き良きものと新しいものが実にバランス良く共存しているのです。大切にしなければならないもの、失ってはならないものは何なのか、を的確に判断し、行動に移す潔さがそこにあるように思いました。将来ある子供たちへの対応もそうでした。充実したスタッフで徹底した小人数対応なのです。一人ひとりの個性、立場を尊重しながらかかわり、大勢をひとまとめに律することがほとんどないようです。それぞれ能力も好みも違うのだから、一律にするなどということは、必ずどこかに無理が生じてしまいます。各自の進み具合、達成度にばらつきがあって当然なのです。イギリスは個人というものを何よりも尊重してくれる、同じじゃなくてもそれを認めてくれる社会なのです。私は日本が大好きで、日本人で良かったと思うのですが、能率ばかりを優先する日本の社会が寂しく、悲しく思えました。私たち大人がいかに行動し、人間社会の在り方を伝えていくのか...。投げられた課題は大きいけれど、微力ながら彼らの役に立ちたいと思うし、彼らの代弁者になれるような人になりたいと思います。頑張りなさいと背中を押されたような感覚に今でも浸っています。イギリスに感謝！

児童虐待の認識

梅光児童園　　虹釜　和昭

「児童虐待防止」は今ある種の流行のように、私たち児童養護施設関係者の間でも盛んに論じられ、虐待をテーマにした研修会が開催され、いろいろな書物やパンフレットが出されている。

イギリスでは児童虐待の調査権限が地方自治体社会福祉部に与えられている。また、一年間にイングランド全体で16万件の虐待通報があり、その16万件の調査のうち「児童虐待防止登録」(これは虐待の危険性があるか、もしくは以前虐待を受けたという子どもを登録する制度だが)に登録されたのは約25,000人ということである。日本の現状はどうかというと、児童相談所の報告によると被虐待児童数は年間約4,000人である。そしてイギリスでは、児童福祉機関やソーシャルワーカーの不適切な対応が厳しく指摘され、行政訴訟になったり、ソーシャルワーカーが解雇されることもめずらしくない。

そうしたことや、前述の単純な数字の比較だけを見ると、「福祉先進国だといわれているが、イギリスの児童虐待はものすごい」「日本はまだまし」との印象もある。だが登録された25,000人のうち95%は在宅のまま、ソーシャルワーカーによる指導を受けているという。この数字の違いの意味をよく吟味する必要があろう。

これはイギリスにおける児童虐待の定義と日本の児童虐待に対する認識の違いによるものではないか。イギリスでは「健全な大人への発達を妨げるものはすべて児童虐待」とされているほどの広い定義がなされている。日本の場合は通報制度(全ての国民に通告義務)はあるが、通告法がないためその通報制度は有名無実と化している。

日本でも、ある時代には「体罰はしつけの一部である」と見なされていた。時代が変わって今になれば「子どもの人権侵害」と見なされるように、何が児童虐待にあたるのかは非常に流動的で、相対的である。つまり、児童虐待はある特定の時代を表す価値観や規範によって社会的に作り出される現象であり、児童虐待の定義は私たちの児童福祉の思想、考え方如何によって左右されてきた。

すなわち、子どもに対してどういう認識を持っているのか、子どもの人権、子どもの虐待に対してどういうふうに考えているのか、その関心の高さの程度によって虐待の定義も広まったり狭まったりしている。それは、大人の所有物としての「子供」ではなく、一個の人格を有した「子ども」という認識があり、児童虐待防止への取り組みのイギリスと日本の違いとなっている。

大人社会のひずみが、最も弱い存在である子どもに現れ、その現象として子どもの虐待が社会問題化している。言葉ではわかっているつもりではあるが、観念的であるためその「取り組みは」と問われれば、たじろぐのみである。

イギリスの「美しく満ち足りた暮らし」や「伝統のライフスタイル」に対するこだわりがある反面、「ゆりかごから墓場まで」の福祉から、「市場原理」に委ねる福祉へのラジカルな改革への両極面。守るべき伝統は守り改革すべきところは改革する姿勢に心うたれた。

研修を振り返って

白梅学園 乳児預かり所　　吉原　恵里

日頃、『海外』を意識していない私には、色々な面から学ぶことの多い研修でした。

イギリスでの第一印象は、シックなオレンジ色の家にガーデニングの緑が映えて美しかったこととタクシーに特徴があり全てがオシャレに見えたことです。町をゆく人々の服装が真夏の服装から真冬の服装まで幅広く、本当に千差万別で個性的でした。

私が強く感じたことは、『食文化』の違いです。あとで聞いたことですが、イギリス人の胃袋は日本人の3倍もあるそうで、滞在したホテルのレストランではそのように日本人の体が小さいということから、入るすき間もないほど椅子とテーブルがセッティングされていたのには少々苦笑してしまいました。とにかく『量の多さ』に驚かされてばかりの毎日でした。しかし、研修も後半に入った頃に食べた中華料理の味が、こんなに懐かしくおいしいものかと思わずにはいられませんでした。以前人間は生まれた国土の食物を食べるのがその民族に一番あっている…ということを聞いたことがありますが、今回の研修で日頃日本の食物になにも感謝していない自分に気づかされました。(日本食に感謝!!)

こういった違いを感じながらも、実際施設見学や講義を聴かせていただく中で、国や民族による違いはあっても仕事上の問題点は共通していると実感しました。ＥＵについての講義の中で、『全ての人に対する福祉』という視点はＥＵだけでなく世界共通のことだと思います。また、自分の国だけ…という狭い範囲でとらえるのではなく、一つの地球に住む同じ人間としてみたときに、どこに住んでいても自分に与えられた環境をどうとらえ生きていくのかは自分自身にあると感じました。

次にバーンズリー市のお別れパーティーのパフォーマンスの一つとして、私は『通訳付きの折り紙教室』なるものを初体験させて頂きました。簡単な『はばたく小とり』を折ってみたのですが思いのほか難しかったようで、通訳の人だけに頼っているということもできず、直接英語で聞かれたことに対して私は日本語で返事しているという支離滅裂な状況になってしまったので大変な騒ぎになってしまいました。(因みに、日本で折り紙教室を行うと静かな雰囲気になりますが…) ただ、互いに必死だったのでこちらの意図することが何とか伝わり、言葉を越えた人との温かい交流を体感できたことはとてもいい経験になりました。でも、やはり語学力があればもっとスムースに意思疎通が図れたにちがいありません。つくづく自分の勉強不足を実感しました。

最後になりましたが、今回このような素晴らしい研修を受けさせていただきました資生堂社会福祉事業財団に心から感謝申し上げます。

第24回海外研修をふり返り、思うこと

みどり寮　　谷口　千鶴

海外経験の一度もない私にとって、イギリス研修は私の眠りかけていた脳裏をゆさぶり、まさに衝撃的で、本当に充実した機会であったといえる思います。イギリス人のスチュワーデスに笑顔をアピールしながらも内心では、自分の席の担当は日本人のスチュワーデスであって欲しいという願いはむなしくも打ち砕かれ、ワゴンが近づくと、口の中で何度も答えの練習をしたものでした。「ビーフ・プリーズ」「センキュー」この会話が今回の私の本番英会話の始まりでした。自分の体調を整えながら、自分の今あるべき姿といつも自分自身に問いながら、研修に取り組んでいきました。

事前研修を受けていたものの、バーンズリー市での児童福祉政策の現状を聞き、実際にファミリーセンターを視察し、虐待防止センターを知り、ケアを要する子どもの70%が里親のもとで養育されることに驚き、監査機関のユニークさに感心させられたりしました。なんといってもバーンズリー市の市長さんを始め、私たちを迎えるにあたってスタッフの方々がかなり前から、この研修のために準備をして下さり、本当に、用意周到の言葉がピッタリあてはまる態勢であり、研修にも一段と熱が入っていくのを感じました。

ロンドンでの研修で一番心に残ったのは、「Who Cares? Trust」でした。子どもたちの意見表明権、主張などをマガジンにして発刊したり、ビデオで生の声を放映するなど、イギリスならではだなあと感じさせられたものでした。また、ロンドンの中でもクロイドン区での一時保護施設、デイケアセンターや、ソーシャルワーカーの事務所、放課後児童の健全育成のためのPlay-Plusを見学しましたが、施設自体を見るにつけ、その素晴らしさには脱帽であるが、日本に充てて考えた場合には、色々な意味で、他に及ぼす影響や、法律そのものの違い等から、やはり日本の福祉制度は慎重に、前向きに考えていると感じることもできました。ただ、まだまだ日本の場合は、親権が根強くふりかざされており、これに対し、イギリスは親責任というふうに、あくまで、子どもの権利が上であることに拍手を送りたくなるが、これからの時代、また、イギリスの制度は変わっていくかもしれないという何か奥歯に物がはさまる思いも残りました。

10日間の研修は非常に充実しており、毎日活気ある、目新しい感じがしましたが、バーンズリーからロンドンに移動する途中に立ち寄ったストーンヘンジの遺跡、ソールズベリ大聖堂を見た時は、まるで中世の時代にタイムスリップしたような、魂を奪われるような気持ちになり、この年になってこんなに感動できたことに、本当に嬉しくなりました。

最後になりましたが、資生堂社会福祉事業財団の方々に厚く感謝を述べると共に、一緒にフィッシュ＆チップスをゲップしながら食した24回の良きチームメンバーに恵まれて幸せだった事を報告して、私の感想と致します。ありがとうございました。

第24回資生堂児童福祉海外研修に参加して

白百合ホーム　　小林　儀貴

私はこの海外研修に参加するにあたって、イギリスでの母子家庭に対する支援や行政の対応はどうなっているのかを見て聞いてくる事を自分の研修課題として臨みました。実際に行政や施設の説明を聞いていると、確かに母子家庭や父子家庭に対する支援メニューはありましたが、その根になっているのは「家庭の子育てを支援すること」だと分かりました。その根底から枝分かれした様々なメニューが、行政や施設等と密接な連携が図られて実践されていました。訪問した施設の中で、子育てを支援する「バナードファミリーセンター」が入居しているプライオリーキャンパスには、職安や図書館、コーヒーショップやホールがあり、教育・研修・子育てを支援する事を主眼とし、また地域に開かれた施設として活動していました。この様な形態の施設が、日本でも取り入れていけばいろんな面で効果があるのではないかと印象に残った施設でした。

私が勤務する母子寮では、現在や過去に利用した母子に対する子育て支援メニューを準備し、また地域の子育て支援のためのトワイライトスティ等を実施しています。このことはイギリスの子育て支援と共通する部分であり、改めてより一層地域に開かれた施設を目指していきたいと思っています。私個人としては、日々自己研鑽を積み様々なケースに対応できる職員を目指して行きたいと考えています。

毎日がハードな研修の中、その緊張を和らげてくれたのは、移動中に立ち寄った都市、町、村、そして歴史ある建物等でした。50年や100年も経過した建物が並んでいる街並みは、日本では到底考えられない光景で、改めて歴史のある国である事を実感しました。また食事も「何でこんなに食べるの？」と言うくらいの量に圧倒され、日に日に日本食が恋しくなっている私は、日本人である事に改めて気付きました。そして、何よりも英会話が出来ればもっと充実した研修であったのかなというのが私の感想です。

この研修に全国から集まった福祉の仲間との素敵な出会いと、個人では到底実現できない海外でのすばらしい研修を実現させていただいた資生堂社会福祉事業財団、それをサポートしてくれた明治航空の皆様に心から感謝いたします。ありがとうございました。

事業経過報告

96年11月　第24回資生堂児童福祉海外研修の基本計画を検討

12月　津崎教授（佛教大学）他の学識者から情報を得る

97年1月　基本計画を常務理事に提案し決定（1/8）
佛教大学の津崎哲雄教授に英国の各施設の紹介を受ける
旅行代理店に計画を案内（(株）明治航空サービス）

2月　英国の各施設へ研修依頼の申込みを送付（2/4）
コッツワルド・コミュニティーより研修受入れ回答（2/19）
The Who Cares? Trustより研修受入れ回答（2/20）

3月　海外研修の実施要綱を決定
バーンズリー市より研修受入れ回答（3/18）

4月　厚生省、全国社会福祉協議会へ後援依頼（4/25）
研修団員推薦依頼（全養協、全母協、全乳協、全教協、全情短協）（4/30）
ロンドン・クロイドン区より研修受入れ回答（4/10）

5月　団長決定（5/13）
NCH Action for Childrenより研修受入れ回答（5/8）

6月　全養、全母、全乳協（6/30）、全教協（6/17）、全情短協（6/18）より推薦

7月　研修団員選考会、団員決定（7/7）
団員へ決定の通知（7/8）

8月　事前研修、結団式（8/25～8/26）

10月　研　修（9/30～10/11）
研修先宛て礼状発送（10/17）

11月　事後研修（11/6～11/7）

98年3月　報告書完成
厚生省、全社協、全教協、スターズ、団員、海外の福祉施設・団体へ送付

以　上

第24回資生堂児童福祉海外研修同行記

資生堂児童福祉海外研修の参加者は今回を含めて総数460名を数えるにいたった。児童福祉海外研修という名前は同じでも参加者、研修地、テーマなどはそのつど変わり、毎年多くのドラマを生んできている。その中でも今回の研修は特に“思いで深い記念すべき”……？　研修の中の一つに数えることができるのではないかと思う。今回が2回目の同行であり、昨年よりは大分リラックスして臨むことできたが以下簡単ではあるが研修内容は除いて昨年のように同行記をまとめてみた。

出発前のリラックスした表情の団員。

この時はまだ、夕方に成田へ引き返すとは夢にも思わなかった。

9／29

British Airwaysの006便は予定どおり11：30に成田を出発した。B747の機体は快晴の中、快よいエンジンの音を響かせ一路イギリスへと向かい、一行も明日はリバプールでビートルズのおみやげが買えるかもなどと、おしゃべりに花が咲いていた。

ところが3時間ほど飛んでシベリア上空にさしかかった14：30頃、最後部席の辺りからうめき声、叫び声が断続的に聞こえ、それがだんだん激しさを増していった。機長が乗客の中に医者がいたら申し出てくれることを依頼し、2人の医者が名乗り出てその暴れる病人を診察した。程なく機長から、急病人（エジプト人男性）のため今から成田へ引き返すというアナウンスがあり、我々は16：20に成田に着陸し、成田ビューホテルで一夜を過ごすことになった。出鼻をくじかれるとはまさにこのことであろう。他にもヨーロッパへのツアー団体が幾組も乗っており本当に気の毒であった。ある熟年のカップルはホテルのエレベーターの中で疲労困憊の様子であり、“何で一人のために全員が犠牲になる必要があるんや？あんな男はパラシュートでシベリアの原野へ落とせばいいんだ”などと乱暴にわめいていたが同情せざるを得なかった。ホテル

の社員は、エンジントラブルなど機体の故障で引き返すことはたまにはあるが、途中病人が出て成田へ引き返すなどということは今まで聞いたことがないと言っていた。もっともホテルの方は300人ほどの臨時の泊まり客ができてありがたかったであろうが、我々は“今まで聞いたことがないありがたくない”体験をしたことになった。長い歴史を誇るこの研修でもおそらく初めての事件、まさにハプニングであった。

9／30

昨日の悪夢から覚め、今日は大丈夫であろうと気を取り直し、同じ飛行機で昨日より2時間早い9：20に成田を出発し、現地時間の12：40ロンドン着、国内便に乗換え15：30ロンドン発、16：30マンチェスターに着いた。ところが空港では小林さんのスーツケースが大きく破損していたり、虹釜さんの荷物がロンドンで積み残しにあうなど昨日の事件を引きずっているようなことが発生しいやな感じがしたが、案の定17：30バスでマンチェスターを出発すると、これまたお人好しの運転手が悪夢につき合うかのように途中で道を間違えたりし、19：10にやっと最初の研修地であるバーンズリーに着くことができた（やれやれ）。当初のマンチェスターで一泊し、リバプール観光の予定が“事件”で厳しい日程となり、今さらながら憤まんやるかたない思いがしたが、これは天災とあきらめるほかなかった。ホテルでは今回のプログラムを作成していただいたバーンズリー市社会福祉部計画課長のニールソンさんはじめ市の若いスタッフが出迎えてくれた。さっそく明日からの研修のオリエンテーションがあり、20：00に夕食の後全員早めに就寝した。

ニールソンさんによるオリエンテーション。

バーンズリー市のホテルの前で。

10／1

9：00にバスでホテルを出発し、9：20に市の福祉施設であるプライオリーセンターに着くと、市長を始め市の幹部が我々一行を待ち受けていた。バーンズリー市副議長バーナード・ゴッダード氏の歓迎の挨拶があり、次いで菅原団長が答礼を行った。そ

バーンズリー市副議長、ゴッダード氏の歓迎の挨拶。

日本の福祉状況について英語でレクチャーする虹釜さん。

れから市の概要や児童福祉の状況について全般的な講義が続いた。バーンズリーはイギリス中部のシェフィールドとリーズの中間にある人口22万人の小さな町で普通の地図にはなかなか現れない。今回はイギリスの普通の地方自治体の児童福祉サービスを包括的に学んでみようということでこの町を選んでみた。20年程前までは炭鉱とガラス工場の町であったがどちらも斜陽となり、よって国の内外から企業の誘致を行って、町の活性化を図っている最中とのことである。日本からも光洋ベアリングが進出していて、光洋ベアリングＵＫ社長の国松さんの名前が講義中に何度も出たが、さしずめ町の名士のような存在であるらしい。

次ぎに今回の研修の目玉として、相手から聞くばかりでなく日本の現在の福祉状況も伝えよう、これが本当のキブアンドテイク、民主主義の精神ではないかということで準備万端の虹釜さんの登場となった。昨日の荷物紛失にもめげず柔和な笑みをたたえて登場した虹釜さんは資料をもとに、英語で講義を行った。日本広しといえども施設の一職員で、英国人の福祉専門家を前に英語でレクチャーした人は虹釜さんが初め

プライオリーセンター。

17世紀の貴族の家、キャノンホール。

てなのではないかと我々は大いに誇りに思った次第である。市の司会者が、ご苦労されて英語で説明をしていただき我々は助かるなどといっていたが本当に堂々としたジェスチャー入りの立派なレクチャーであった。午後から2班に別れてA班はバーナード・プライオリーファミリーセンター（家庭支援センター）、B班はランドウッド・チルドレンアンドファミリーズチーム（ソーシャルワーカー事務所）を訪問した。15：00からは町を良く知ってもらおうという配慮からか、バスで町の案内をしていただいた。田園地帯で特に見るべきものはないが、17世紀の貴族の家で今は博物館になっているキャノンホールでは、17～18世紀の家具や絵をみることができ、また庭は広大というか壮大というかゴルフ場のような大きさで素晴らしく、一同庭をバックに記念撮影とあいなった。いったんホテルに戻り19：00からは市長招待のレセプションがあった。市役所のレセプションルームには市長、市会議員など市の名士と先程の光洋ベアリングＵＫ社長の国松さん、それから今回訪問する施設の施設長と思われる人々が50人ほど集まっていた。まず円形の市議会議場で次期市長のフレッド・ライト氏の歓迎の挨拶があり、次いで菅原団長がプログラムの作成や親切なもてなしに対してお礼を述べ、当財団の中川常務理事が日本からのおみやげを贈呈した。それからレセプションルームに移り歓迎パーティーとなった。多勢に無勢なこともあり、団員一同は否応なく慣れない英語を一所懸命しぼり出して応対していたのは微笑ましかったが、もうすこし英語ができれば……というのが団員の正直な感想のようである。広報担当者の写真撮影や、小・中・高学生35人によるフルバンドのブラスバンド演奏があり、市を上げての歓迎ぶりで一同は感激の面持ちで一杯であった。楽器は全員が日本のヤマハを使っているとのこと。バーンズリーに大勢の日本人が来たのでその珍し

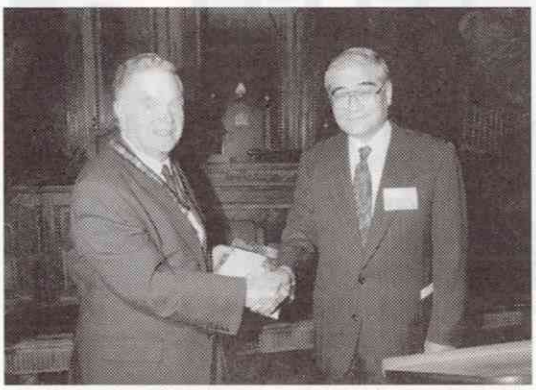
バーンズリー市次期市長フレッド・ライト氏と中川常務理事。

市の広報部によるスナップ写真。バーンズリー市の名士となった一夜であった。

さもあると思うが、エレクトロニクス製品をはじめとする優秀な日本製品、日本の国力がこういう対応の一つの要因になっているのではないかと思ったりもした。最後にスコットランド民謡のAuld lang syne（オールドラングザイン：なつかしい昔（ホタルの光））を手をつないで大合唱しパーティーは終了した。大歓迎を受けたのはいいが例の事件と昨日の長旅、それに時差もあり、一部の団員に疲れも見えたが21：30無事ホテルに戻った。

10／2

8：50バスでホテルを出発、9：10にホイランドという市の施設に着いた。ここで「里親と養子のサービス」について説明があり、それからAグループはホイランド・チルドレンアンドファミリーズチーム（ソーシャルワーカー事務所）、Bグループはサマーウエル・チルドレンズリソースセンター（児童リソースセンター・養護施設）を訪問した。お昼になり、ウエントワースというレストランでの食事は本場のローストビーフということであった。スターターといって食欲を盛り上げるための前菜のようなものがまずでたが、ボリュームのあるシュリンプカクテルにサラダとトーストの半切り4枚が1枚の皿にのっており、これで十分とも思われたがどっこい問屋はそうはおろさず、次に大きな皿に厚切りのローストビーフ3枚、ピンポン玉のようなマッシュポテトが4コ、インゲンとニンジン、グリーンピース、ポテトの細の目切りを炒めた付け合わせに、ヨークシャープリンというシュークリームの皮を厚くしたようなパン2コがどんと出てきた。ほとんどの団員は食傷気味の様子であり、ただただ料理をながめているばかりであった。イギリスの料理は全般に量は多いがこれといったおいしいものはあまりないように思える。午後Aグループはケレスフォース・チルドレンズユニット（身障児のケア施設）、Bグループはジョーンセント・チルドレンズリソース

本場のローストビーフに挑戦。

左から、谷口、福西、吉原さん。お茶の飲み方も決まっています。

センター（児童資源センター・養護施設）を訪問した。15：00になりバーントウッドというレストランにお茶を飲みにバスで移動した。イギリス人にとってこの午前・午後の２回、9：00頃、15：00頃にお茶を飲む習慣は（熱い紅茶にミルクをたっぷりいれ、スコーンというビスケットに生クリームがのったものなどを食べる）最も重要なことであり、彼らは何時いかなる時でもこれを一日の生活から外すわけにはいかないと笑いながらも誇らしげに言う。というわけで研修の途中でも、お茶のためにはバスでレストランに寄るいう自然な発想につながるのであるが、心地良い、楽しい習慣は決して変わらない、いや変えないものだと実感した次第である。最後に児童福祉施設監査機関を訪問し、本日の長い研修を終了した。いったんホテルに帰り18：00から近くのメドウオールショッピングセンターを見物した。ヨークシャーで一番大きく、イギリスでも四指に入るという大きなショッピングセンターであるが、なにしろモノがあふれている日本人にとってはそれほど魅力のある場所ではなかったようである。

Japanese child experts see town's care methods

By Steph Ayscough

JAPANESE child welfare experts visited Barnsley this week to look at how child care is handled in the town.

The visit follows a study tour to Japan in January by Barnsley Children's Services officer, Wendy Neilson.

The 16-strong group met with several groups, including Barnardo's, to discuss the differences in child welfare in this country, compared to Japan.

Sue Fox, Barnsley's principal training officer for child protection and child care, said the group were from the Shiseido Welfare Foundation.

"Welfare services for children are very different here to what they are in Japan. In Japan it is not so much a public funded thing, there is more emphasis on private companies being involved and putting money in.

"Shiseido itself is a cosmetics company which has got involved in child welfare services. A lot of the visitors are child welfare workers who want to know what our services are like for children."

During their stay they have visited Priory Campus, Lundwood, Barnsley General Hospital, Summerwell children's home, Wombwell, and Chamtec day nursery, and have met social workers and child care workers.

They have also been given a civic reception with Mayor elect, Coun Fred Wright and the deputy leader, Coun. Bernard Goddard.

The group will be looking at services in Bristol, Swindon and London before returning to Japan.

日本から児童福祉の専門家が市を訪問したことを伝える97年10月３日付のバーンズリー・クロニクル紙。

10／3

今日がバーンズリー研修の最終日である。8：45バスでホテルを出発、9：00市役所に着いた。例によってお茶とクッキーをいただき、それから市の福祉部職員により「イギリスの児童と家族に関する法的背景」について講義があった。10：30講義が予定どおり終わると又お茶とクッキーがでたのでびっくりしたが、なにしろここは紳士の国イギリスであり飲まないとマナーに反するような感じがして、すました顔でいただいてきた。一方で団員一同のお茶を飲む様もだんだん決まってきているようにも思えた。それから歩いて市役所近くのカムテック保育所を訪問した。幼児がロックのリズムに乗って体を動かしているのは何ともほほえましかった。昼は市のスポーツ施設であるメトロドームに行き食事をした。食事中にニールソンさんが10月3日付の「バーンズリークロニクル」という新聞を持ってきて、我々一行の訪問を伝える記事を見せてくれた。そこには“日本の児童福祉の専門家がバーンズリー市で研修”というタイトルの記事が載っていた。その後このメトロドームという市営のレジャー・スポーツ施設を見学したがサッカー場も隣接しておりスポーツのメッカようなところである。午後はバーンズリー市総合病院精神衛生サービス部と虐待防止サービス部を訪問した。双方とも多くの資料を準備してくれており暖かいもてなしを受けた。もちろんどちらでもお茶が出たので本日は合計4回お茶を飲み、ハイカロリーのクッキーを食べたことになった。これで3日間にわたるバーンズリーでの研修が終了した。

17：00にホテルに帰り、ちょっと休憩をしてから19：00にまたバスでホテルを出発し、19：30からワースリーアームという郊外のパブで財団主催のお別れパーティーを開催した。副議長のバーナード・ゴッダード氏を始め、歓迎レセプションの時に参加した大部分のメンバーが駆けつけて、総数50人程の大パーティーとなった。菅原団長と中川常務理事が感謝の挨拶を行い、研修を助けていただいたニールソンさんをはじ

バーンズリーもサッカーが盛んでプロのチームを持っている。

郊外のパブでお別れパーティー。

め市のスタッフにお土産を贈呈した。バーンズリー市側はニールソンさんが挨拶に立ち、市の若いスタッフが自分を助けてくれたこと、研修が無事に終わって本当によかったことなどをたんたんと述べ全員に感謝し、それから団員に記念品を手渡した。パーティーは和気あいあいと進み吉原さんの指導のもとで折紙で動く小鳥を折ったり、谷口さんを先生として団員といっしょにイギリス人も加わって宇和島の“ガイヤon the road”を踊ったりした。イギリスのある地方の小さな町のパブで、自分の勤めるみどり寮の赤いハッピにハチマキ姿で先頭に立って踊る谷口さんのパワーは圧巻であり、小心な男性連中ではとてもできない、やはりいざとなると女性は強いものだ、としみじみ感じた次第である。イギリス側は市会議員の歌やダンスがありまたアイリッシュバンドも入って一層盛り上がった。最後にホタルの光を合唱し、菅原団長がお手を拝借し三三七拍子の締めを行いパーティーが終了したのは10：30、ホテルに帰ったのは11：00であった。毎日遅いせいか全員疲れた様子であったがイギリス人のスタッフは皆タフでその後ホテルのパブで一緒に飲み直してから別れた。

10／4

ホテルでニールソンさん他、市のスタッフに見送られ、9：00にバスで思い出多いバーンズリー市を後にした。添乗員の比江島さんは主にこういう研修同行の仕事をやっているが、こんなに熱い歓迎を受けたのは長い24年間の添乗員生活で3回目であると言っていた。また、ニールソンさんはたまたま今年の2月にやはり福祉関係の研修で日本（神奈川県）を訪れ、暖かい歓迎を受けたとのことでそのお返しをしたかったそうである。我々はそういう運にも恵まれていたのである。

今日から週末で観光となり、まずバーンズリーから南下し11：40にストラットフォード・アポン・エイボンに着き、シェークスピアの妻の生家を見学してから昼食をとり、それから町の中心部にあるシェークスピアの生家の見学、市内見物を行った。シェークスピア本人の生家ならまだしも、妻の生家、娘の家などシェークスピアと名の

シェークスピアの妻の生家。

つくところは全てシェークスピア財団が管理し観光客に見せているようで、偉大な劇作家をしのぶというよりは商売が先行しているようにも感じた。

それからさらに南下し、16：20小さな港町であるブリストルに着いて宿泊した。19：00にホテル近くの中華レストランで夕食をとったが、久し振りの日本食に近い食事でありまたたくまに平らげてしまった。3日間のハードな研修の後で今日は本当に良い休養となった。バスの中で工藤さんが熟睡していたのがそれを物語っていた。夜はホテルのラウンジで菅原団長をはじめ上薗、木村、岡本さんなど10人程元気の良い団員が集まりビールを飲みながらバーンズリーの思いでばなしをしたり、後半戦の健闘を誓いあった。

10／5

本日は日曜日で、9：00にブリストルを出発し、10：00に温泉地で有名なバースにちょっと立ち寄り、10：40ソールズベリ平原にあるストーンヘンジを見学した。古代先住民族の環状巨石群遺跡であるが、盗掘にあいその後修復しているとのことであった。この平原のトイレや案内パンフレットに英・独・仏・伊・スペイン語の西洋列強以外

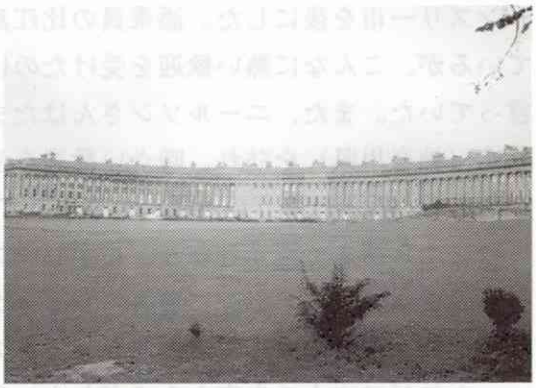

バースの集合住宅。

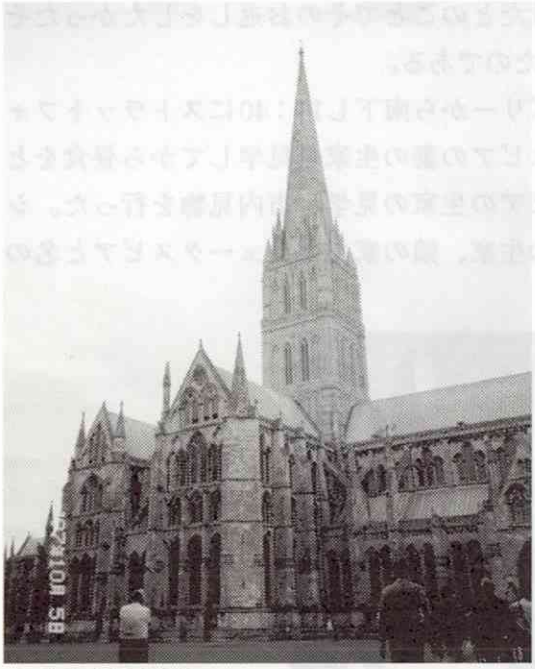

ソールズベリの大聖堂。

ストーンヘンジを間近に見て、まさにタイムスリップです。

では唯一日本語で（中国語、ハングルはなかった）“ようこそ”などと書いてあり、また大型バスから続々降りてくる日本人を見るにつけ思わず我々日本は大変な国なんだなあと考えてしまった。12：00にソールズベリに入り昼食をしてから、ソールスベリ大聖堂と町を見物し16：00に第2の研修地であるスウィドンに着いた。イギリスはスウィドン市で世界に先がけて電子マネーの実験をしているそうである。モナダックと呼ばれるこのシステムは発想はイギリス人のものであるが技術的には日本の日立、大日本印刷、パナソニックなどが支えているとのことであった。夕食はホテルで洋食のバイキングであったが、料理、量を自由に選べるので好評であった。山根さんなどはその後ホテルのプールで泳いだそうであるがプールが小さくてもの足りなかったようである。

10／6

バスで10：20ホテルを出発し11：00にコッツワルドコミュニティーに着いた。ここは田園に広がる情短施設と教護院を合わせたような施設である。施設の農場のマネージャーの奥さんである日本人のたまみさんが迎えてくれた。東京出身でイギリスにもう12年滞在していると言う。日本人がいると何か安心するのは島国に住む我々としては仕方の無いことかもしれない。テキストなども日本語の訳がついておりありがたかった。ホワイトウエル施設長の概要説明の後でセルフサービスの昼食をいただきその後施設内を見学した。入所中の子どもが飲み物などをもってきてくれて、ちょっとでも子どもたちの様子が見れたのはラッキーであった。ここでは工藤さんと、黒坂さんがいやにハッスルしていた。報告書の担当となると自然にファイトが全面に出て来るようである。

14：45小雨模様のコッツワルドコミュニティーを後にして16：00に大学の町オックスフォードに着き、皇太子や雅子妃殿下の学ばれたというカレッジ、秋篠宮が遊学されたカレッジなどをちょっと見てバスは一路最後の研修地であるロンドンに向かった。途中雨が少し強くなったが、18：20雨上がりロンドンへ無事到着した。夕食はイタリアンレストランでパスタを食べその後めいめいパブなどに散らばった。

農場のマネージャー（たまみさんのご主人）を囲んで。

10／7

今日からロンドン研修で、8：45バスでホテルを出発し9：30ロンドン郊外のクロイドン区福祉部のオフィスに到着した。黒人の福祉部長による挨拶の後担当者から現在のイギリスの児童福祉体制、児童福祉法、青少年司法などについて講義が続いた。昼食の後、キングスダウン（一時保護、養護施設）、アッディングトンディケアセンター（保育所）、ソーシャルワークオフィス（ソーシャルワーカーの事務所）、プレイプラス（放課後児童ケア施設）を訪問した。アッディングトンディケアセンターでは通訳の杉崎さんから“やっちゃった、できちゃった”という名文句が飛び出し一瞬ハッとしたが味わいのある訳であった。今回の研修の通訳を担当していただいた杉崎さんは声も大きく、言葉にリズムがあり、それにボディランゲッジが加わって、一見退屈に思える講義も非常にメリ・ハリのあるものとなった。海外研修の成否はある面において、この通訳にかかっているといっても過言でないと思わされた。

通訳の杉崎さん、まさにパワフルウーマンである。

イギリスはロンドンを筆頭に、各国からの福祉関係者の訪問が多いそうで、そのためか福祉状況のレクチャー、施設の案内なども一つビジネスとなっている。ここも説明、案内、資料の準備などすべてにそつが無く、感心する一方で少し複雑な感じもした。17：20クロイドン区のオフィスを出発し18：20ホテル着。それから夕食はロンドン一の繁華街であるピカデリーの中華街にのり込んだ。ここでは当社の資生堂ＵＫで仕事をしている鷹木さんを招き、一緒に食事に加わっていただいた。

10／8

バスで8：45にホテルを出発し9：30にThe Who Cares? Trustに着き、ちょっとオーバー・ウエイト気味に思えるディレクターのスザンナ女史に迎えられた。彼女はＭＢＥ（ブリティッシュエンパイア５等勲士）のイギリス政府の称号を与えられている方で、体型的にもそれにふさわしい人のように思えた。ちょつと早く着き過ぎてお茶の準備ができていないということで待つことになったが、イギリスは本当にお茶優先の社会である。The Who Cares? Trustの紹介、子どもの意見表明権とそれに関する雑誌の発行などについて講義があった。次号に当研修団の訪問のことを掲載したいということで、急遽中川常務理事が研修団の意義、資生堂財団の活動内容などについてお話をした。今回は初日の虹釜さん、本日の中川常務理事と日本側の状況も相手に伝え

る機会があり研修が積極的で対等なものになったように感じた。こういう姿勢は今後の研修でも維持していきたいものである。ここは12：30に終了し、またバスに乗りNCH Action for Childrenへと向かった。

講師が次々に登場し、聞く方には厳しい研修であった。

13：00いよいよ最後の研修場所であるNCH Action for Childrenに着き、まずそこのレストランで昼食をいただいた。それから４人の講師が次々と、NCH Action for Childrenの歴史と文化的特性、英国社会福祉の21世紀へ向けた戦略的方策、さらにはＥＵにおける社会福祉の展望など次元の高い話になりちょっと圧倒された感じがした。研修の最後で疲れもたまっているところへ、昼食のあと、講師の一方的でちょっと平坦な話、という悪条件が重なり、いつもはお姫さまのように涼しい笑みをたたえている福西さんなども目が苦しそうにもがいていたが“パッチリ飴”の効用もありなんとか全員睡魔を乗り切り、有終の美を飾ることができた。これで研修もすべて終了し満潮のテームズ川を眺めながらホテルに帰ってきた。夕食はホテル近くのレストランでステーキや魚などを食べ、それから近くのパブにのり込んだ。研修が終り、また明日は半日観光と自由行動ということで昼の疲れもふっ飛んだように皆生き生きと見えた。

10／9

本日は9：00にホテルを出発しバスでロンドン市内を見物した。テームズ川から国会議事堂、ビッグベンを眺めたり、ロンドン塔、バッキンガム宮殿などを散策した後で昼から自由行動となり、団員は大英博物館、ナショナルギャラリー、ウエストミンスター寺院、デパートのハロッズなど、各自それぞれお目当ての場所へと向かって行った。菅原団長と中川常務理事と私はハロッズでプロモーション活動をしている当社の中野、三文字両ビューティーコンサルタントと鷹木さんとともに夕食をした。二人の美容部員さんは言葉は大変だが仕事は楽しくて仕方がない様子で本当に頼もしく思えた。

10／10~11

出発のフライトが16：30なので午前中は自由行動となり、団員は昨日に続き時間を惜しんで市内見物や買い物を楽しんだ。いざ帰国となると欲が出てあと２～３日あればもっと名所・旧跡も回れるのにと惜しい気もしたがこればかりは仕方のないことで

あった。今回は10/4～5日の週末、9日、10日の半日を観光や自由行動でイギリスの生活を垣間見たが、これも研修同様に大切な要素であり、今後は付けたしというような感じでなくもっと内容を吟味をしていく必要があるように思えた。帰りは何ごともなく偏西風のおかげもあり11時間20分ほどで、10/11、11：50に無事帰国できた。それからトランジットエリアで研修終了の挨拶を行い解散した。手前みそになるが今年度の研修も非常に充実したいい研修であったように思う。団員には明日から現実の厳しい仕事の上に、報告書のまとめなどが待っているがいい報告書ができる期待は十分である。最後に今回の研修で多大なアドバイスをいただいた佛教大学の津崎教授に心からお礼を述べ終りといたします。

（鈴木）

バッキンガムの風景。

はるかロンドンブリッジを望む。

第24回　海外研修先・関係団体リスト

バーンズリー市役所
Barnsley Metropolitan Borough Council
Regent House, Regent Street, Barnsley,
S70 2DU, England

プライオリーキャンパス
Priory Campus
Pontefract Rd. Lundwood, Barnsley,
Lundwood, Barnsley, S71 5PN, England

バーナード・プライオリー家庭支援センター
Barnardos Priory Family Centre
Priory Campus, Pontefract Rd.
Lundwood, Barnsley, England

ランドウッドソーシャルワーカー事務所
Lundwood Children and Families Team
Priory Campus, Pontefract Rd.,
Lundwood, Barnsley, England

養子・里親のサービス
Fostering and Adoption Service
Hoyland Town Hall, Hoyland,
Barnsley, S74 9AD, England

ホイランドソーシャルワーカー事務所
Hoyland Children & Families Team
Hoyland Town Hall, Hoyland,
Barnsley, S74 9AD, England

サマーウエル児童資源センター
Summerwell Children's Resource Centre
Newsome Avenue Wombwell,
Barnsley, England

ケレスフォース児童施設
Keresforth Children's Unit
Keresforth Centre, 14a Keresforth Close,
Barnsley, S70 6RS, England

ジョーンストリート児童資源センター
John Street Children's Resource Centre
43 John Street, Great Houghton,
Barnsley England

児童福祉施設監査機関
The Registration and Inspection Unit
1st Floor, Brierley Hall, Church Street,
Brierley, S72 9HT, England

カムテック保育所
Chamtec Day Nursery
Industry House, Summer Lane, Barnsley,
S70 2NY, England

バーンズリー総合病院精神衛生サービス部
Barnsley District General Hospital MHS Trust
Gawber Road, Barnsley S75 2EP, England

バーンズリー児童虐待防止サービス部
Barnsley Child Protection Unit
Child Protection Section
2 / 3 Burleigh Court, Burleigh Street.,
S70 1XY, England

コッツワルド・コミュニティー
Cotswold Community
Spain Road West, Ashton Keynes, Swindon,
Wiltshire SN6 6QU, England

ロンドンクロイドン区社会福祉部
London Borough of Croydon
Social Services Department
Taberner House, Park Lane,
Croydon, CR9 2BA, London, England

キングスダウン
Kingsdown
112 Orchard Rd. Sasnderstead, England

アディングトン保育所
Addington Day Care Centre
Kennelwood Crescent, New Addington,
Croydon Surrey, London England

アディングトンソーシャルワーク事務所
Addington District Social Work Office
Central Parade, New Addington,
Croydon Surry, London England

プレイ・プラス（放課後児童ケア施設）
Play-Plus
c/o Rowndown Infant School
Calley Down Crescent, New Addington,
Croydon Surry, London England

The Who Cares? Trust
Kemp House, 152-160 City Road,
London EC1V 2NP, England

NCH Action for Children
85 Highbury Park, London,
N5, 1UD, England

第24回　海外研修入手資料（英文）

[BARNSLEY]

1. Barnsley Information Text ……Brochure
2. Barnsley Metrodome Leisure Complex ……Brochure
3. Barnsley Priory Campus ……Brochure
4. Barnardos Priory Family Centre ……Brochure
5. The Children's Act in Practice ……Book
6. The Children's Act in Practice (Extraction) ……Brochure
7. Adopting a Child ……Book
8. I'm Here Waiting (the Adoption Contact Register) ……Book
9. An Inspection of Local Authority Post-Placement and Post-Adoption ……Book Services
10. An Inspection of Local Authority Post-Placement and Post-Adoption ……Book Services (A summary of the full report)
11. Fostering Review 1996 ……Brochure
12. Adoption Annual Review April 1996-March 1997 ……Brochure
13. Keresforth Children's Unit ……Brochure
14. The Registration and Inspection Unit ……Brochure
15. The Registration and Inspection Unit ……Book
16. Summer Lane Day Nursery ……Brochure
17. Mental Health (Duties of Social Worker) ……Brochure
18. Promoting Mental Physical and Social Health ……Booklet
19. Research Project 1997 (View of Mental Health in Barnsley and Assessing Quality of Life and Identifying Unmet Needs) ……Book
20. Barnsley Social Services (Mental Health Department) ……Book
21. Barnsley Child Protection Unit (What is Child Abuse?) ……Brochure
22. Child Protection Procedure and Guidelines ……Book
23. The Cotswold Community ……Booklet
24. Education in the Cotswold Community ……Brochure
25. The Cotswold Community (Three Years Training Programme) ……Brochure
26. Inspection for Quality (Standards & Procedures for the Registration & Inspection of Child minding) ……Booklet
27. The Children Act 1989 ……Booklet
28. Children's Right and Responsibilities ……Booklet
29. The Criminal Justice Act 1991 and the Criminal Justice and Public Order Act 1994 (Children/Young Persons) ……Booklet
30. Residential Care of Children & Young People ……Booklet
31. Childmind & Day Care of "Under Eight" ……Booklet
32. Children & Young People Being Cared for Social Services & Voluntary Organization ……Booklet
33. Organization Context of Social Services in England & Wales ……Brochure
34. Children's Services Plan 1997 (Croydon) ……Booklet
35. Kingsdown Reception Centre ……Booklet
36. Know your Right? (Children's right in plain English) ……Brochure
37. The Who Care Trust (Working to Improve Public Care for Children and Young People) ……Brochure
38. Who Cares Win (A Documentary series giving children in care an opportunity to speak for themselves) ……Video
39. Who Cares? (The National Magazine for Young People) ……Booklet
40. Who Cares? about Health ……Booklet
41. Who Cares? about Education ……Booklet
42. Who Cares? about Encouraging children and young people to read ……Booklet
43. Who Cares? about Disabled Children and Young People ……Book
44. The Views of young people in foster and residential Care ……Book
45. Strategic Plan of NCH Action for Children ……Booklet
46. Stephenson Hall (NCH Training and Conference Centre) ……Leaflet
47. Haverhill Family Resource Centre (NCH) ……Booklet
48. Representation and Complaints Procedure ……Booklet
49. Overview of Social Care and Social Work within the EU ……Leaflet

資生堂児童福祉海外研修の実績一覧

開催年度	研修先	団員種別(人数)	期間(日数)	研修内容
第1回(1972)	ヨーロッパ(含北欧)	養・保・児(5)	28	海外福祉事情視察
第2回(1973)	アメリカ・カナダ	精・重・肢(29)	29	大学・病院及び附属研究所各種施設の視察
第3回(1974)	ヨーロッパ(含北欧)	養(23)	22	ヨーロッパ6カ国での児童福祉事情の視察
第4回(1975)	ヨーロッパ(含北欧)	児・教(25)	22	ヨーロッパ5カ国での児童福祉事情の視察
第5回(1976)	アメリカ・メキシコ	乳・虚(25)	26	地域ぐるみの子育てと里親制度、アメリカ・メキシコの児童処遇
第6回(1977)	アメリカ	養・母(26)	24	養護施設及び里親制度、母子福祉の視察研修
第7回(1978)	ヨーロッパ	児・子どもの国(25)	16	テーマ「児童健全育成に関する民間施設活動」
第8回(1980)	アメリカ	養・母・乳(25)	15	テーマ「児童処遇における施設と地域社会」「児童の特性に応じた生活指導方法」
第9回(1981)	オーストラリア	養(18)	14	テーマ「分散小舎制の運営、地域社会関係」
第10回(1982)	アメリカ・カナダ	養(18)	17	アメリカ・カナダの要養護児童に対する居住型施設の形態及び運営機能についての調査研究
第11回(1984)	オーストラリア(含タスマニア)	養(15)	15	テーマ「児童養護のネットワークづくり」
第12回(1985)	ヨーロッパ(3カ国)	養(15)	15	テーマ「家庭の病理からくる情緒障害児・家族への指導」など
第13回(1986)	アメリカ	養(15)	15	テーマ「施設養護と家庭養護」
第14回(1987)	アメリカ	養・教(17)	14	テーマ「非行傾向を示す児童の処遇問題」
第15回(1988)	アメリカ	養・教(17)	15	テーマ「非行傾向を示す児童の処遇問題」～ファミリープログラムを含めて～
第16回(1989)	オーストラリア	養・教・情・母・精(17)	15	テーマ「児童福祉施設と地域社会とのかかわり方について」
第17回(1990)	オーストラリア	養・教・情・母・精(17)	15	テーマ「地域社会での児童福祉の在り方を探る」
第18回(1991)	ヨーロッパ	養・教・情・母・精(23)	15	テーマ「児童の権利と児童養護活動」
第19回(1992)	ヨーロッパ	養・教・情・母・精(25)	15	テーマ「児童の権利と家庭機能支援活動を探る」
第20回(1993)	カナダ・アメリカ	養・教・情・母・乳・精・肢(25)	15	テーマ「家族と子どもの権利を考える」
第21回(1994)	アメリカ	養・教・情・母・精(13)	15	テーマ「子どもの権利と家族への支援について」
第22回(1995)	ヨーロッパ(含北欧)	養・教・情・母・精(12)	14	テーマ「児童の最善の利益について」
第23回(1996)	オーストラリア ニュージーランド	養・教・情・母・精(15)	11	テーマ「日本の児童福祉施設の将来の在り方を探る」
第24回(1997)	イギリス	養・教・情・母・精(14)	12	テーマ「地域社会が求める福祉サービスのあり方」

(注) 養：児童養護施設　精：精神薄弱児施設　教：教護院
重：重症心身障害児施設　保：保育所　肢：肢体不自由児施設
児：児童館　母：母子寮　乳：乳児院
情：情緒障害児短期治療施設　虚：虚弱児施設

第24回資生堂児童福祉海外研修団員名簿

	氏　名	〒	勤　務　先・住　所	種　別
団　長	菅原　昭	988 -0076	宮城県気仙沼市館山２―２―３２ 旭が丘学園 TEL：0226-22-0135　FAX：0226-24-8835	養　護
団　員	木村　直樹	260 -0013	千葉県千葉市中央区中央４―１１―２７ 千葉家庭裁判所 TEL：043-222-0165　FAX：043-227-6638	家　庭 裁判所
々	岡本　眞幸	259 -0123	神奈川県中郡二宮町二宮９８ 心泉学園 TEL：0463-71-0077　FAX：0463-73-3000	養　護
々	福西　順子	166 -0012	東京都杉並区和田２―２１―１ 救世軍世光寮 TEL：03-3381-0545　FAX：03-3381-0710	々
々	虹釜　和昭	920 -0935	石川県金沢市石引４―６―１ 梅光児童園 TEL：076-231-3984　FAX：076-231-3986	々
々	山根　英嗣	732 -0047	広島県広島市東区尾長西２―８―１ 広島修道院 TEL：082-261-1356　FAX：082-263-3017	々
々	谷口　千鶴	798 -0003	愛媛県宇和島市住吉町１―５―１１ みどり寮 TEL：0895―22-1889　FAX：0895-24-3673	々
々	上薗昭二郎	897 -0304	鹿児島県川辺郡知覧町東別府20707 知覧児童学園 TEL：0993-85-3002　FAX：0993-85-3002	々
々	小林　儀貴	017 -0845	秋田県大館市泉町７―２０ 白百合ホーム TEL：0186-42-1849　FAX：0186-49-6445	母　子
々	吉原　恵里	914 -0058	福井県敦賀市三島町２―１―１９ 白梅学園乳児預かり所 TEL：0770-22-1310　FAX：0770-22-7387	乳　児
々	工藤　章	260 -0813	千葉県千葉市中央区生実町1001 千葉県生実学校 TEL：043-263-4731　FAX：043-264-5831	教　護
々	黒坂加代子	674 -0074	兵庫県明石市魚住町清水2744 清水が丘学園 TEL：078-943-0501　FAX：078-943-6598	情　短
事務局	中川　泰輔	104 -8010	東京都中央区銀座７―５―５ 資生堂社会福祉事業財団 TEL：03-3574-7408　FAX：03-3289-0314	――
々	鈴木　順治	104 -8010	東京都中央区銀座７―５―５ 資生堂社会福祉事業財団 TEL：03-3574-7408　FAX：03-3289-0314	――
添乗員	比江島眞砂博	101 -0047	東京都千代田区内神田１―７―４晃永ビル 明治航空サービス株式会社 TEL：03-3295-6331　FAX：03-3295-5326	――

編集後記

研修の初日に訪問したバーナードファミリーセンターで、話を聞いていましたら、「孤児の父」石井十次さんが当時渡英して学んだあのバーナードホームがその前身であることを知りました。私は、驚くと同時に何か感慨深い思いになりました。当時、情熱と使命感に燃えて海を渡った先達の姿が、目に浮かぶように感じられたからかも知れません。

バーナードホームは、1876年に創立された小舎制児童ホームで、1970年には、全国に60カ所を数えましたが、その後は減少し続け、1991年には、そのすべてが閉鎖されてしまいました。今では、児童ホームに代わって、里親委託、家庭支援、デイケア、教育プロジェクトなど、新たな分野に乗り出して、提供するサービス内容を大きく転換させています。

バーナードにおけるこの間の大きな転換が、イギリスの児童福祉全体の実情を象徴しているように思えます。イギリスでは、この20年～30年間に、国家財政の困窮を背景として児童福祉サービスのあり方を大きく転換させています。この間の動きについては、イギリスを後追いするように財政困窮から福祉予算の切り詰めが迫られている今の我が国にとっても、大いに参考とし、検討していかなければならない点があるように思われます。(その意味では、)「児童福祉を学びにいくには、今でもやっぱりイギリスですよね！」と、人に語りかけたい気持ちに駆られる今日この頃です。

ところで、仕事の合間を縫って、報告書の作成、編集をするのは、予想以上に大変なことでした。思えば1997年10月11日に13日間のイギリス研修を終えて帰国してから、ほぼ5カ月が経過しようとしている今、ようやく一つの報告書らしい形ができあがりつつあります。今はまさに「喉もと過ぎれば、熱さも忘れる」といった心境でしょうか。

でも、幸いにして、本研修の団員の皆さんが、几帳面なことから、現地研修から戻って1カ月と経たない11月6日の事後研修の際には既に、各人に割り当てられた草稿のすべてが揃っていました。お陰様で、編集作業に早めに取りかかることができました。

今回の編集作業におきまして、団員のチーフである虹釜さんの大いなる協力のもと、編集委員の木村さん、工藤さん、福西さんの各氏、そしてすべてにおいてご指導を頂いた財団事務局の中川常務理事、鈴木さんに、深く感謝したいと思います。

最後になりましたが、今回の研修に参加する機会を与えてくださった、資生堂社会福祉事業財団、厚生省、全国社会福祉協議会及び関係機関の皆様、また、現地で私たちを暖かく迎えて指導してくださったイギリスの福祉関係者、そして、事前・現地・事後の研修のすべてにおいて、団員の皆に細やかな心配りをしてくださった、菅原団長、中川常務理事、そして、鈴木さんに、この場をお借りして、心よりお礼を申し上げます。

(編集委員代表　岡本眞幸)

第24回（１９９７年度）資生堂児童福祉海外研修団報告書

発　行　１９９８年3月３１日
財団法人　資生堂社会福祉事業財団
〒104－8010　東京都中央区銀座７－５－５
印　刷　泰生印刷株式会社
〒101－0061　東京都千代田区三崎町２－１７－８

資生堂社会福祉事業財団